

富士三十六景 駿州行倉
茶田不二

しずおか 景観形成計画

しずおかの多彩な景観が織りなす
“回遊式庭園”の実現に向けて

策定：平成29年3月

改定：令和8年3月

静岡県

表紙の絵

富嶽三十六景「駿州片倉茶園ノ不二」 (葛飾北斎作)

現在の静岡県富士市ではないか(諸説あり)とされる地から見た富士山と茶園である。

お茶を摘む者、運ぶ者など生き生きと働く庶民の様子と、茶園を見守るように泰然とした富士山が描かれている。

豊かな自然と人々の暮らしや経済活動が創り出した美しい景観は、本計画で謳っている県土の目指す姿である、しずおかの多彩な景観が織りなす“回遊式庭園”の一場面を、見事に表している。

はじめに

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 計画策定の目的と特徴 | 1 |
| 2 | 計画策定の背景 | 2 |
| 3 | 景観形成の意義と各主体が担うべき役割 | 8 |
| 4 | 計画の位置付け | 11 |
| 5 | 計画の構成 | 12 |

第1章 県土の景観特性と課題

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 県土の景観特性と課題 | 13 |
| 2 | 景観の基本的事項 | 17 |

第2章 県土における景観形成方針

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 景観形成の理念と目指す姿 | 22 |
| 2 | 県土全域の景観形成方針 | 27 |
| 3 | 地域別の景観形成の方向性 | 29 |
| 4 | 広域景観の景観形成方針 | 35 |
| 5 | 公共事業の景観形成方針 | 44 |

第3章 静岡県の景観形成を進めるための県の取組

| | | |
|-----|--------------|----|
| 1 | 景観形成の主要方策 | 45 |
| 1-1 | 「主要方策」の考え方 | 45 |
| 1-2 | 「重点方策」の考え方 | 45 |
| 1-3 | 主要方策 | 46 |
| 2 | 仕組みづくりの具体方策 | 57 |
| 3 | 景観形成の推進体制 | 89 |
| 4 | 進捗管理とフォローアップ | 89 |

第4章 行動計画

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 対象事業の選定 | 90 |
| 2 | 行動計画 | 91 |

資料

| | | |
|---|------|----|
| 1 | 策定体制 | 96 |
| 2 | 改定体制 | 97 |
| 3 | 写真提供 | 98 |

1 計画策定の目的と特徴

1 策定の目的

本県は、自然と歴史にまことに恵まれた地域である。

我が国の象徴として知られる富士山、変化に富んだ海岸線と名水・温泉を擁する伊豆半島、広大な駿河湾・遠州灘、そこに注ぐ急流大河、日本有数の汽水湖である浜名湖。そして、今川・徳川両家にちなむ史跡をはじめとする数多くの歴史遺産。県民は、まさにこのような礎の上に、様々な産業や生活を展開している。

そのため、県土の景観は地域ごと、市町ごとに多彩・多様であり、それを守り、活かし、きめ細やかに整え、丁寧な育て、生き活きと創造していく上で、全県一律の基準、方策は馴染まない。

そこで県は、まず、基礎的な自治体である市町が、景観施策の中心的な役割を担うものと位置付け、市町景観計画の策定や地域住民の意向を念頭に置いた取組に対し、これを支援してきた。

それが実を結びつつある一方で、地域や市町の景観的魅力を十分に活かしていない、あるいは損なうような行為がいまだに決して少なくない、ということを確認しなければならない。

ここに、そこに住むことが県民としての誇りになるように、また来訪者の再訪や定住を誘うに足るように県土の景観を磨き上げ、これを未来に継承していくためには、さらに実効性の高い取組と、県・市町・県民・事業者の一層の連携が求められる。

「しずおか景観形成計画」（以下「本計画」という。）は、まさにそのための景観形成の方針、県が取り組むべき方策及び行動を示すものである。

2 計画の特徴

本計画では、市町等に対して、景観形成の考え方や具体制度・方策等を示した「新静岡県景観形成ガイドプラン」（平成18年3月策定）から一歩踏み込み、県の責務と役割の下、目指すべき姿、県が取り組むべき方策を示すとともに、これらを着実に実現していくための仕組みを構築する“景観形成マネジメント”を重視している。

2 計画策定の背景

1 新静岡県景観形成ガイドプラン策定の背景

① 静岡県景観形成ガイドプラン(S63.3)策定後の取組

高度経済成長期を経て社会資本の量的確保が進んだ一方で、地域固有のまちなみ、自然景観等が失われ、画一的で雑然とした景観が形成されてきた状況を踏まえ、本県では、昭和62年度に「静岡県景観形成ガイドプラン」を策定した。

静岡県景観形成ガイドプランは、県で推進すべき具体的施策展開の方針及び県と市町村が協力して地域景観形成を図る際の共通指針を示すものであった。また、計画策定プロセスの例示や、先進事例における取組の紹介等を通じて、市町において景観形成ガイドプランを策定することを主な目的としており、その後、一部の市町において景観形成ガイドプランが策定され、都市景観関連の条例が制定されるなど、大規模建築物や景観上重要な地区において良好な景観を形成するための景観の規制・誘導が行われるようになった。

② 景観法の制定

平成16年6月に景観法が制定されたことに伴い、それまでは強制力を持っていなかった景観条例が法委任条例となり、自治体の良好な景観形成の取組を支援する法的な仕組みが確立された。

また、地方公共団体が景観行政団体となって、景観計画の策定、景観地区の設定を行うことができるなど、地方公共団体による景観形成の取組がより一層重視されることとなった。

③ 新静岡県景観形成ガイドプラン(H18.3)の特徴

こうした景観法制定の趣旨を踏まえ、平成17年度に策定した新静岡県景観形成ガイドプラン（以下「ガイドプラン」という。）では、市町の景観計画に基づく具体方策の展開、県・市町等が広域景観形成に向けて設置する重要地域景観協議会の取組等、市町による景観の取組に重点が置かれることとなった。

このため、ガイドプランは、県全体の景観形成の考え方を示す「静岡県景観形成指針」と、市町が景観形成を進める上での参考書となる「市町における景観形成の推進」の2部構成とし、県が示す指針をもとに市町が具体的な取組を展開する、という構図が基本となっていた。

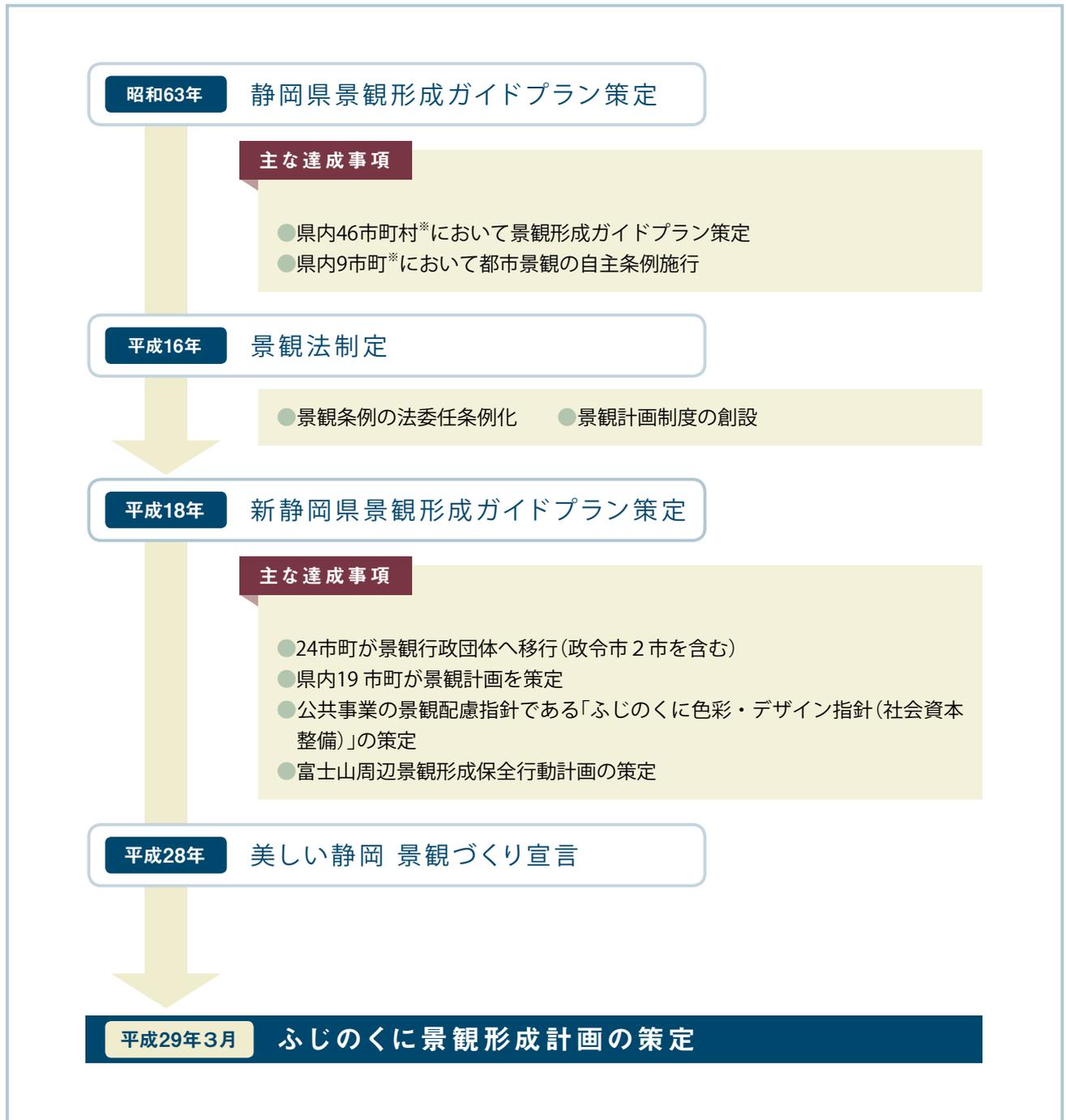
④ ふじのくに景観形成計画の策定

平成17年度のガイドプラン策定以降、市町では景観法に基づく景観計画の策定が進み、また富士山周辺地域等で広域景観形成の取組が始まっている。

2019年のラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の県内開催が決まり、本県に対する国内外からの注目度も高まりを見せている。

これを追い風とし、景観形成にさらに磨きを掛け、次のステップに進むため、平成29年3月にふじのくに景観形成計画を策定した。

図 ふじのくに景観形成計画策定の背景



※当時(合併前)の市町村数

ふじのくに景観形成計画の改定

上位計画である静岡県総合計画について、計画期間を令和7～10年度とする次期計画の策定が行われたことに伴い、ふじのくに景観形成計画(平成29年度～令和8年度)を次期総合計画に合わせて2年間延長(～令和10年度)する改定を行った。合わせて、「しずおか景観形成計画」に名称を変更した。

2 ガイドプラン策定後10年の取組

ガイドプラン策定後、本県では24市町が景観行政団体となり（景観法ではじめから景観行政団体として定められている政令市2市を含む。）、このうち19市町が景観計画を策定するなど、県が示した指針をもとに着実な取組が進められている。

また、4つの景観形成重要地域において協議会を設立するなど、県と市町の連携による取組もスタートしている。

県においても、公共施設整備に当たって配慮すべき指針を策定し、景観の専門家による景観評価を実施するシステムを確立するなど、県自ら良好な景観を形成するための取組を展開してきた。

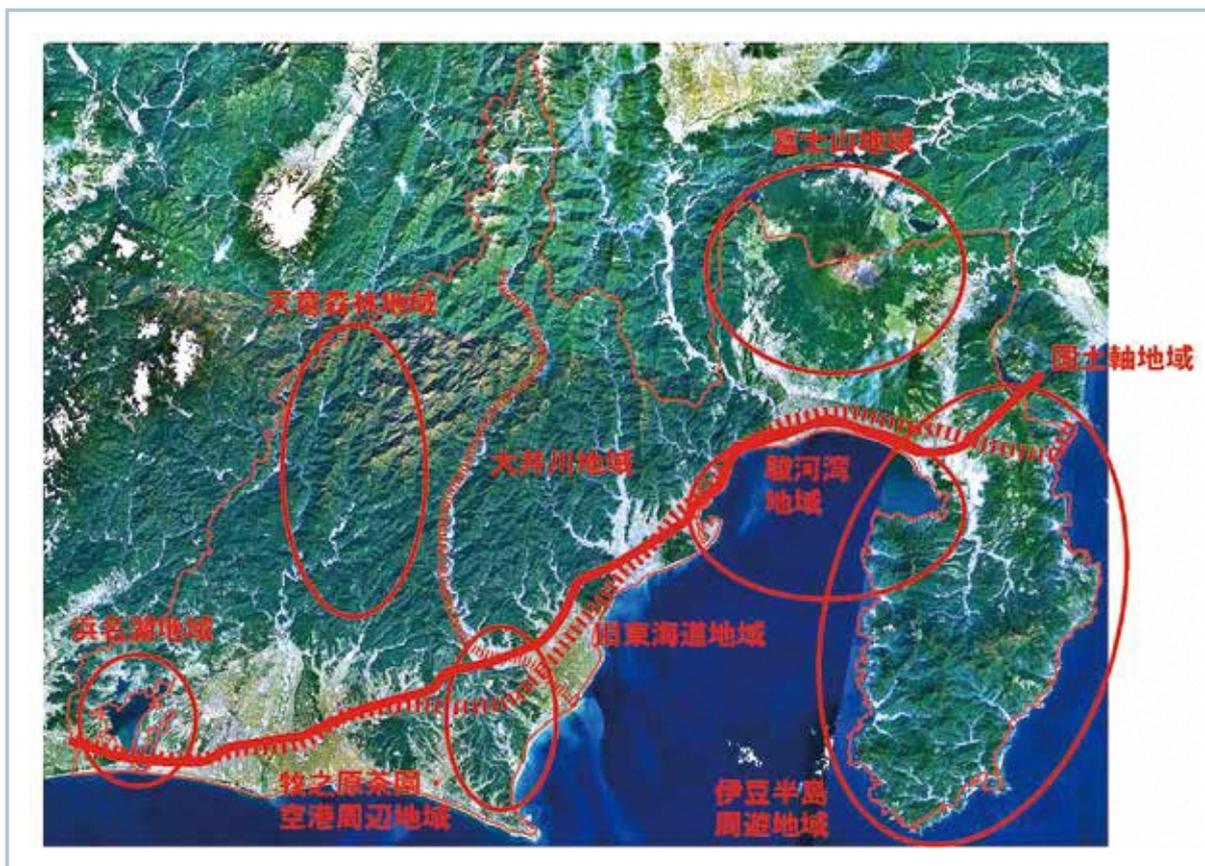
一方、こうした取組が進まなかった市町や地域があったほか、ガイドプランで掲げた主要方策の中にも具体的な行動に移されなかった取組もあった。

1 広域景観に関する取組

ガイドプランで定めた9つの景観形成重要地域のうち、4つの地域（富士山、牧之原茶園・空港周辺、大井川流域、伊豆半島周遊）で協議会を設立し、このうち富士山地域と伊豆半島周遊地域に関しては、具体的な方策や実施時期を定めた行動計画を策定した。

一方、ガイドプランでは、いつまでにどの地域で協議会を設立するかといった行動計画を示していなかったため、残る5地域では協議会設立を含めた具体的な取組が進まなかった。

図 ガイドプランで定めた景観形成重要地域



② 市町行政支援に関する取組

35市町のうち19市町で景観計画が策定され、さらに5市町において景観計画の策定が予定されており、景観計画の策定に関しては、全国的に見ても取組が進んだ県と言える。

一方、景観に対する認識や理解の不足、景観行政に携わる人員の不足等が原因となって、景観行政団体への移行を見送っている市町もあるほか、景観計画を策定した市町でも、景観法に基づく制度運用が十分に行われていないという実態も見られる。

③ 公共施設整備に関する取組

県の公共事業実施の際に配慮すべき事項をまとめた「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」を策定したほか、大規模な公共事業に関しては景観の専門家による検討・確認を行う仕組みを構築し、専門家による検討の実績をまとめた事例集を作成した。

ただし、専門家による検討を実施するかどうかの判断は担当部署に任されているほか、市町が実施する公共事業は対象になっていないため、公共施設全体の景観配慮の底上げまでには至っていない。

④ 屋外広告物に関する取組

都道府県、政令市、中核市を除く景観行政団体において、屋外広告物条例を制定した市町村数が全国でも80市町村しかない中、本県では8市町が条例を制定しており、屋外広告物に対する取組が全国的に見ても進んだ県となっている。また、屋外広告業者の登録制度が普及し(約1,200業者が登録)、業者への指導体制が整うとともに、各市町で違反屋外広告物に対する指導や撤去が行われるなど、違反屋外広告物に対する取組は集中的・重点的に実施されている。

一方、違反屋外広告物全体の分布や数量を把握することは費用や時間の面で困難であるため、具体的な効果や進捗状況が把握できないことが課題である。

⑤ 推進体制に関する取組

ガイドプランでは、「景観形成推進連絡会議」を設立して、年度ごとの行動計画を策定し、景観施策を推進することとしていたが、推進体制に関する位置付けやスケジュールが明確でなかったため、ガイドプラン策定後の進捗管理を十分に行わなかった。

平成28年6月に設置した「静岡県景観づくり推進本部」は、本計画を策定するとともに、本計画第4章に示す行動計画を具体的に推進・実行するための庁内横断的な組織であり、全庁を挙げて景観の取組を着実に進める体制を確立することを目指している。

注：「図 ふじのくに景観形成計画策定の背景」(3頁)及び「**2**ガイドプラン策定後10年の取組」中の実績値は、平成28年3月末時点のものである

3 社会経済情勢の変化と景観形成に求められるもの

1 人口減少・少子高齢化及び市町合併の進展

本県では、平成17年をピークに人口減少に転じ、平成26年の人口減少数は全国ワースト4位であった。今後は人口減少と少子高齢化がますます進み、令和12年には3人に1人が高齢者という時代を迎える見通しである。

国では、地方の人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住み良い環境を確保することを目的として、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しており、本県が平成27年10月に策定した「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、移住・定住の促進や交流の拡大等によって地方創生を推進することを掲げている。

さらに、市町村合併に伴い、20年前には74あった市町村の数は、35市町に半減し、多くの市町の行政区域が拡大した。これにより、地域の個性が失われていくことが懸念されており、各地域の伝統、文化等の魅力を継承していくことが求められている。

こうした人口減少・少子高齢化や市町合併の進展を踏まえ、住む人が心地良く感じるとともに、誇りや愛着を抱く景観の形成をより一層進めることが重要である。

2 大規模災害への備え

本県では、南海トラフ巨大地震に伴う津波に対する備えが喫緊の課題となっており、防潮堤等の整備が進められている。また、集中豪雨や台風による風水害や土砂災害の激甚化に伴い、ハード対策・ソフト対策の組合せによる防災・減災対策の強化が求められている。

しかし、安全性の確保と引き換えに、周囲の自然景観や歴史的景観を破壊することがないように、防災施設の整備に際して周辺景観との調和を図ることが重要である。

3 交流人口の拡大

訪日外国人数が全国的に増加している中、本県では、平成25年には富士山、平成27年には葦山反射炉が世界遺産に登録され、県内を訪れる外国人観光客数が増加している。

今後は、2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催地として、またラグビーワールドカップ2019の試合会場の一つとして、さらに外国人観光客の増加が見込まれている。

我が国を代表する観光地として、また国際イベントの開催地として、おもてなしの景観形成に向けた取組が求められている。

4 広域交通ネットワークの進展

平成21年6月には富士山静岡空港が開港し、平成24年4月には新東名高速道路が開通するなど、広域的な交通インフラの整備が進んでいる。さらに、伊豆縦貫自動車道、中部横断自動車道、三遠南信自動車道の整備の進捗に伴い、南北方向の交流圏域拡大が期待されている。

こうした広域交通ネットワークの進展を踏まえ、県内を訪れる観光客だけでなく県内を通過する利用者も視野に入れた広域の景観形成が求められている。

5 自然エネルギー活用の進展

地球温暖化対策のため温室効果ガスの削減を図ることが世界的な課題となっている中、我が国では東日本大震災を契機として、安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築し、石油、石炭等の化石燃料に加えて太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーも適切に組み合わせていくことが求められている。

太陽や水、森林、温泉等の豊かな自然資源に恵まれている本県では、東日本大震災後の電力危機を契機として、大規模な太陽光発電や風力発電の建設が積極的に進められているが、これらの施設と景観との調和を図ることが重要となっている。

6 耕作放棄地、空き家・空地の増加

人口減少・少子高齢化の進展は、市街地よりも農山漁村集落において深刻な問題となっており、担い手を失った耕作放棄地や、暮らす人を失った空き家や空地は、これまで長い時間をかけて育まれた農山漁村集落の景観を阻害する要因となっている。

今後は、農林漁業の振興、農地や森林等の保全といった他分野の取組に対して、景観サイドからのアプローチを検討することが重要である。

4 ガイドプラン見直しの視点

ガイドプラン策定後の取組状況及び現在県を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、計画で掲げる主要方策の実効性を高めることを重視し、以下の3つの視点からガイドプランの見直しを行うこととする。

視点1

役割の明確化

- 景観形成において県が担うべき役割と、県が主体となって取り組む具体方策を明確にする。

県

景観形成を
けん引・調整・支援

広域景観の保全、モデルとなる良好な景観形成、市町や県民等に対する支援

市町

地域の景観形成の
コーディネーター

県民

景観形成の
主役

事業者

事業活動を通じた
景観形成

視点2

戦略の強化

- 選択と集中の考え方にに基づき、県が重点的に取り組む方策を明確にする。
- 地域固有の景観を保全・育成することを重視し、市町の景観行政の支援策を強化する。
- 県民・事業者による自立した持続性のある景観形成の取組を促進するため、人材育成と資金確保を支援するための方策を強化する。

視点3

マネジメントの導入

- 人材や資金等の資源を動かす具体的な体制、仕組み、ルールを整え、誰がやっても同じ効果が得られるマネジメント・システムを導入する。

3 景観形成の意義と各主体が担うべき役割

1 景観形成の意義について

景観形成を進めていくことは、単に視覚的に美しいものを形成するだけでなく、「地域らしさ」を大切に、「愛着」「誇り」「ゆとり」や「潤い」など、心の豊かさを感じることができる地域づくりにつながるものであり、次のような意義を持っている。

潤いのある豊かな暮らしの創造 (生活環境の向上)



人口減少時代を迎えた現在、物の豊かさより心の豊かさを感じられる暮らしが求められている。

心の豊かさを感じられる暮らしは、ゆとりやうるおい、安らぎを感じることができる日頃の景色の中で育まれることから、良好な景観の形成は、地域の快適性や安全性の向上につながるものである。

県土・郷土に対する誇りや 愛着の醸成(移住・定住の促進)

県土及び郷土の景観は、遠い過去からの人々の営みや様々な生活習慣と深い関係を持ちながら、地域の歴史や文化が積み重なって形づくられたものである。

このようにして形成された独自の景観は、その地域に暮らす人々が県土や郷土に対して感じる誇りや愛着となり、他の地域での暮らしには替えることができないほど重要なものとなっている。

県土や郷土に対する住民の誇りや愛着は、「地域らしさ」を守り、育て、活かす原動力となる。さらにその「地域らしさ」は、外部から訪れる人にとって魅力として映り、居心地の良い住環境やコミュニティを求める人々をその地域へ引き寄せることにつながる。

世界の憧れを呼ぶ静岡の実現 (観光・交流の促進)



富士山及び韮山反射炉の世界遺産登録や、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等をきっかけとした来県者の誘致や情報発信により、広く国内外の人々に本県の美しさや豊かさ、そして歴史を知ってもらうことは、「また訪れたい」、「もっと静岡県の魅力に触れたい」と感じる観光客や交流客の増加へとつながる。

また、本県を訪れた人々が目にする「静岡らしい」景観は、本県及び各地域に対して抱くイメージそのものとなる。そのため、歴史的まちなみなどの優れた景観だけでなく、一般の市街地、農山漁村等においても、「静岡らしさ」を大切に景観形成を進め、本県の魅力を国内外に発信していくことが重要である。

2 各主体が担うべき役割について

景観は、民有空間と公共空間によって構成されている。

このうち、人々の共有財産でもある公共空間には景観形成をけん引する役割があるが、本来は個人財産である民有空間も、人々が公共空間と一体的に目にするという観点からは、公的な価値と役割を持っていると考えられる。

そのため、県民や事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、景観に対して高い関心と共通の認識を持ち、協力して景観形成に取り組むことが重要である。

1 県の役割 ～景観形成をけん引・調整・支援・活用～

広域景観の 形成・保全

富士山をはじめ、地理的に複数市町にまたがる広域景観の保全・形成に向けた取組をけん引・調整するとともに、道路、鉄道、河川、海岸等の連続的な景観形成等、複数市町が広域的に取り組む施策や事業をけん引・調整する。

モデルとなる 良好な景観形成

県の公共事業は、公共建築物、道路、公園、河川、港湾等多岐にわたっており、周辺の景観に与える影響も大きいことから、県は、これら県主体の事業を通じて、県民や市町にとってモデルとなる高品質な公共空間を形成する。

市町や県民等に 対する支援

景観形成に取り組む市町に対して、人的支援、技術的支援、金銭的支援を積極的に行うとともに、景観条例の策定の支援や各種ガイドラインなどの策定を通じた支援を行う。
自らの手で景観形成を進める人材や団体の育成を行う。
市町、県民等に対して、景観に関する普及啓発、行政の取組とその効果等に関する情報発信を行うとともに、良好な景観を活用し、交流人口や関係人口の増加等地域の活性化へつなげる。

2 市町の役割 ～地域の景観形成のコーディネート～

- ・ 県、関係市町と連携、協力して広域景観の形成を図る。
- ・ 景観行政団体として景観計画を策定・運用し、地域の特性に応じた景観の規制・誘導等を行う。
- ・ 公共事業における良好な景観を形成する。
- ・ 住民や事業者が展開する景観形成の活動への支援や、景観に関する意識を高めるための普及啓発活動を行う。

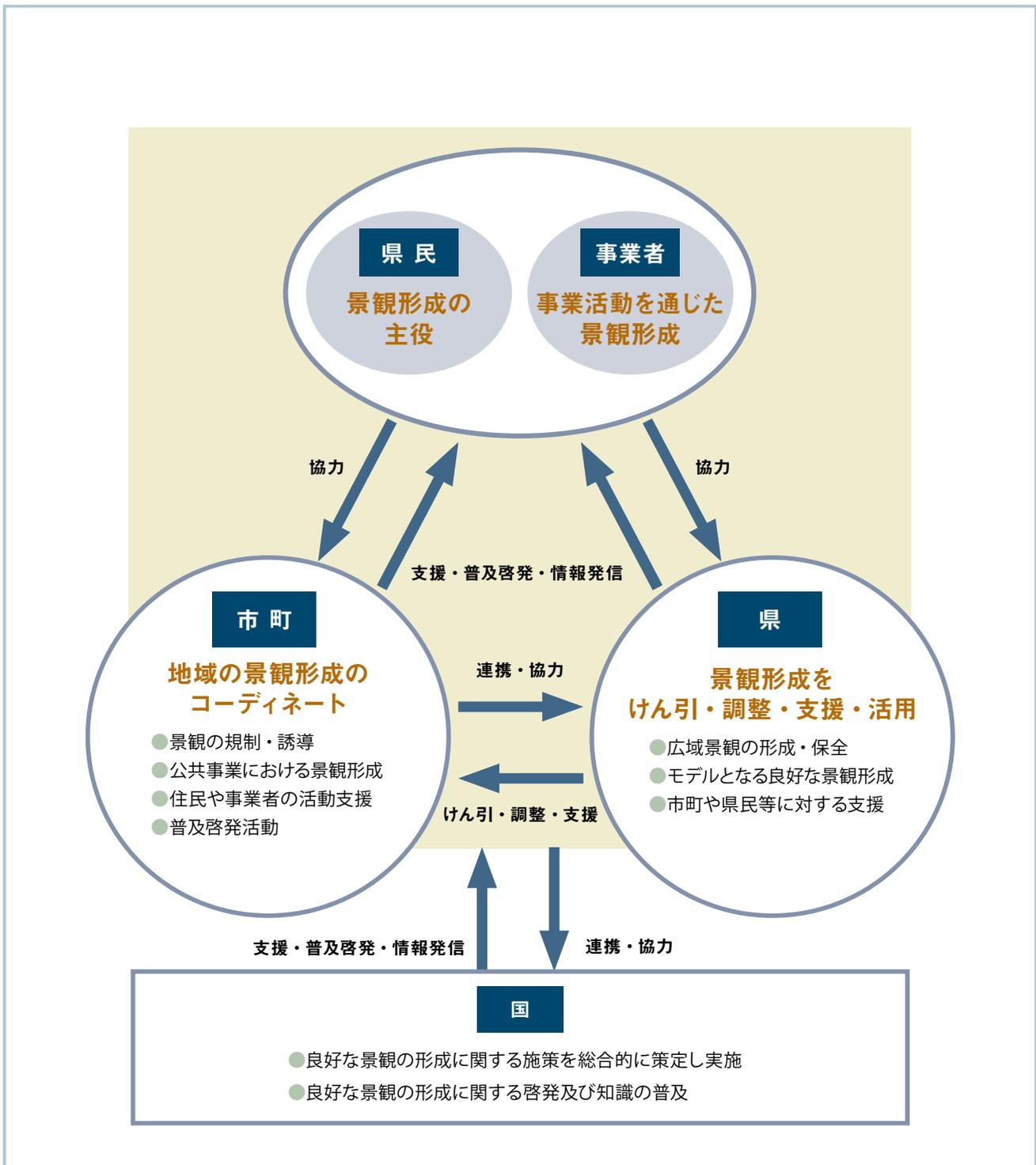
3 県民の役割 ～景観形成の主役～

- ・ 景観形成の「主役」であり、一人ひとりの日々の私的な活動が、公的な景観に影響を与えているという意識を持つ。
- ・ 日頃から景観について関心を持ち、自宅等の私的空間では景観への配慮を行うとともに、身近な地域では近隣住民等と協力し、良好な景観形成に向けた活動に参画する。
- ・ 県、市町等が実施する景観形成について、検討、提案、参加、決定等を行う。

④ 事業者の役割 ～事業活動を通じた景観形成～

- ・景観に関する法令の遵守はもとより、事業所が立地する地域の景観について理解し、良好な景観の形成を行う。
- ・土地の利用や建築等の事業活動において、良好な景観の形成を行う。
- ・景観形成に影響のある事業活動について、住民へ説明や情報提供を行うとともに、住民・行政の意見に配慮する。
- ・県、市町等が実施する景観形成について、検討、提案、参加、決定等を行う。

図 景観形成の主体とそれぞれの役割



4 計画の位置付け

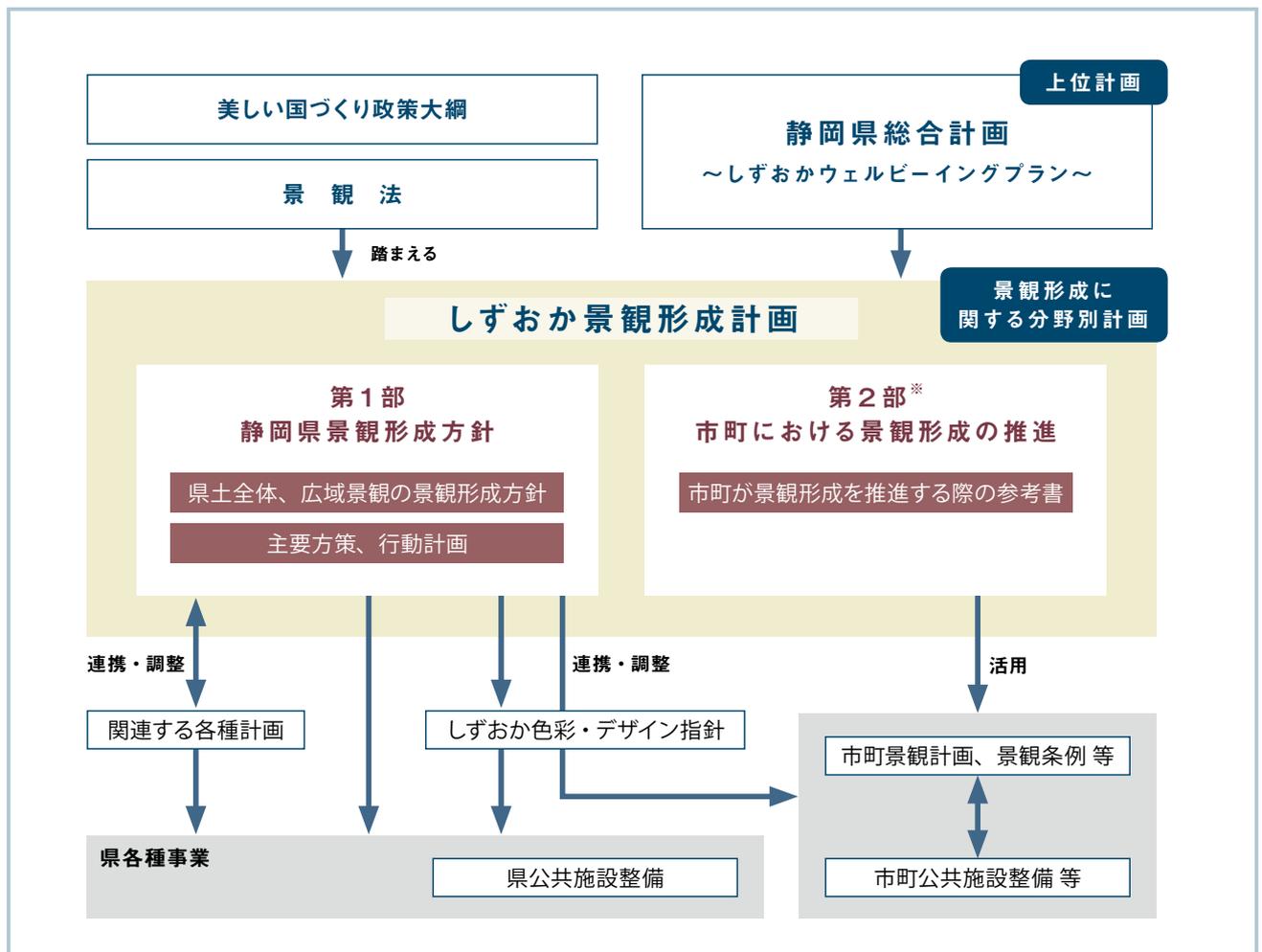
1 位置付け

本計画は、静岡県総合計画を上位計画として、本県における景観形成に関する分野の方針及び方策を定めた「任意計画」である。

本計画第1部では、県土全体の景観形成の方針、単独の地方公共団体の取組では解決できない「広域景観」の方針及び主要方策を示すとともに、市町が定める景観計画や景観条例、県及び市町が実施する公共事業の景観形成において活用される指針として位置付けるものである。

また、第2部では、市町が景観形成を推進していくために、活用することが望まれる景観法や主要制度等を整理している。

図 計画の位置付け



※第2部は第1部と別冊

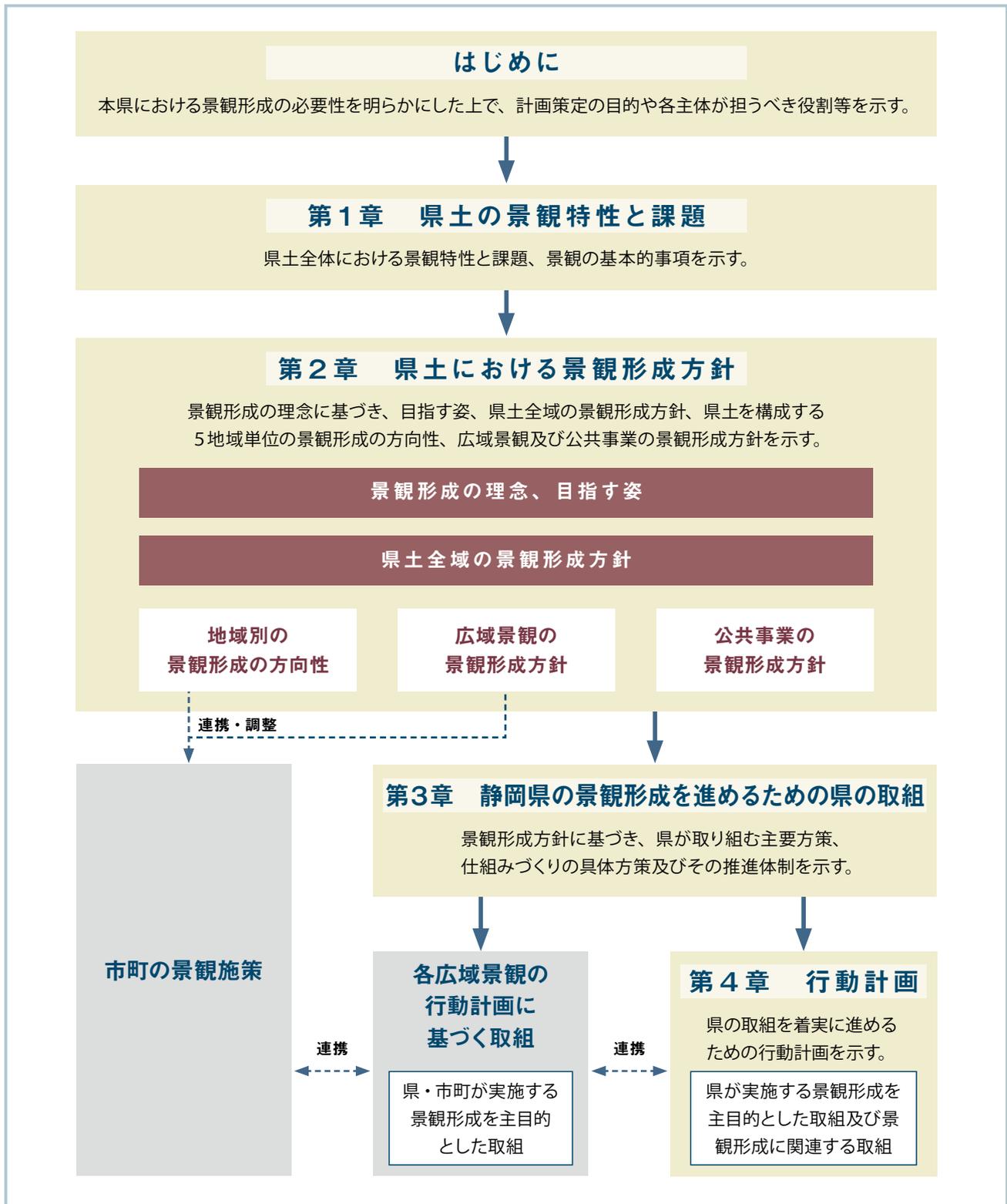
2 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から令和10年度までの12年間とする。

5 計画の構成

本計画の第1部「静岡県景観形成方針」は、次の4章から構成されている。

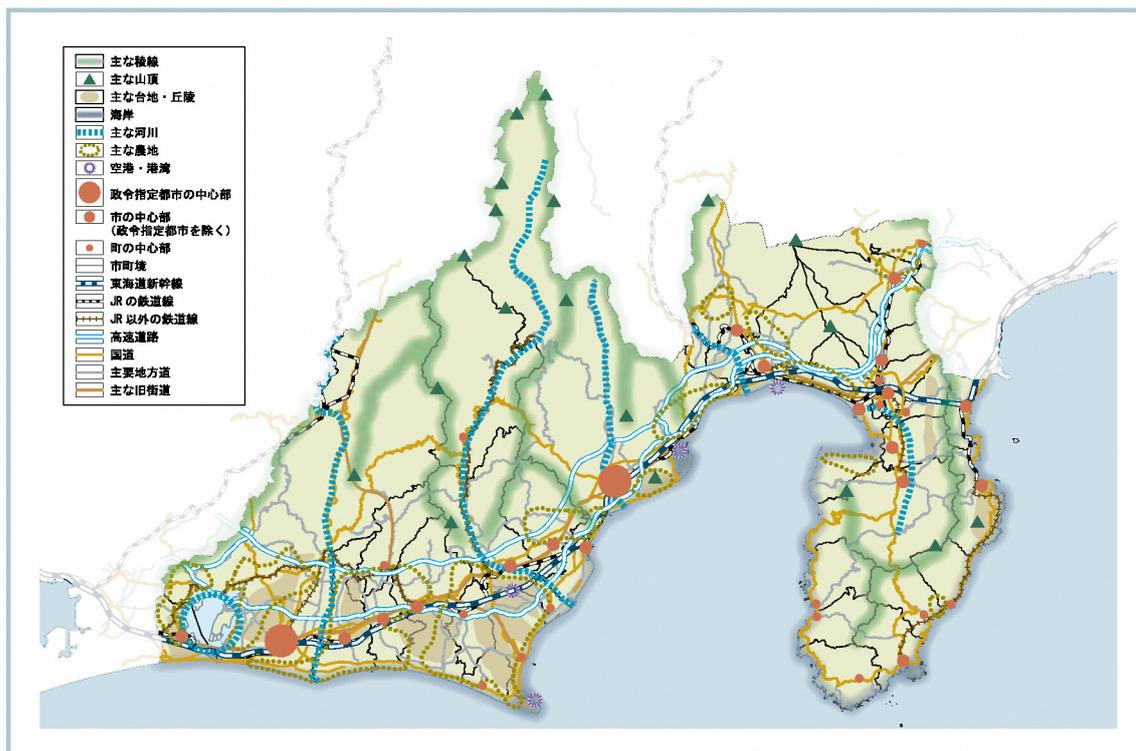
図 計画の構成



※灰色の部分は本計画に含まない

1 県土の景観特性と課題

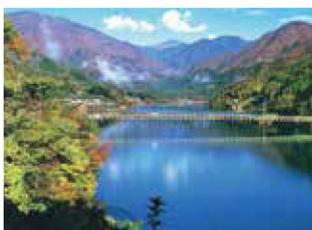
良好な景観形成を進めるに当たっては、まず現状を把握・整理し、景観を構成する要素ごとに、その特性と課題を明確にしておく必要があるため、ここでは、県土の景観特性と課題を示す。



1 山地の景観(山地、森林、台地・丘陵)

特性

- ・世界遺産に登録された富士山は、我が国の象徴であり、県内外の多くの地点から眺望される重要なランドマークである。
- ・伊豆半島や県東部には、富士山、天城山、達磨山等の火山性山地からなる多彩な地形が分布している。
- ・中部から西部にかけては、日本の屋根といわれる南アルプスとそれに連なる山地景観が形成されている。
- ・本県は県土の64%が森林であり、そのうち約半分がスギ・ヒノキを中心とする人工林である。



課題

- ・富士山の眺望に入る景観阻害要素の整序、富士山を眺望できる視点場の整備、富士山の眺望と調和する景観の形成が重要である。
- ・観光・交流、文化振興の場として山地や森林を活用する取組と併せて、山地景観を保全・形成する取組が必要である。
- ・廃棄物の不法投棄、土石採取、在来植生の荒廃、管理が行き届かない人工林等、景観を悪化させる様々な要因への対応が必要である。

② 水辺の景観(海岸、河川、湖、湧水池・湧水群)

特性

- ・駿河湾や遠州灘には、千本松原や三保松原をはじめ、白砂青松にふさわしい海岸林が多く残っている。
- ・火山活動や海食の影響を受けた伊豆半島では、急崖やリアス式海岸等、独特の海岸景観が形成されている。
- ・代表的な河川として、天竜川、大井川、安倍川、富士川、狩野川等が流れており、上流部には美しい渓谷の景観、下流部では河川緑地を持つ雄大な河川景観が形成されている。
- ・富士山麓周辺には、御殿場市の沼田、三島市の小浜池、清水町の柿田川、富士宮市の湧玉池等、地下水の湧出がみられる。
- ・浜名湖は、猪鼻湖、引佐細江、村櫛半島等により、出入りに富んだ湖岸線となっている。



課題

- ・海岸浸食、松食い虫による松枯れ、廃棄物の不法投棄や漂着等が見られることから、海岸保全対策や松林の保全活動が必要である。
- ・風力発電施設が立地するエリアでは、海岸の景観と調和した施設整備が求められている。
- ・河川整備に当たっては、治水、利水との調和を図りつつ、多自然川づくりを推進することが求められている。
- ・湧水の水辺環境を保全するとともに、水質浄化や枯渇防止のための取組が求められている。
- ・湖岸周辺における開発及び建築の適正な規制・誘導が必要である。
- ・南海トラフ地震等に伴う津波や激甚化する風水害等への備えとして、防潮堤の整備等防災・減災対策を進めるにあたり、周辺の自然景観や歴史的景観との調和を図ることが重要である。

③ 農山漁村の景観(農地、農山漁村集落、里山)

特性

- ・牧之原台地や富士山麓等の茶園、浜名湖北部のみかん畑等、丘陵地や山麓には、静岡を代表する農作物を生産する農地の景観が広がっている。
- ・伊豆半島や安倍川上流部の畳石式のわさび田、静岡市久能海岸沿いの石垣いちご園、箱根西麓のモザイク的な畑地、富士山西麓の牧草地、棚田、河津の桜並木、富士山を借景とした農村景観等、特徴的な農地の景観が形成されている。
- ・焼津市花沢の里の長屋門造の民家等、特徴的な建築物等の形態を有する集落景観が形成されている。
- ・伊豆半島の沿岸部や駿河湾に面して、網代、稲取、田子、戸田、焼津等の漁港があり、周囲には家屋が密集した漁村集落が形成されている。
- ・市街地や集落を取り巻く丘陵地には、古くから雑木林や畑が混在する里山景観が広がっている。



課題

- ・茶園、みかん園等の農地の利用継続、保全・維持と併せて、鉄塔・電線、屋外広告物、メガソーラーなどの景観阻害要因への対応が求められている。
- ・人工物である基盤施設、近代化施設等により、農地の景観の美しさが損なわれている地域が見られる。
- ・農業従事者の高齢化、後継者不足等によって荒廃農地が増加しており、優良農地の確保の観点から荒廃農地の解消が求められている。
- ・民家の建て替えや空き家化によって農山漁村集落の特徴ある景観が失われつつあり、コミュニティの維持、地域の文化や行事の継承等と一体的に景観保全に取り組むことが必要になっている。
- ・農業従事者をはじめとした里山を管理する人手の減少に伴い、里山の荒廃が進みつつあるので、住民等による保全活動を通じて里山景観の保全を図ることが必要になっている。

4 市街地の景観(既成の住宅地、郊外の新住宅地、中心部の商業・業務地、温泉街、別荘地)

特性

- ・主要駅周辺では、中高層の商業・業務建築物や官公庁施設が集積し、都市的な景観が形成されている。特に、JR静岡駅の周辺では県下一のにぎわいの景観が形成されている。また、JR東静岡駅を中心とした地区では、学術、文化・芸術、スポーツ関連施設等の立地が進み、新たな市街地景観が形成されつつある。
- ・中心市街地の周辺では、工場や店舗が混在する住宅地が一般的であるが、郊外部の一部等では土地区画整理事業等によって整然としたまちなみの住宅団地が形成されている。
- ・我が国を代表する観光地として発展した熱海、伊東、下田、修善寺等では、規模の大きい旅館・ホテルや観光施設が集積している。
- ・伊豆半島の山麓部や高原地、富士山や箱根外輪山の山麓部の森林地域には、緑の中に別荘が点在する景観が形成されている。



課題

- ・多くの人が行き交う商業・業務地では、各地域及び県全体のイメージを生み出す空間として、より魅力的な景観を形成することが求められている。
- ・中心市街地の一部は、空き店舗や低未利用地の増加に伴い、賑わいのない景観になりつつあり、中心市街地の活性化と併せて魅力的な景観を形成することが求められている。
- ・多くの用途が混在する住宅地では、住民が主体となって地域の将来像を描き、良好な景観と住みよい環境を形成するルールづくりなどを進めていくことが必要である。
- ・周囲の景観と調和しない建築物、広告物等によって温泉情緒が失われつつある地域では、緑や水辺、歴史資源を活かした温泉街らしいまちなみを形成していくことが求められている。
- ・建て替え時や、空き家・空地を活用する際、現在の景観を保全・形成することが求められる。

5 産業地の景観(工業地、港湾)

特性

- ・沼津市、富士市、静岡市、浜松市等の臨海部や、インターチェンジ周辺等の内陸部を中心に大規模工場が集積した景観が形成されている。また、ファルマバレー(医療・健康)、フーズ・サイエンスヒルズ(食品)、フォトンバレー(光・電子技術)の3つの産業集積プロジェクトにより、先進的な研究・開発施設の立地も進んでいる。
- ・近年では、本県の「内陸のフロンティア」を拓く取組により、新東名高速道路のインターチェンジ周辺等に、複数の産業拠点が形成されつつある。
- ・駿河湾に面して清水港、御前崎港、田子の浦港が開かれ、大型の船舶が行き来する物流港、工業港として利用されるとともに、海洋公園等の人々に親しまれる憩いの場が整備され、地方港湾においても地域産業、海洋レクリエーションなどを核とした個性あるみなとづくりが進められている。



課題

- ・工場、研究施設等が立地する地域は、駿河湾沿岸や富士川・大井川河口、富士山麓等の景勝地に近接していることから、周囲の自然景観との調和、眺望の保全に配慮したデザイン、緑化等が求められている。
- ・港湾では、緑地等の整備、施設周辺の修景や緑化を通じて、地域の人々に親しまれる景観形成を進めることが求められている。

6 歴史の景観(旧街道、歴史的まちなみ)

特性

- ・ 東海道53宿のうち22宿が県内に設置されていた。現在、蒲原宿、由比宿、岡部宿、島田宿、日坂宿、新居宿等では、旅籠や町家、関所等の歴史的建造物の保全・活用等が行われている。また三島・函南(箱根旧街道の一部)や金谷では復元された旧東海道の石畳を歩くことができる。
- ・ 塩の道、秋葉街道等の旧街道には、現在でも常夜燈、道標、石仏等が残存している。



課題

- ・ 道路整備に伴う地形改変、沿道土地利用の変化によって、連続した旧街道の景観は失われつつあるため、残された歴史資源の保全と併せて、街道の連続性に配慮した景観形成が重要である。
- ・ 街道に残されている歴史資源を活用するとともに、沿道建築物や屋外広告物のルールづくりなど、住民が中心となった景観形成が求められている。

7 交通軸の景観(国土交通軸、幹線道路沿道)

特性

- ・ 県内には、東海道本線、東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号が整備され、東西の交通の要衝として発展してきた。これらの車窓からは、富士山や茶園等、静岡ならではの景観を望むことができる。
- ・ 現在は、伊豆縦貫自動車道、中部横断自動車道、三遠南信自動車道の整備が進められており、より多くの人々が県内を訪れることが期待されている。
- ・ 郊外の幹線道路沿道には、大規模な駐車場を備えた量販店・専門店や飲食店等が立ち並んでいる。
- ・ 豊かな自然に囲まれた富士山静岡空港が平成21年に開港し、国内外から多くの人々が県内を訪れている。
- ・ 駿河湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟したことにより、世界遺産「富士山」とともに世界レベルの自然景観を有する国内屈指の港としてクルーズ船誘致活動の展開が可能となった。



課題

- ・ 広域交通ネットワークを利用して来訪又は通過する人々に、本県の魅力を伝えるため、これら沿線・沿道における屋外広告物の規制や、鉄道駅・インターチェンジ周辺における魅力的な景観形成が求められている。
- ・ 新たな高規格幹線道路整備に当たっては、周辺の自然景観との調和や眺望の確保等に配慮することが求められている。
- ・ 幹線道路沿道、特に世界遺産である富士山の周辺や日本有数の観光地である伊豆半島、空港周辺、郊外の商業施設が並ぶ地域等、多くの人の目に触れる地域では、建築物や屋外広告物について適切に規制・誘導を図ることが求められている。
- ・ 駿河湾フェリーやクルーズ船で来県する多くの観光客等の目に触れる海上から眺められる富士山の景観をより印象的なものとするため、ふ頭から市街地までの景観を適切に保全・誘導することが求められている。

2 景観の基本的事項

景観形成を進めるに当たっては、景観そのものの性質を理解し、地域の景観特性を読み解いた上で、効果的な取組を展開することが重要である。

そのため、ここではそのヒントとなる景観のとらえ方と関わり方について解説する。

1 「景観」の定義

「景観」は、用語的には「風景、景色、自然等の眺め。また、その美しさ。」と定義されるものであり、自然物や人工物等の物理的な眺め(景)と、それを見た人間が感じる心的現象(観)によって成立するものである。

「景観」は、自然環境の中で人々の様々な活動の積み重ねによって形成された複合的かつ総合的な空間の広がりであり、人間が生きていくための営みの歴史的結晶と言える。

2 「景観」のとらえ方

「景観」は、眺められる対象と、眺める側の人間の相互の関係で成り立っている。

ここでは、景観のとらえ方の基礎として次の事項の整理を行う。

- ・ 景観を構成する要素
- ・ 視点場と視対象の関係
- ・ 距離による視対象の見え方の違い

景観を構成する要素

本県の景観を構成する要素には、様々な特性を持つ地域に存在する森林、河川、農地、集落、建築物、道路等がある。

構成要素は、地形や植生等の自然環境の変化と、その上で展開されてきた人間の活動等により形成されたものであり、眺める人の価値観を通じてこれらを認識することで、眺めている地域のイメージが喚起される。

そのため、地域に根ざした景観の形成を検討する際には、今ある構成要素を培ってきた地域の自然環境や歴史について、丁寧に理解することが重要である。

表 地域区分と景観を構成する要素

| 区分 | 構成地域 | 景観の構成要素 |
|---------|---------------|--|
| 山地の景観 | 1 山地 | 山体、山頂、稜線、砂防施設、登山道や散策道、登山や散策を行う人 等 |
| | 2 森林 | 天然林、人工林、林道、散策や紅葉狩りを行う人 等 |
| | 3 台地・丘陵 | 頂上面、斜面地・崖、頂上面や斜面地の緑地・農地 等 |
| 水辺の景観 | 4 海岸 | 海面、汀線、岩礁、砂浜、砂丘、クロマツなどの海岸林、防災施設、海水浴やマリレジャー、釣りをを行う人 等 |
| | 5 河川 | 川面、川岸、河畔林、護岸、堤防、河川緑地、橋梁、釣りやバーベキュー、散策を行う人 等 |
| | 6 湖 | 湖面、湖岸、湖畔林、護岸、釣りや散策を行う人 等 |
| | 7 湧水池・湧水群 | 水面、岸、水汲み場・洗い場、周辺の散策道や公園 等 |
| 農山漁村の景観 | 8 農地 | 水田、畑、樹園地、農道、水路、ため池、加工施設・集出荷施設、販売所、栽培や収穫等の人々の営み 等 |
| | 9 農山漁村集落 | 民家、蔵、門・垣、社寺、祠、漁港、日常生活や伝統行事 等 |
| | 10 里山 | 市街地や集落の縁辺の低山や丘陵地における雑木林、竹林、人工林、畑等の混在、散策を行う人 等 |
| 市街地の景観 | 11 中心部の商業・業務地 | 店舗、事務所ビル、駅、官公庁施設、メインストリート、屋外広告物、商業活動やイベントなどの人々の営み 等 |
| | 12 既成の住宅地 | 戸建の低層住宅や中層住宅、工場・店舗等の混在、人々の日常生活やコミュニティの活動 等 |
| | 13 郊外の新住宅地 | 戸建の低層住宅、人々の日常生活やコミュニティの活動 等 |
| | 14 温泉街 | 旅館・ホテル、飲食店、娯楽施設、湯煙、屋外広告物、街を散策する人々 等 |
| | 15 別荘地 | 別荘、森林、高原地 等 |
| 産業地の景観 | 16 工業地 | 大規模な工場、地場産業の工場、倉庫、煙突、働く人々 等 |
| | 17 港湾 | 港、船、クレーン、倉庫や工場、船の出入りや働く人々 等 |
| 歴史の景観 | 18 旧街道 | 松並木、史跡・名勝、宿場のまちなみ、散策を行う人 等 |
| | 19 歴史的まちなみ | 神社仏閣、古民家、遺跡、伝統行事、祭り 等 |
| 交通軸の景観 | 20 国土交通軸 | 鉄道駅、インターチェンジ、サービスエリア、車窓からの眺望 等 |
| | 21 幹線道路沿道 | 街路樹、沿道型量販店・専門店、飲食店、屋外広告物 等 |
| | 22 空港・港湾 | 旅客機、クルーズ船、乗客、見学者、空港ターミナル、クルーズターミナル、商店・露店の歓迎行事、ふ頭から市街地、海上から眺められる富士山 等 |

視点場と 視対象の関係

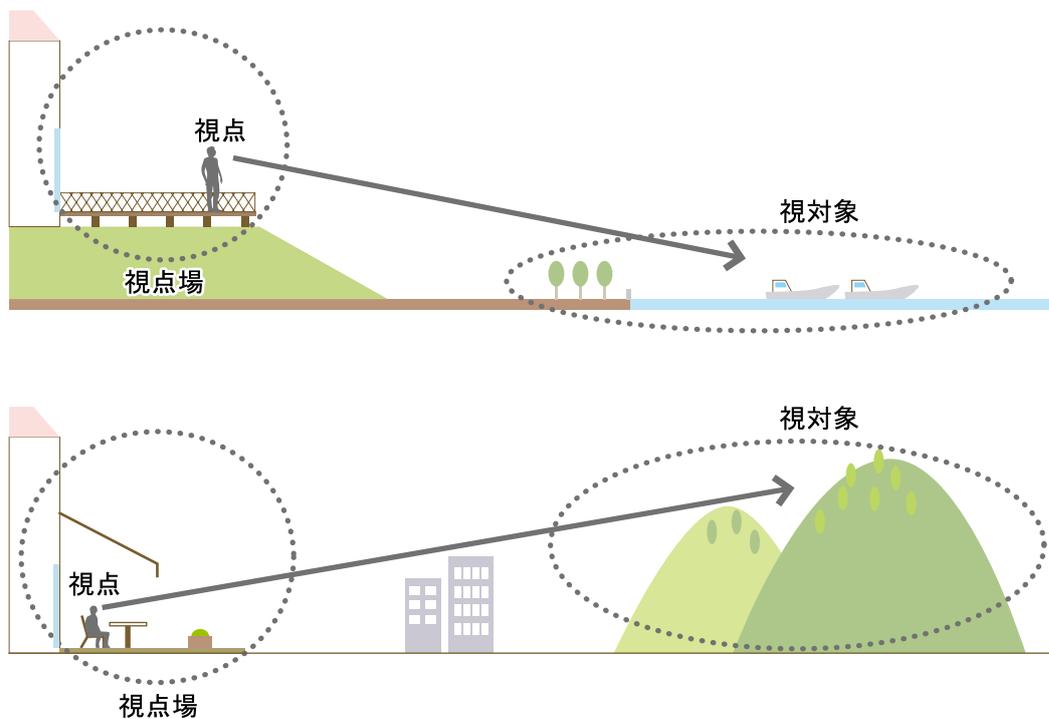
「視点」とは、景観を眺める人間の位置であり、「視点場」とは、眺める人間が位置する場所を指す。「視点場」の分かりやすい例としては、眼下に広がるまちを眺めるような山頂の展望台や、川筋を眺める橋の上が挙げられる。また、移動中の自動車や鉄道の車窓からの眺めのように、景観が変化する視点場もある。

「視対象」とは、見る対象である。特に、富士山のように規模が大きくなると、視対象の中でも見る対象となりやすい。

景観は、ある視点場から視対象を見た時の眺めであるため、視対象と視点場の状況が景観に影響を与えることになる。

そのため、景観を良いものにするためには、視対象の景観の質を高めるだけでなく、眺める対象を見たい大きさや角度でほどよく見せるような、視点場の配置やその中での施設の置き方、また視点場の周辺では必要に応じて樹木や建築物、工作物等の制限が重要である。

図 視点場と視対象の関係



距離による 視対象の 見え方の違い

同じ視対象でも、視点から視対象までの距離に応じて、見え方に違いが生まれる。景観をとらえようとするときには、見え方によって、以下のとおり近景・中景・遠景に分けることができる。

眺めるとき、人は視対象の大きさなどのバランスや周辺との調和から景観の良し悪しを判断しており、仮に近景として優れた施設であっても、遠景では阻害要因になる場合もある。

そのため、眺望景観の形成について検討する際には、視点からの距離に応じて、立地する建築物等の適切な見せ方を把握し、そのために必要な施策を講じることが重要である。

近景

視対象となる樹木や施設の特徴や意匠、質感まで認識でき、構成要素の動き（例えば、葉の茂り具合や花の咲き具合等）まで理解できる程度の景観。人の顔や活動を認知できる限界である。

中景

視対象の個々のディテールまでは見分けることができないが、視対象の形態や配置等までは認識でき、構成要素のアウトラインや質感（例えば、植生の違いがもたらす形状や色彩の違い、複数の建築物によって構成されたまちなみなど）が理解できる程度の景観。人間を認知できる限界である。

遠景

個々の樹木や施設を見分けることはできず、視対象のアウトライン、視対象と背景のコントラストが際立つ景観。一般的には山の稜線や建築物の規模・形態が形作るシルエットなどによって認識される景観。

図 近景・中景・遠景のイメージ



()は視点からの距離

〈参考〉

「距離による視対象の見え方の違い」



富嶽三十六景「尾州不二見原」(葛飾北斎作)

3 「景観」に対する心構え

景観のとらえ方でみたように、魅力的な景観形成を行うには、個々の景観に丁寧に向き合うことが重要である。景観の構成要素に深く関わっている地域の自然環境や歴史、人々の生業等について把握した上で、景観形成の配慮事項とすることが重要である。

さらに、例えば農業景観の保全形成等では、景観形成の取組と併せて、必要に応じて生業の課題解決にまで踏み込むことも想定される。

なお、景観の特徴を把握する上では、対象地の旧来の地名を調べることで足がかりになる場合がある。地名からは、地形や土地の特徴、関わりのあった集団(職人町)等、その土地の歴史的な経緯を知ることができる。

1 景観形成の理念と目指す姿

1 景観形成の理念

本県は、世界遺産富士山をはじめ、多くの地域資源が世界水準であると認められた地域であり、国内外から憧れられる条件を備えている。

また、平成28年3月には、『美しい静岡 景観づくり宣言』（26頁参照）を公表し、百年の大計に立ち、社会総掛かりで世代を超えて力を合わせ、景観形成に取り組んでいくことを宣言した。

このような状況を踏まえ、美しく、豊かな生き方を実現できる静岡県へと飛躍していくことを目指す。

豊かな自然と 歴史への敬意

- ・幾多の山々と名水と温泉、美しい海の眺めを有する伊豆半島、駿河湾や遠州灘に注ぎ込む急流大河、農業、茶業、漁業、近代工業の営み、今川・徳川の史蹟や名刹、入江・岬・果樹のある浜名湖を有する遠江の地、これらの豊かな自然や文化は、先人達が守り築いてきたものであり、愛着を持つとともに敬意を払う。

郷土の景観は 人々の心の表れ

- ・歴史の豊かさと風景の美しさに、この地に対する自信と誇りを取り戻す。
- ・誇るべき自然景観を借景として生活景観の中に取り込む。
- ・意識の変化を促し、「私」の利を少し抑え、「公」の美が豊かになることによって、「私」達は、さらに心豊かな生活を得る。

世界に誇る 「静岡県」を 引き継ぐ責務

- ・富士山をはじめ、豊かな自然・文化・歴史に根ざした景観は、過去からの贈り物であり、言葉のいないおもてなしである。
- ・世界遺産富士山が持つこうした普遍的価値を継承することは、現代に生きる我々の責務である。

2 目指す姿

本県は、「信仰の対象、芸術の源泉」として^{そび}聳える世界文化遺産富士山、山々と名水と温泉を擁し深い海の眺めを打ちひろげている伊豆半島、幾多の名刹と入江と岬を擁する浜名湖をはじめ、南アルプス、天竜川・大井川・安倍川・富士川・狩野川等の各河川や長い海岸線等、全域にわたって多様な自然を擁している。

また、そこに暮らす人々の営みや文化、歴史等と相まって豊かな風土が形成され、固有にして印象的な景観を具備している。

そこで、本計画では、以上と景観形成の理念を踏まえ、県土の目指す姿として、県土全体を一つの広大な回遊式庭園[※]に見立てることを提起する。

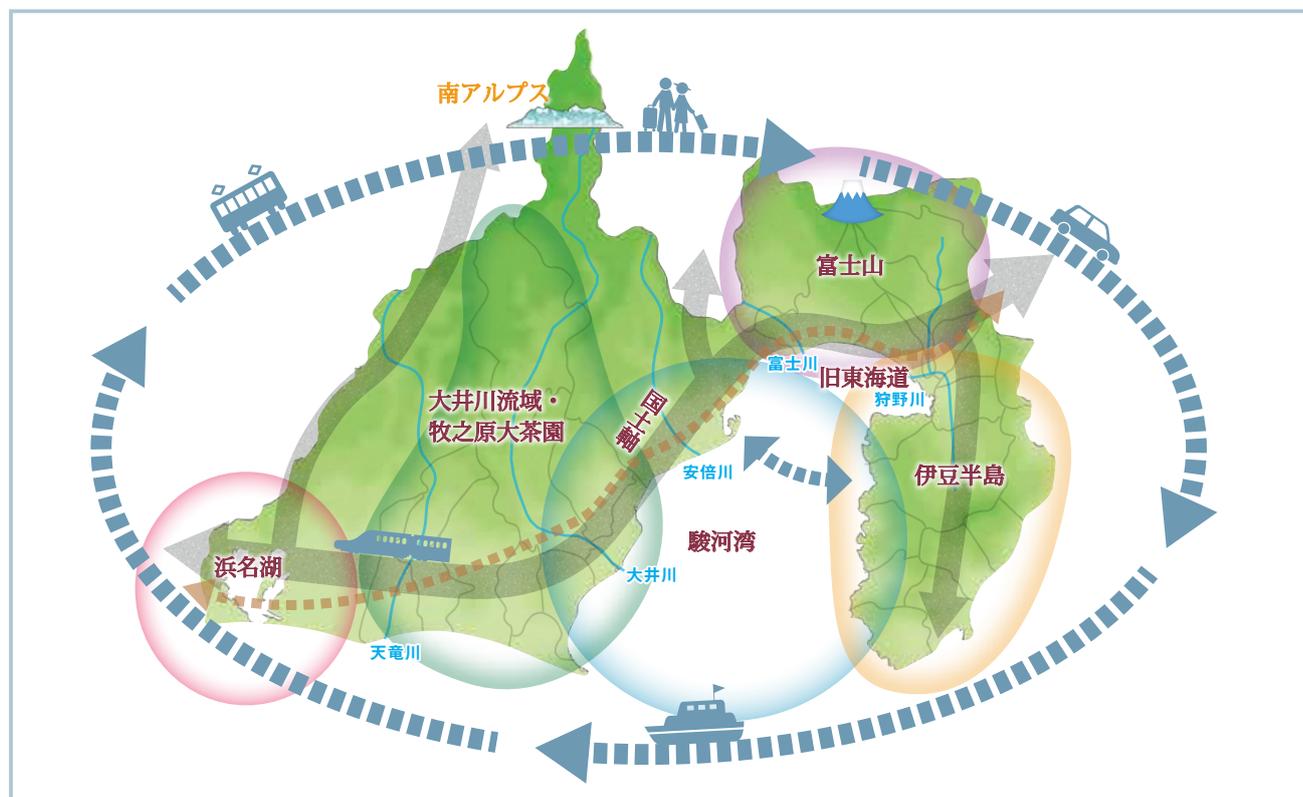
この見立ては、地域や市町が、地元の豊かな歴史や文化と、固有にして印象的な景観にあらためて誇りと愛着を持ち、それぞれが他をもって替えがたい魅力をもつ地であることを認識し、あたかも作庭するかのようにその魅力を磨き上げるための行動の枠組みである。

それはまた、国内外の人々が、広大な県土に繰り広げられる多彩な景観を訪ね歩き愛でることで、その魅力が、地域の認識以上の価値として再発見され、本県の目指す移住・定住の促進や、関係人口の創出、国内外の人々との交流の拡大を誘導する、景観施策の象徴である。

〈目指す姿〉

しずおかの多彩な景観が織りなす“回遊式庭園”

図 しずおかの多彩な景観が織りなす“回遊式庭園”のイメージ



※日本の伝統的な庭園様式のひとつ。回遊式庭園とは、池とその周囲の園路を中心に作庭され、広大な園内を巡りながら地形に応じて次々と繰り広げられる景観を鑑賞するように造られた庭園。園内に配置された茶亭(休憩所)、東屋(展望所)等の建築物等も景観の一部となり、庭園と建築物等が一体的に一つの作品となって、日本的な美を形成している。

■ 景観の将来イメージ

景観形成は短期的に効果を挙げながらも、百年の大計に立ち、長期に渡って取り組んでいく必要がある。そのため、ここでは、十年後、二十年後、長期について将来イメージを示す。なお、本計画第4章行動計画では、本計画の計画期間12年間の取組を示している。

10年後

- ・景観の重要性を認識し始めた各主体が、様々な場面や機会を活用して景観形成の検討や取組を展開し、まちづくりにおいて「景観」が重要な役割を占めるようになる。
- ・富士山の眺望を遮るような電線・電柱、屋外広告物等が減り、雄大で美しい富士山の姿が一層際立つ。
- ・伊豆半島では、違反屋外広告物が無くなるとともに、景観と調和した屋外広告物が設置され、自然豊かで温泉情緒あふれる伊豆半島固有の景観が国内外の来訪者を魅了する。また、徹底した違反指導が全県下に広がる。
- ・主要駅や観光地周辺、農村等の景観、優れたデザインの公共施設等が注目を浴び、視察や取材等を通じて静岡県の景観が全国へ発信されるようになる。
- ・県所管のガードレール、ガードパイプは景観配慮色に塗り替わり、景観の脇役として地域の景観と調和している。
- ・公共施設整備において、景観検討が一般的となり、地域の景観と調和した施設が常識となっている。
- ・歴史的に価値の高い建造物の維持修繕費集めに、クラウドファンディングやふるさと納税が活用される。

20年後

- ・全県下で違反屋外広告物が無くなる。また、スマートフォンや車の自動運転等、ITの進化により、屋外広告物が減少している。
- ・地域の景観と調和した質の高い公共施設整備が、県全体の景観形成をけん引し、県民や事業者に波及効果を及ぼしている。
- ・景観に関して学んだ子供達が大人になって景観形成の主体として登場し、地域の景観への配慮が常識として定着するとともに、民間レベルでの景観の検討や審査も活発に行われるようになる。
- ・ルールに基づいた屋外広告物や建築物が増え、空間的な連続性や統一性を持ったまちが生まれるようになる。
- ・良好な景観を持つ住宅地や商業地が多くの人々を引きつけ、他のまちにはない賑わいや魅力を備えたまちが生まれるようになる。

長期

- ・固有の歴史・文化・風土に愛着と誇りを持つ県民・事業者が、次の百年に向けて静岡の景観を伝えていくための行動を起こすようになっている。
- ・広く青い空に映える富士山、緑豊かな自然と調和するまちなみなどが、県全体で当たり前の景観となり、全県下で良好な景観が形成されている。
- ・静岡の景観が、県全体において世界レベルとなり、国内外の多くの人々にとって、訪れたい、暮らしたくなる「憧れの地」となっている。

将来イメージ

現 況

将 来

富士山の眺望景観



住宅地の景観



シンボルストリートの景観



～美しい静岡 景観づくり宣言～

美しい日本列島のなかでも、私たちが住む静岡県はまたとくに美しい風景、豊かな風土に恵まれた地域です。富士山は世界の名山の中でも、「信仰の対象、芸術の源泉」というみごとな定義によって、いまや静岡・日本をこえて世界の「文化遺産」となって聳えています。その富士山に連なる伊豆半島は、内陸に幾多の山々と名水と温泉を擁し、とびきり美しいそして深い海の眺めを打ちひろげています。

そして、駿河湾や遠州灘に注ぎこむ急流大河はみなそれぞれに特色あるなつかしい風景を切り開き、農業、茶業、漁業、さらに近代工業の営みをうながし、人々の心も生活もうるおしてきてくれました。遠江の地に入ると、近世の今川・徳川両家にかかわる波瀾の史蹟の向こうに、幾多の名刹と入江と岬と果樹、さらに鰻を擁した青い浜名湖がひろがります。

静岡県は、こうしてあらためて眺め、思い浮かべてみれば、全域にわたってまたなんと美しい、そして豊かな自然景観と歴史の記憶に富んだ県土なのでしょう。

しかし、この美と豊かさそのものの歴史に対し、近現代というよりとくに戦後の日本人、そして静岡県民は、しだいに鈍感になり、無責任になり、忘恩の徒となってきていたのではないのでしょうか。

景観づくりは、遠い百年後を考えながらも、近くは2020年の東京オリンピックを目途に次々に実現してゆくべきです。「私」の利を少しばかり抑えることによって、「公」の美は、よみがえり、「公」の美が豊かになることによって、「私」たちは、さらに、心豊かな生活を得るという新しい民主主義の実践ともなるかもしれません。

こうしてこそ、静岡県民は、県全域と各地元の歴史の豊かさや風景の美しさに改めて自信と誇りと愛着を持ち、そのことが国内のみならず全世界の人々にまで、おのずからこの風土の魅力を広く伝えてゆくことにもなるに違いありません。

私たちは、この歴史的な使命を担い、果たしてゆくことに、あらゆる智恵をしぼり、工夫と行動を傾けてゆくことを、富士山に向かって誓い、ここに公に宣言いたします。

2016年 春

一 【自然景観】

私たちは、富士山、南アルプス、伊豆半島、駿河湾、浜名湖など、美しい自然が四季折々に見せる「永遠の芸術」ともいふべき静岡県の風景を誇り、その景観を楽しむ眺望の地を守り、また、自然景観を借景として生活景観のなかにとりこみます。

一 【街並み】

街並みを、土地の自然・文化・歴史と調和した、個性と風格のあるたたずまいにします。

一 【緑化運動】

公道には、そこにふさわしい並木を植えて、風雅な緑陰をつくり、生活のまわりには、植栽をして彩りをそえ、花と緑が映える地域にします。

一 【学習実践】

老若男女が協働し、自分たちの地域の自然・文化・歴史を学び直し、地域の個性を磨き、その美しさが感動を生むように、学習と実践に取り組みます。

一 【世界発信】

郷土の景観は土地の人々の心の表れであり、心を磨き、郷土を耕し、自然・文化・歴史の育んだ、静岡県の味わいのある多彩な景観の魅力を、世界に発信していきます。

2 県土全域の景観形成方針

1 県土全域の景観形成方針

良好な景観は、短い期間で表面的に繕うものではなく、多大な時間と労力を要するものである。自然や都市の景観も、日々の諸活動の蓄積の中で形成されるものであり、今後も継続した取組が求められる。

また、県民・事業者・行政が力を合わせ、身近な景観改善の取組を「点」から「線」、「線」から「面」へと、時を重ねながら、空間を広げていくことも求められる。

このように、景観は、空間的、時間的に広がりと連続性を持つものであり、その時間と空間を共有する全ての人々の活動によって育まれるものである。

このため、本県の景観形成の取組は、以下の3つの基本方針に基づき進める。

1 静岡県の個性を磨き、魅力を創出する

施設単体のデザインから、地区レベル、さらに広域レベルまで、空間的な連続性を持った景観形成に取り組む。本県が誇る緑豊かな自然景観と高品質な都市景観が調和した景観を育む。

2 歴史を継承し、新たな静岡県の魅力を育む

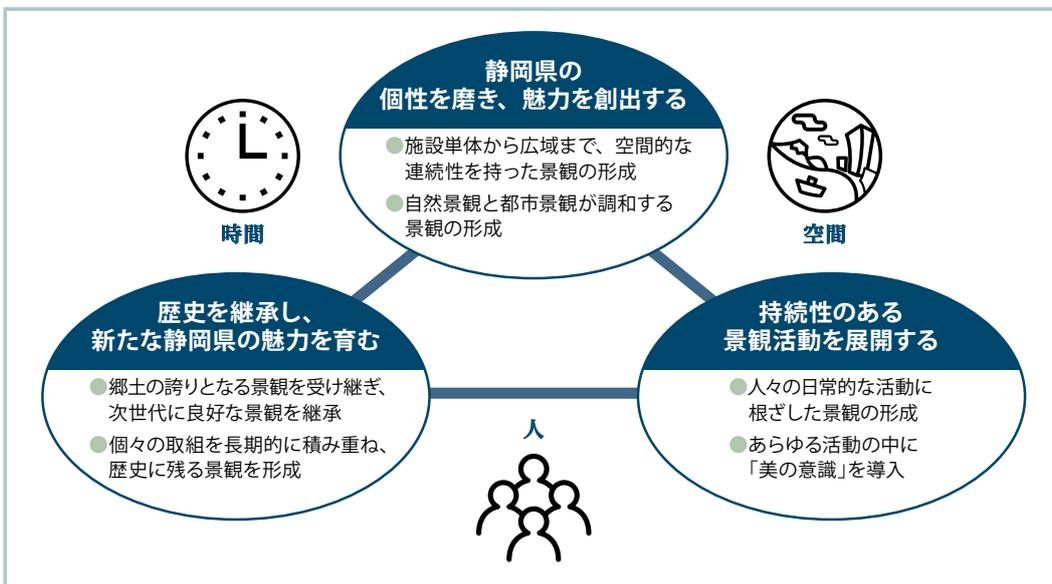
先人が培ってきた郷土の誇りとなる景観を受け継ぎ、次世代にはさらに良好な景観を継承する。個々の短期的な取組を長期的に積み重ねることで歴史に残る景観を形成する。

3 持続性のある景観活動を展開する

人々の日常的な活動に根ざした景観形成に取り組む。

県・市町・県民・事業者等のあらゆる活動の中に「美の意識」を取り入れる。

図 景観形成方針



2 「景観」との関わり方

景観は、自然環境の中の人々の営みによって培われてきたものであり、現時点の様々な行動によって日々変化し続けるものである。

このため、景観形成方針を行動に移していくためには、景観形成の実施主体が、現在の景観に対して、どのように関わればより良い景観へと変えていくことができるのかを知ることが重要である。

| 関わり方 | 主な事業・取組 |
|---|--|
| <p>守る</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の活用 ● 法令等による行為規制・誘導 ● 屋外広告物の規制・誘導 ● 高品質な公共施設の整備 ● 無電柱化の推進 ● 人材育成と普及啓発 <p style="text-align: right;">等</p> |
| <p>整える</p> | |
| <p>育てる</p> | |
| <p>活かす</p> | |
| <p>創る</p> | |
| <p>先人により培われてきた現在の良好な景観を、後世へ継承するため、景観要素とその周辺の建築物や土地を保全する</p> | |
| <p>景観を阻害している要因を認識し、それらを改善・除却することで周辺と調和した良好な景観を整える</p> | |
| <p>現在の景観からより良い景観にするために、景観形成の主体となる人々の意識も育てながら、日々の生活や行動の積み重ねで景観を育てる</p> | |
| <p>借景やランドマークとして活かす 既存の景観を資源として観光施策や文化財施策とも連携し、最大限に有効に活用する</p> | |
| <p>景観形成の各主体の連携・協働により、地域の誇りともなる新たな景観を創る</p> | |

3 地域別の景観形成の方向性

歴史的なまちの成り立ちや地形的な一体性、そして現在の生活や行政面でのまとまりを考慮し、県土を、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、志太榛原・中東遠地域、西部地域の5地域に区分する。

これら5地域は、それぞれが独自の景観特性や課題を有しており、県全体として多様で魅力的な景観を形成していくためには、各地域の市町と一体となって共通の方向に向かって取組を展開することが必要である。

こうしたことから、「地域別の景観形成の方向性」では、5地域の特長や課題を踏まえ、各地域において配慮する事項等を提示するものとする。

図 地域区分図



なお、静岡県総合計画(令和8年2月)第5章において、地域づくりの基本方向及び地域ごとの目指す姿が示された。(下表参照)ただし、必ずしも地域の枠にとらわれず、性質や面的な結びつきを踏まえながら柔軟な対応を図るものとされている。次頁以降に示す地域別の景観形成の方向性は、上記を念頭に進めるものである。

| 地域区分 | 目指す姿(要約) |
|------------|--|
| 伊豆半島地域 | 豊富な観光資源や地域の魅力を最大限活かすことにより、観光客や移住者など、常に人が人を呼ぶ賑やかな地域を創出 |
| 東部地域 | 集積が進む医療健康産業や富士山を中心とする観光圏など、将来有望で地域の個性を際立たせる産業が花開く地域を創出 |
| 中部地域 | 南アルプスから駿河湾まで、変化に富む素晴らしい自然景観に加え、県都を有し、商業や芸術文化等の中心として求心力が加速する拠点地域を創出 |
| 志太榛原・中東遠地域 | 大井川流域・牧之原大茶園の広域景観形成に重点的に取り組み、牧之原台地の茶園景観や農村景観等の保全・活用による新たな価値を創出する地域 |
| 西部地域 | 地域の発展の原動力となったものづくり産業、次世代産業、温暖な気候や豊かな自然が育む農林水産業など、多種多様な産業が調和して、新たな価値を創出する地域 |

1 伊豆半島地域

景観の特性

- 日本ジオパークに認定された伊豆半島は、海底火山によって形成された独自の景観を持つほか、岬、砂浜、港湾・漁港等、変化に富んだ海岸が連続している。
- 内陸部には、天城山系や達磨山系を骨格とした山地が連なり、山地に点在する集落では、石積みのおさび田や、棚田、段々畑の景観が今も大事にされている。
- 温泉やレジャー施設が集積する観光地や高原の別荘地等、県内外から多くの人を訪れる。
- 国道135号・136号・414号や伊豆スカイライン、伊豆縦貫自動車道などにより、良好な自然景観を楽しみながら半島を周遊することができる。

景観形成の方向性

天城山系・達磨山系の山地景観の保全

- ・造林・間伐等による森林の適正な整備・保全
- ・視点場の確保・周辺環境の改善による眺望確保
- ・散策路の整備

駿河湾・相模灘の景観の保全・形成

- ・砂浜の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

狩野川の景観の保全・形成

- ・景観に配慮した護岸の整備、河川緑地の保全、水辺を活かした公園の整備等による河川景観の保全・形成
- ・観光客等に配慮した良好な景観の保全・形成

温泉地の景観の形成

- ・湯煙があがり、湯治客のそぞろ歩きにふさわしい、温泉情緒の感じられるまちなみ景観の形成

農山漁村の景観の保全・形成

- ・観光産業と連携した農山漁村景観の保全・形成

別荘地・観光施設の景観の形成

- ・高原地域等における別荘地や観光施設の開発における周辺の景観への配慮

来訪者をもてなす沿道・沿線の景観の形成

- ・来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線での景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



2 東部地域

景観の特性

- 富士山から山麓地、さらに駿河湾へと変化するダイナミックな地形の中、日本のシンボルとなる雄大な景観が広がっている。
- 山麓地には、広大な牧草地や茶園が形成され、富士山からの湧水が、湧玉池、白糸の滝、楽寿園小浜池、柿田川等、各地に多様な水辺景観を形づくっている。
- これら豊かな水資源を活かして、山麓地には古くから大規模な工場が集積している。
- 海岸には、千本浜や田子の浦に代表される白砂青松の景観が残されている。

景観形成の方向性

本県を象徴する富士山・箱根外輪山の山地景観の保全

- ・在来の植生の復元及び造林・間伐等による森林の適正な整備・保全
- ・富士山にまつわる名所等、歴史・文化に関する景観の保全

千本浜や田子の浦等、駿河湾の景観の保全・形成

- ・砂浜や海岸林等の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

狩野川や黄瀬川、富士川等の景観の保全・形成

- ・景観に配慮した護岸の整備や市街地と水辺をつなぐ親水空間の整備等による良好な河川景観の保全・形成

富士山と調和する市街地・産業地景観の形成

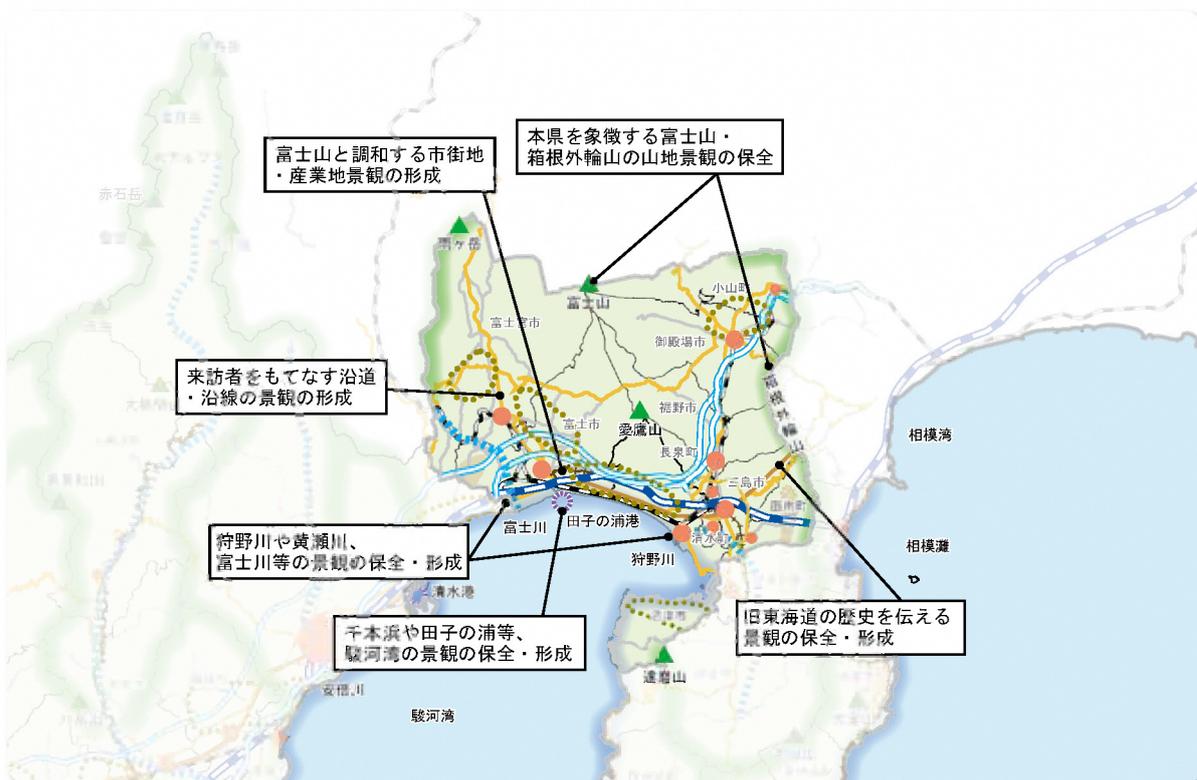
- ・富士山の眺めを活かし、視点場の確保及び周辺環境の改善や、道路や建築物整備の際のアイストップや借景としての活用等による市街地景観の形成
- ・富士山への眺めに配慮した沼津駅、富士駅、新富士駅周辺等の賑わいのある景観の形成
- ・山麓地等の住宅地や企業団地の開発における周辺の景観への配慮

旧東海道の歴史を伝える景観の保全・形成

- ・歴史ある建築物等の保存やまちなみの修景・整備等による、歴史を伝える景観の保全・形成
- ・周辺整備の際には旧東海道の道筋維持に配慮

来訪者をもてなす沿道・沿線の景観の形成

- ・来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線での景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



3 中部地域

景観の特性

- 3,000m級の山々からなる南アルプスが急峻な山地景観を形成し、市街地の背後を急斜面の緑の壁が囲んでいる。
- 安倍川や興津川は、上流部の溪谷から、下流部の河川敷まで、変化に富んだ景観を形成している。
- 景勝地である日本平や三保地域からは富士山を眺望することができ、一体となった良好な景観となっている。
- 旧東海道宿場町や城下町から発展した市街地には、長い歴史を感じられる建築物や史跡が残されている。
- 静岡駅周辺や東静岡駅周辺は、本県を代表する商業・業務地としてのにぎわいが期待されている。

景観形成の方向性

南アルプスの山地景観の保全

- ・視点場の確保・環境の改善や、道路の修景等による南アルプスへの眺望の確保

富士山を望む日本平・三保地域の景観の保全

- ・眺望を構成する市街地や山地景観等の保全
- ・砂浜や海岸林等の保全による富士山への眺望の前景となる環境の保全
- ・眺望場所までのアクセス道路等公共施設の修景

駿河湾の景観の保全・形成

- ・砂浜等の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

安倍川や興津川等の景観の保全・形成

- ・景観に配慮した護岸の整備や河川緑地の保全等による河川景観の保全・形成

賑わいと風格のある県都の景観の形成

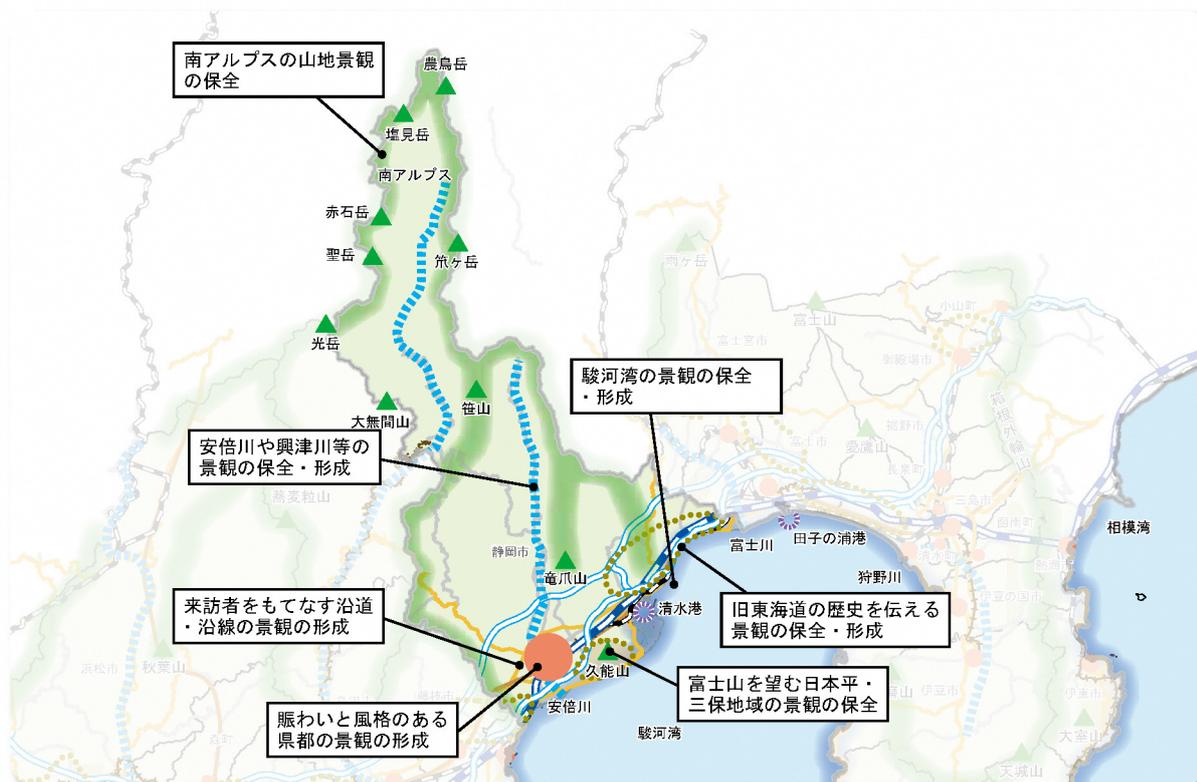
- ・県都にふさわしい風格のある景観の形成
- ・観光客の都市観光を促進する回遊ネットワークの形成とこれに連動した市街地景観の形成

旧東海道の歴史を伝える景観の保全・形成

- ・歴史ある建築物等の保存やまちなみの修景・整備等による、歴史を伝える景観の保全・形成
- ・周辺整備の際には旧東海道の道筋維持に配慮

来訪者をもてなす沿道・沿線の景観の形成

- ・来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線での景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



4 志太榛原・中東遠地域

景観の特性

- 大井川によって形成された扇状地や平地には、田畑からなる景観が形成され、牧之原をはじめとする台地・丘陵地には、静岡のシンボルでもある大茶園が広がっている。
- 台地上には多数のため池があり、周辺の集落や里山と一体となった水辺景観が形成されている。
- 遠州灘と駿河湾に面する海岸は直線的な広がりを持ち、砂浜や松林からなる雄大な景観となっている。
- 旧東海道や塩の道・秋葉街道等、歴史を感じられる街道のまちなみが残されている。

景観形成の方向性

地域資源を活かした市街地・集落景観の形成

- ・各都市の中心市街地にふさわしい駅周辺のにぎわいのまちなみ景観の形成
- ・歴史的な建築物や用水や里山等、各地域の歴史・文化を活かした市街地・集落景観の形成

牧之原台地の茶園をはじめとする農村景観の保全・形成

- ・生産基盤施設や近代化施設の修景等による牧之原台地等に広がる茶園景観の保全・形成
- ・小笠・榛南地域における農村景観の保全

駿河湾・遠州灘の景観の保全・形成

- ・砂浜や海岸林等の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

大井川の景観の保全・形成

- ・景観に配慮した護岸の整備、河川緑地の保全、水辺を活かした公園の整備等による河川景観の保全・形成
- ・観光客等に配慮した良好な景観の保全・形成

旧東海道等の歴史を伝える景観の保全・形成

- ・歴史ある建築物等の保存やまちなみの修景・整備等による、塩の道・秋葉道や東海道等の歴史を伝える景観の保全・形成
- ・周辺整備の際には街道の道筋維持に配慮

富士山静岡空港周辺等における来訪者をもてなす沿線の景観の形成

- ・空港周辺をはじめとして、来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線での景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



5 西部地域

景観の特性

- 天竜川の上流域は溪谷となっており、日本三大人工美林のひとつである天竜美林の景観がひろがっている。
- 天竜川によって形成された扇状地や平地には、広大な田畑と市街地が形成されている。
- 遠州灘に面する海岸は直線的な広がりを持ち、砂浜や松林からなる雄大な景観となっている。
- 浜名湖の湖岸は変化に富んだ地形となっており、湖岸周辺には多くの観光スポットが分布している。
- 多くの工業団地を擁する工業都市にふさわしい産業景観が形成されている。

景観形成の方向性

天竜川上流域の山地景観の保全

- ・上流域での造林や眺望場の確保等による山地景観の保全・活用

天竜川の景観の保全・形成

- ・護岸の修景や河川緑地の保全等による河川景観の保全・形成

浜名湖の景観の保全・形成

- ・水質浄化や景観に配慮した護岸の整備、沿岸のまちなみ形成等による浜名湖の景観の保全・形成

遠州灘の景観の保全・形成

- ・砂浜や海岸林等の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

工業が盛んな市街地景観の形成

- ・県を代表する工業都市にふさわしい質の高くにぎわいのある市街地景観の形成
- ・周辺のまちなみや自然環境に調和した産業団地等の景観形成

旧東海道等の歴史を伝える景観の保全・形成

- ・歴史ある建築物等の保存やまちなみの修景・整備等による、塩の道・秋葉道や東海道等の歴史を伝える景観の保全・形成
- ・周辺整備の際には街道の道筋維持に配慮

来訪者をもてなす沿道・沿線の景観の形成

- ・来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線での景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



4 広域景観の景観形成方針

1 広域景観の設定

1 広域景観を設定する目的

富士山や駿河湾をはじめとして、本県を最も印象付ける景観は、地理的な広がりや連続性を持つ「広域景観」であり、こうした広域景観がしっかりと保全・形成されることによって、その他の景観の取組も効果を発揮することができる。

特に、複数の県又は複数の市町にまたがる広域景観の場合、県・市町が単独で取組を進めるには自ずと限界があり、かえって不揃いな景観が形成される可能性もあることから、県が市町間や他県との調整を図ると同時に、県が主体となって各種施策・事業を積極的に展開することが必要である。

そこで、本計画では、県の景観形成において最も重要かつ先導的な役割を担う「広域景観」を設定し、景観形成の方針や具体的な方策、さらに、今後、展開する取組について提示するものとする。

2 広域景観の設定基準

「広域景観」は、以下の要件を満たすものとする。

象徴性：本県のシンボルとなる重要な景観であること（「美しい静岡 景観づくり宣言」に盛り込まれた、富士山、伊豆半島、駿河湾、浜名湖等）

広域性：複数の県又は複数の市町にまたがる広域的な景観であること、又は複数の市町によって広域的に展開する景観形成の取組であること

3 広域景観の設定

②の設定基準に基づき、7つの広域景観を設定する。

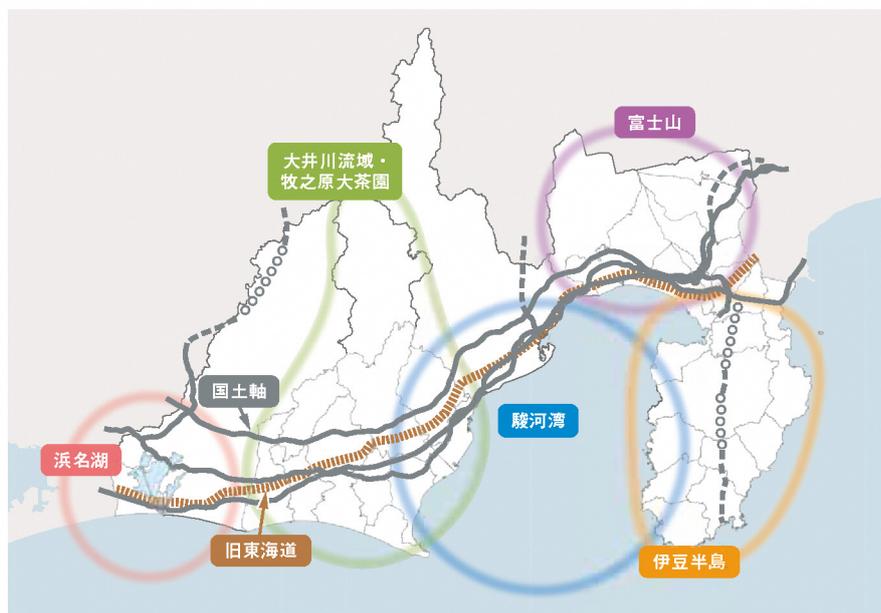


表 広域景観に係る市町

| 広域景観 | 関係市町 |
|------------------|---|
| 富士山 | 9市町 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町 |
| 伊豆半島 | 13市町 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町 |
| 大井川流域・ 牧之原大茶園 | 12市町 島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、森町 |
| 駿河湾 | 11市町 静岡市、沼津市、富士市、焼津市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、吉田町 |
| 浜名湖 | 2市 浜松市、湖西市 |
| 旧東海道 | 12市町 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、清水町 |
| 国土軸 | 28市町 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、河津町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、森町 |

2 広域景観の景観形成方針

広域景観の景観形成は、以下の方針に基づき推進する。

具体的な行動・取組については、本方針を踏まえ、行政や事業者等で構成する広域景観協議会等(以下「協議会」という。)において検討を行うものとする。

1 富士山

広域景観

視対象

- 富士山 等

視点場

- 高速道路、一般道路、鉄道、河川、海岸からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・新東名高速道路 ・東名高速道路
 - ・富士山スカイライン、ぐるり富士山風景街道等(国道469号他)等
 - ・東海道新幹線、東海道本線 ・富士川、駿河湾他 等



景観特性

- 富士山は、日本の最高峰であり、独立峰で美しい山裾のラインを有する景観は、本県を代表する景観であるばかりではなく世界遺産として、わが国を象徴する景観でもある。
- 東部地域の景観として卓越しており、富士山周辺地域の市町だけでなく、伊豆西海岸、三保松原、日本平、御前崎等からも富士山を望むことができる。
- 赤富士や雪冠等、時間や季節ごとに異なる表情を持つ富士山の景観は、絵画・詩歌・写真等の芸術を通じて表現され、また、浅間大社に象徴されるように信仰の対象となっている。



経緯と課題

- ・平成19年に県と関係市町で構成する「富士山地域景観協議会」を設立し、平成25年に「富士山周辺景観形成保全行動計画」を策定した。
- ・平成25年に富士山は「富士山-信仰の対象と芸術の源泉-」として世界文化遺産に登録された。世界遺産登録に併せて周辺市町では景観に配慮した取組を行っており、例えば世界文化遺産の構成資産の1つである富士宮市の白糸ノ滝では、景観に配慮した周辺環境の整備等を実施し、土木学会デザイン賞を受賞している。
- ・富士山周辺景観形成保全行動計画に基づき、県・市町等が連携しながら景観形成の取組を着実に進めていく必要がある。

景観形成方針

富士山の眺望景観を阻害するものの整除

- ・富士山の眺望景観を阻害する要素の抑制や除却を進める。

富士山周辺の魅力的な景観の保全

- ・山麓に広がる森林や草原等の自然景観や富士山信仰の文化的伝統を表す景観等、自然と人の営みが調和した景観を守り育む。

富士山への眺望景観の創出

- ・周辺の自然景観を活かし、地域らしさのある景観形成を推進し、富士山の眺望景観を一層魅力的にする。

2 伊豆半島

広域景観

視対象

- 富士山
- 駿河湾
- 相模灘
- 相模湾 等

視点場

- 海岸沿いや尾根を走る道路、鉄道からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・ 一般国道135号・136号・414号、伊豆スカイライン、伊豆縦貫自動車道
 - ・ 伊東線
 - ・ 伊豆急行線
 - ・ 伊豆箱根鉄道駿豆線
 - ・ 駿河湾・相模灘・相模湾上の船 等

景観特性

- 富士箱根伊豆国立公園である海岸沿いの景観は、海の水平線、岬、海越しの富士山、砂浜、漁港等、美しさに変化に富み、印象深い。それらの多くは海岸部を通過する幹線道路及び鉄道から得られる眺望である。
- 伊豆東海岸では、道路が海岸沿いを通り、低い位置で海が見え、水平線や白浜等の砂浜、城ヶ崎等の岬の景観が印象的である。また、熱海や伊東、下田等、規模の大きい旅館・ホテルが建つ温泉街の景観もある。
- 伊豆西海岸では、道路が海岸の崖上を通り、高い位置で海が見え、駿河湾の広がりや海越しに見る富士山、温泉街や漁港の眺望等が印象的である。
- 温暖な気候や豊かな自然を活かし、果樹・花木・わさび、しいたけなどの特産物が生産されており、農業が織り成す季節感のある景観が魅力のひとつである。



経緯と課題

- ・ 平成27年に、伊豆の国市の葦山反射炉が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産のひとつとして、世界文化遺産に登録された。
- ・ 2020年には東京オリンピック・パラリンピック（自転車競技）が伊豆市の伊豆ベロドロームで開催され、来訪者を迎える景観形成が求められている。
- ・ 平成28年に県と関係市町で構成する「伊豆半島景観協議会」を設立し、平成29年3月に「伊豆半島景観形成行動計画」を策定した。
- ・ 伊豆半島景観形成行動計画に基づき、県・市町等が連携しながら景観形成の取組を着実に進めていくことが必要である。

景観形成方針

魅力的な沿道景観の形成

- ・ 各市町の観光地及び観光地間をつなぐ主要幹線道路等の沿道や鉄道沿線において、屋外広告物の規制強化、眺望を阻害する要素の抑制や除却を進め、魅力的な沿道・沿線景観を形成する。特に、伊豆縦貫自動車道のIC周辺については、玄関口にふさわしい景観になるよう指導を行う。

美しい眺望景観の形成

- ・ 伊豆半島のブランド価値を高める象徴的な眺望景観の認定並びに視点場の確保と及びそこからの眺望景観の保全を図る。

個性豊かな愛着を持てる地域景観

- ・ 地域の豊かな個性を尊重し、個々を磨いて個性を伸ばし、伊豆半島総体としての魅力の向上と継承につなげる。

③ 大井川流域・牧之原大茶園

広域景観

視対象

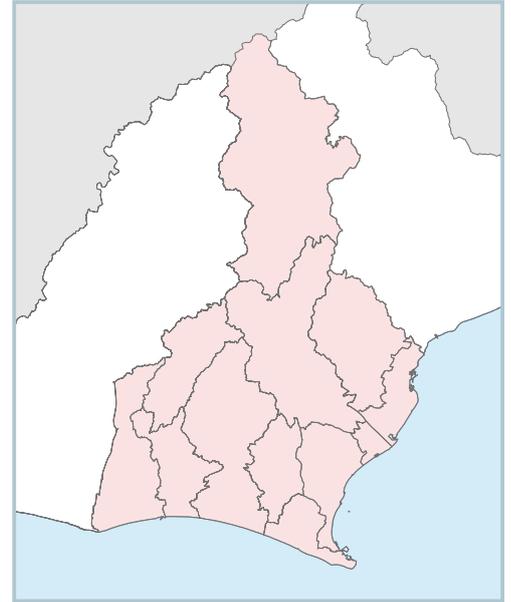
- 牧之原台地等の茶園
- 大井川 等

視点場

- 高速道路、一般道路、鉄道からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・ 新東名高速道路
 - ・ 東名高速道路
 - ・ 国道1号、362号、473号
 - ・ 東海道新幹線
 - ・ 大井川鉄道大井川本線 等

景観特性

- 大井川西岸の牧之原台地は、茶処静岡を代表する大産地で、約6,000haの大茶園が形成されている。茶の木の畝が何列にも並び、緩やかに起伏する茶園は、美しくまた個性的な景観となっている。さらに、牧之原台地北部では、富士山や大井川の眺望を得られる。牧之原の茶園の景観は、東海道新幹線や東名高速道路から眺めることができ、来訪者が静岡らしさを感じられる重要な景観である。
- 牧之原台地の一角に位置する富士山静岡空港は、国内外からの来訪者を迎える本県の空の玄関口であり、空港周辺の森林や茶園、アクセス道路沿道は、本県の顔となる重要な広域景観である。
- 大井川沿いには、茶園景観や、旧東海道の難所として著名な島田宿大井川川越遺跡の歴史景観が残る。また、大井川鉄道で動態保存されているSLは、愛好者も多く、蒸気を吐きながら沿川を走る姿は定番の景観となっている。



経緯と課題

- ・平成20年に県と関係市町で構成する「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を設立し、ガイドラインによる屋外広告物の誘導や、継承したい茶園景観30選の選定等を行っている。
- ・平成25年には、掛川市、島田市、菊川市、牧之原市及び川根本町で実施されている伝統的な農法が「静岡の茶草場農法」として世界農業遺産に認定された。
- ・今後は、茶園景観の保全・活用を盛り込んだ行動計画を策定し、県・市町等が連携しながら景観形成の取組を着実に進めていく必要がある。

景観形成方針

静岡のシンボルとなる茶園景観の保全

- ・茶園や里山そのものの保全に加え、営農環境向上を通じた担い手の確保に努めながら、農業施設や建築物等についても茶園景観と調和するよう規制・誘導を行う。

観光客周遊ルートにおける景観の保全

- ・大井川を背景としたSLの景観や、大井川上流域の散策道からの眺望を保全するため、沿線の森林の適正な維持管理と併せて、周辺の建築物や工作物についても景観に配慮した形態や意匠へと規制・誘導を行う。

茶園や富士山と調和した空港周辺の景観の形成

- ・空港アクセス道路沿道の建築物や屋外広告物等の形態・意匠等の規制・誘導を行うほか、空港周辺の緑地や道路沿道では、富士見の場所の整備を検討する。

茶園景観の活用・推進

- ・企業等との連携により、茶園にテラスを設置するなど、新たな価値を創造し、茶園景観の付加価値の向上を目指す。

4 駿河湾

広域景観

視対象

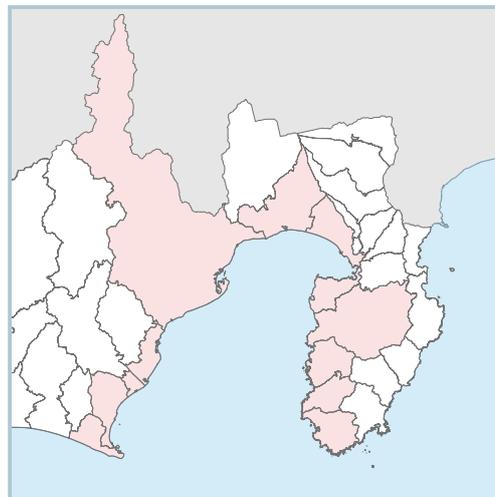
- 駿河湾
- 駿河湾の海岸線
- 富士山 等

視点場

- 駿河湾の海岸や岬、高台等
(代表的なもの)
・三保 ・御前崎 ・日本平 ・薩埵峠
- 駿河湾上のクルーズ船や駿河湾フェリー 等

景観特性

- 富士山から山麓地、さらには駿河湾へと変化するダイナミックな地形の中、日本のシンボルとなる雄大な景観が広がっている。
- 美しい海岸線を有する駿河湾は、御前崎、三保、薩埵峠、大瀬崎等からの富士山の眺望と相まって本県を代表する景観となっており、伊豆西海岸は富士箱根伊豆国立公園及び国指定名勝伊豆西南海岸、三保は国指定名勝三保松原、日本平・三保の松原県立自然公園に指定されている。
- 臨海部には、日本の発展を支えてきた工業地や物流拠点として発展してきた清水港、御前崎港、田子の浦港が見られる。清水港では、日の出地区への商業施設の開業やクルーズ船の寄港が増加したことにより、地域住民や観光客でにぎわっている。
- 清水港～土肥港間等駿河湾フェリーが運航されており、海上から駿河湾や後背の都市、富士山等を眺望することができる。



経緯と課題

- ・平成28年11月に「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が承認された。
- ・広域景観の保全・形成に向けて、県・市町等が連携した共通の方針のもと取り組むためのガイドラインの作成を検討しつつ、具体的な取組を推進することが必要である。

景観形成方針

海岸の水辺景観の保全・形成

- ・海岸林の維持管理、景観に配慮した海岸保全施設等の整備によって、駿河湾らしい海辺景観を保全するとともに、駿河湾に面する建築物や工作物については海辺と調和した景観形成を誘導する。
- ・南海トラフ地震等に伴う津波や高潮対策として、防潮堤の整備による防災・減災対策を進めるにあたり、周辺の自然景観や歴史的景観との調和を図った整備を行う。

駿河湾の眺望の保全

- ・御前崎、三保、薩埵峠、大瀬崎等、駿河湾を眺める視点場の確保とそこからの眺望景観を保全する。

海上から眺められる景観の保全・形成

- ・旅客船等から駿河湾を眺める日本一高い富士山から日本一深い駿河湾につながる世界でも稀に見る景観を保全するため、駿河湾の背景となる陸の景観に影響する工場等の建築物や煙突・クレーンなどの工作物の形態や意匠について、規制・誘導を行う。
- ・航路の目印となる山や巨木等に対して景観上の配慮を行う。

駿河湾らしい港湾・漁港景観の形成

- ・港湾・漁港において公園・緑地等の整備や修景整備を行うとともに、利用者が景観を楽しみながら憩える空間の整備を行う。

5 浜名湖

広域景観

視対象

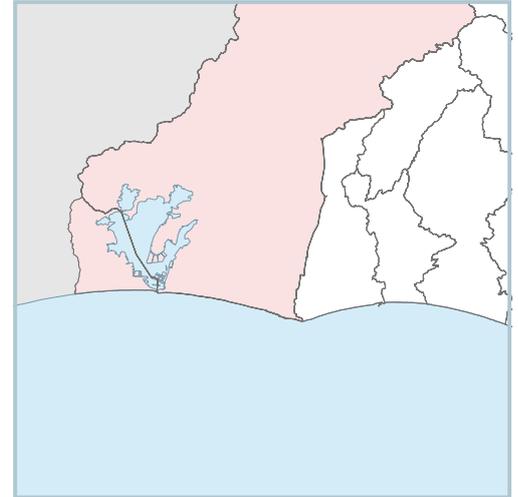
- 浜名湖
- 湖岸の景観 等

視点場

- 一般道路、鉄道からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・ 東名高速道路
 - ・ 国道1号、国道301号
 - ・ 県道館山寺弁天島線
 - ・ 浜名湖周遊自転車道
 - ・ 東海道新幹線、東海道本線、天竜浜名湖鉄道
 - ・ 湖上の船 等

景観特性

- 古来、遠江(遠淡海)として知られ、周辺の丘陵や田園、遠州灘の沿岸等と一体となり、本県を代表する美しい景観を有しており、浜名湖県立自然公園に指定されている。南部は東海道新幹線、北部は東名高速道路の2大交通幹線が湖面をかすめて通過しており、多くの人がある景観を目にしている。
- 湖岸の景観として、カキやノリの養殖棚など、漁業風景と一体となった景観がある。南部は旧東海道の歴史的景観と一体となった景観があり、東岸、西岸や村櫛半島には集落、観光施設や公園と一体となった景観がある。また、北部にはみかん畑などの農業風景と一体となった景観、湖面と集落が一体となった景観、旧姫街道の歴史的景観がある。
- 海水浴場、マリナー、館山寺の温泉地、植物園等、観光レクリエーションと一体となった湖岸の景観も見られる。



経緯と課題

- ・ 浜名湖周遊自転車道は、日本風景街道の認定を受けており、官民一体となって、景観等の資源を活かした観光振興への活用を目指している。
- ・ 各種団体によるごみの清掃活動、プレジャーボート対策、水質浄化事業等の環境整備も推進されている。
- ・ 広域景観の保全・形成に向けて、県・市等が連携した推進体制を構築し、具体的な取組を推進することが必要である。

景観形成方針

連続性のある沿道の景観づくり

- ・ 次々と移り変わる浜名湖サイクリングロード沿いの景観を中心に、つながりのある美しい沿道景観を保全・形成する。
- ・ 浜名湖サイクルツーリズムを活かした景観を満喫する機会を増大させるため、各種イベントを継続していく。

湖岸と一体となった景観づくり

- ・ 湖岸の自然環境の復元、親水性を考慮した護岸整備等により、浜名湖岸の美しい水辺空間を保全・形成する。
- ・ 浜名湖の自然や歴史に重なる人の営みなど多様で魅力的な湖岸景観を保全・形成するため、湖水に面する集落景観の保全を図るとともに、湖岸の市街地における建築物や工作物の形態・意匠について規制・誘導を行う。

自然豊かな浜名湖の眺望景観づくり

- ・ 緑豊かな山並みや遠く離れた建築物群に紺碧の湖が映える、ひろがりのある眺望景観を保全・形成する。

6 旧東海道

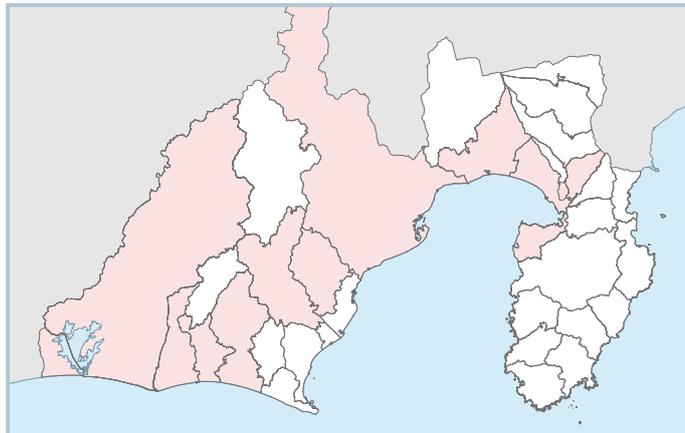
広域景観

視対象

- 富士山
- 薩埵峠
- 大井川
- 小夜の中山
- 浜名湖 等

視点場

- 旧東海道の一般道路からの眺望等
(代表的なもの)
- ・ 国道1号 等



景観特性

- 本県には、江戸期に旧東海道の22宿があり、沼津、静岡、掛川、浜松は城下町でもあった。現在もそれぞれのまちの歴史的要素となっている。各市町において歴史的な建築物やまちなみの保存・活用、サイン整備等が行われており、旧東海道を散策する人の姿が多く見られる。
- 街道からは、富士山、薩埵峠、大井川、小夜の中山、浜名湖等、本県の多様な自然の景観を望むことができる。
- 平成11年には東海道400年祭が行われ、歴史を活かしたまちづくりの契機となった。



経緯と課題

- ・ 静岡市内の旧東海道の一部が、「東海道「駿河2峠6宿風景街道」として日本風景街道に登録されている。行政と関係団体等から構成される静岡二峠六宿街道観光協議会が主体となり、魅力的な散策環境をつくる活動や沿道の清掃、情報発信等の取組を行っている。
- ・ また、各市町では、まちなみの保全や旧東海道にちなんだイベントの開催、旧東海道の石畳の復元等を行っている。
- ・ 旧東海道の景観の保全・形成に向けて、県・市町等が連携し共通の方針のもと取り組むためのガイドラインの作成を検討しつつ、具体的な取組を推進することが必要である。

景観形成方針

街道の保全・形成

- ・ 美しい東海道のまちなみを継承していくため、松並木の保存、峠道の石畳の復元、由緒ある橋の修景等を進めるとともに、かつて街道であった趣が残る区間における無電柱化や沿道の修景整備を進める。

宿場町に残る歴史的景観の保全・形成

- ・ 歴史ある町家の保全、宿場間に残された道標や常夜灯、一里塚等の保存・修景等に加えて、その周辺の建築物や工作物の形態や意匠についても、宿場町らしい景観に配慮した規制・誘導を行う。

歩いて楽しめる東海道の景観の形成

- ・ 富士山や駿河湾への眺望、宿場のまちなみを保全するとともに、公園や休憩所の設置、形態や意匠を統一した案内標識の充実により、散策を楽しめる環境を整備する。

国・市町・関係団体との連携

- ・ 静岡市の「駿河2峠6宿風景街道」や、東海道57次市町連携協議会など、旧東海道の景観形成に資する取組を行っている国・市町や関係団体と連携し、活動の情報共有や、取組の連携による強化などを通じ、景観形成に係る機運醸成に努める。

7 国土軸

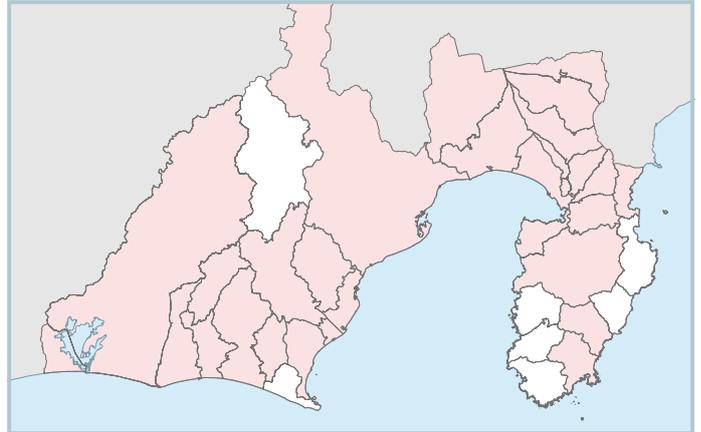
広域景観

視対象

- 富士山 ●浜名湖 ●駿河湾
- 牧之原茶園 等

視点場

- 県、市町にまたがる高速道路、鉄道等からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・新東名高速道路
 - ・東名高速道路
 - ・東海道新幹線
 - ・中部横断自動車道
 - ・三遠南信自動車道
 - ・伊豆縦貫自動車道



景観特性

- 本県を眺める視点として、東西方向では、新東名高速道路や東名高速道路、東海道新幹線の存在が大きい。また、南北方向では、中部横断自動車道(事業中)や三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道(いずれも事業中、一部供用済み。)が、本県を眺める視点となると想定される。県外からの来訪者における本県の景観のイメージは、国土交通幹線を通過する際に形成されていることが多い。
- 国土交通幹線からは、富士山、浜名湖、駿河湾、牧之原茶園等、本県を代表する景観を眺めることができる。
- 多くの人が行き交うインターチェンジや新幹線駅等の景観により、静岡県が印象付けられる。



経緯と課題

- ・平成23年、新東名高速道路の供用開始前に、屋外広告物の乱立抑止のため、沿線に屋外広告物条例の規制地域を指定した。
- ・平成25年7月に県と中日本高速道路株式会社において「新東名高速道路内の景観の保全・形成に関する覚書」を締結した。
- ・平成25、26年度に、県と関係市町、中日本高速道路株式会社により、新東名高速道路沿線における良好な景観の形成に関する勉強会を開催した。
- ・県と中日本高速道路株式会社が連携して、新東名高速道路のSA・PA周辺における屋外広告物の高さなどの基準を定めたガイドラインの検討を行った。
- ・国土軸の景観の保全・形成に向けて、これまでの屋外広告物の規制・誘導の実績を踏まえ、県・市町が連携した更なる取組の展開について検討する必要がある。
- ・県・市町・関係団体が共通の方針のもと取り組むためのガイドラインの作成を検討する。

景観形成方針

車窓から眺められる景観の形成

- ・乗客に良好なまちのイメージを与えるため、新幹線・高速道路等の沿線、特に、富士山、浜名湖、駿河湾等、本県を代表する景観が眺められる区間では、建築物や屋外広告物等の立地や形態・意匠等の規制・誘導、眺望を阻害する要素の抑制や除却を行う。

駅・インターチェンジ周辺における景観の形成

- ・多くの人滞留する新幹線駅や高速道路のインターチェンジ周辺では、来訪者に良好なまちのイメージを与えるため、建築物や工作物等の形態や意匠等について、規制・誘導を行う。特に屋外広告物については、玄関口にふさわしい景観になるよう指導を行う。
- ・高規格道路の新設や延伸等により新たな視点場の設置が想定される場合は、周辺景観との調和や眺望の確保に努め、適切に規制・誘導を行う。

5 公共事業の景観形成方針

公共事業に対しては、安全性の確保や利便性・快適性の向上に加え、地域らしさの演出が求められている。また、公共事業は、公共空間の質を向上させる取組でなくてはならず、県土の景観形成において先導的な役割を果たすことが求められている。

こうした社会的背景から、公共事業は、単に地域の基盤を作るという視点から脱却し、地域の魅力を引き出すための基盤を創るという視点を持つことが重要であり、景観に配慮した公共事業から、景観を主軸にした公共事業へと移行させていく必要がある。

これらを踏まえ、本県における公共事業の景観形成方針は、以下のとおりとする。

なお、民有地の土地利用についても、公共事業による景観形成をチャンスととらえ、公共空間と一体的・総合的にコントロールされることが望ましい。

■ 景観の一般化

景観を特別な検討事項とするのではなく、一般的に検討すべき事項とする。

■ 県土の景観をより印象深く実感

優れた景観資源やたたずまいの魅力を引き出し、県土及び地域の景観をより印象深く実感するために、公共施設は最小限の設置に留める。

■ 周囲の地形や自然環境への配慮

大規模な地形改変によりその場所の景観価値が減少するなどの悪影響が生じないように、県土に与える影響を最小限に留めると同時に、より良い状態に再生できるように配慮する。

■ 公共施設は景観の脇役

景観の主役は地域の自然景観や暮らしの景観であり、公共施設は景観の「脇役」として、地域の景観と調和し、周囲の景観を引き立たせる存在である。このため、色彩やデザインの設定に当たっては、誘目性(人目を引く性質)を弱めることを基本とする。(ただし、個別のデザインコンセプトを持って設計される場合を除く。)

■ 安易な装飾・デザインは不要

見てもらうのは美しい県土景観の姿そのものである。このため、施設の機能と無関係な装飾や、飽きられやすいデザインは使用しない。

■ 景観と安全性の両立

公共施設は、利用者の安全性と快適性を確保することが基本であるが、一方で美しい景観に混乱を与えないことが重要である。このため、公共施設は、常に景観と安全性の両立を図った良質なデザインでなければならない。

■ 良質な施設の長期活用

景観に調和した良質なデザインの公共施設を長く使用するため、維持管理そのものが容易な構造・形態等にするるとともに、施設を適切に維持管理する。

1 景観形成の主要方策

1-1 「主要方策」の考え方

主要方策は、「景観形成方針」、「県の担うべき役割」及び「見直しの視点」に基づき、県が主体となって取り組んでいく方策をとりまとめたものである。

主要方策は次の6つから構成しており、このうち、広域景観、県管理公共施設、市町等の支援等に係る方策については、県が担うべき役割の中心とも言える方策であり、ガイドプランから継承・発展させた方策である(主要方策1～3)。

また、景観形成の機会、主体の拡大及び計画を着実に推進するための仕組みづくりに係る方策については、ガイドプランにおける課題を踏まえて新たに追加した方策である(主要方策4～6)。

- ▶ 1 広域景観形成をさらに加速させる
- ▶ 2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する
- ▶ 3 静岡の景観を全ての地域から底上げする
- ▶ 4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む
- ▶ 5 自立した持続性のある県民・事業者にも根ざした景観形成を進める
- ▶ 6 景観形成をマネジメントする

1-2 「重点方策」の考え方

主要方策に位置付けた各種取組については、中長期的な目標に向かって着実に進めていくことが基本であるが、厳しい財政状況の中では、限られた人材や資金等の資源を重点的に投資し、成果が具体的に目に見えるよう効果的に取組を進める必要がある。

このため、主要方策に含まれる具体の事業・取組のうち、次の重点化基準を満たすものを「重点方策」と位置付け、より重点的に展開することとする。

重点化基準

1 静岡を代表する景観を形成する事業・取組であること

- 多くの人が目にする静岡らしい景観の質を高めることで、県のイメージアップにつながる事業・取組
- 県内外・国内外に向けて静岡の景観の魅力をアピールする事業・取組
- 県民・事業者が地域に愛着・自信・誇りを持って主体的に行う事業・取組

(例)

- 世界遺産である富士山、我が国最大規模の観光地である伊豆半島等における広域景観の形成
- おもてなしの玄関口である新幹線、高速道路、空港、港湾等及び観光客等の移動に配慮した景観の形成
- 歴史や文化が積み重なってきた地域の財産である周辺の農地を含む集落における景観の形成

重点化基準

2 市町・県民・事業者等のモデルとなる景観形成の事業・取組であること

- 県が自ら率先して、モデルとなる景観形成を進めることによって、市町や県民・事業者等に対するお手本となり、質の高い景観形成の取組が県土全体に広がることを期待できる事業・取組

1-3 主要方策

●は重点方策

主要方策1 広域景観形成をさらに加速させる

本県を代表する広域景観であり、世界遺産でもある「富士山」は、国内外から多くの人々が訪れる「世界クラス」の資産となっている。また、伊豆半島や駿河湾は、豊かな自然環境に長い歴史や文化が織り重なって形成された景観が「世界水準」の景観として評価されている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の県内開催により、本県に対する国内外の注目がますます高まっている中、こうした状況を追い風ととらえて、静岡が国内外に誇る広域景観をさらに磨き上げていくことが重要となる。

このため、県が主体となって、広域景観形成を加速させるための取組を総合的に展開する。

〈富士山、伊豆半島、大井川・牧之原大茶園、浜名湖〉

- 複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観等の形成を図るため、県が中心となって市町、関係事業者等とともに推進体制を構築し、観光と景観形成の統合的な戦略も考慮しながら、広域景観の景観形成方針・行動計画の策定・進捗管理及び共通の規制・誘導策の検討等を行う。 **具体方策①* p58**

※「2 仕組みづくりの具体方策」(57頁)の番号を示したものである。以下同じ。

〈富士山〉

- 富士山周辺の景観を一層魅力あるものにしていくため、富士山周辺景観形成保全行動計画に基づき、県と市町等が連携して景観形成を推進する。
- 富士山の良好な展望景観を保全するため、適切な規制の下に保全と活用の調和を図ることなど、保全状況報告書に記載した取組を着実に進め、世界遺産富士山の保存管理に万全を期していく。
- 地域住民、NPO、企業と行政の協働の下、景観や自然、文化、歴史等の地域資源を活かしながら沿道や周辺地域と道路が一体となる美しい国土景観の形成を図る「日本風景街道」のうち、富士山周辺の道路環境美化活動等を行う「ぐるり富士山風景街道」の取組を推進する。
- 清水海岸(三保地区)において、砂浜保全のために設置した消波堤が、景観上望ましくないと指摘を受けたため、L型突堤に置き換え、砂浜保全と景観改善の両立を図る。
- 三保松原の松林を保全するため、静岡市が行うマツ材線虫病対策や松林に適した土壌改善等の技術的支援を行う。
- 富士山周辺地域の主要な景勝地や観光地等で、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整して、景観を阻害している電柱・電線の撤去を進める。

〈伊豆半島〉

- 伊豆半島の景観形成を一体的に進めるため、伊豆半島景観形成行動計画に基づき、県と市町等が連携して景観形成を推進する。
- 我が国最大規模の観光地であり2020年東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技の開催を契機に国内外からより一層の集客が期待される伊豆半島において、屋外広告物の設置を原則禁止とするとともに、違反広告物に対して徹底した是正指導を行う。
- 伊豆半島の主要な景勝地や観光地等で、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整して、景観を阻害している電柱・電線の撤去を進める。

〈大井川流域・牧之原大茶園〉

- 静岡ならではの茶園景観を保全・形成するため、県と市町等で連携して、大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画に基づき、景観形成を推進する。
- 富士山静岡空港周辺等で、屋外広告物の規制・誘導を継続して実施する。

〈浜名湖〉

- 浜名湖の美しい景観を保全・形成するため、県と市等で連携して、浜名湖広域景観形成行動計画に基づき、景観形成を推進する。

〈駿河湾、旧東海道、国土軸〉

- 複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観等の形成を図るため、県が中心となって市町、関係事業者等と調整しながら、各市町や団体との取組と連携し、景観形成を図る。
- 関係市町、事業者等と共通の方針のもとに景観形成に取り組めるよう、ガイドラインの作成を検討する。

〈駿河湾〉

- 駿河湾の美しい景観を保全・形成するため、県と市町等で連携して、景観形成を推進する。
- 「世界で最も美しい湾クラブ」の加盟湾として、より一層関係市町や民間事業者等と連携して、優れた自然景観を保全しながら、湾周辺地域の観光振興や地域経済の発展との共存を図る。

〈旧東海道〉

- 旧東海道の道路景観や宿場のまちなみなどを保全・形成するため、県と市町等で連携して、景観形成を推進する。

〈国土軸〉

- 新幹線や高速道路の車窓から眺める景観や、新幹線駅・インターチェンジ周辺の景観の形成に向けて、県と市町等で連携して、景観形成を推進する。

主要方策2

国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

道路、公園、公共建築物等の公共空間は、多くの県民等が目にするだけでなく、国内外から訪れる観光客等がまず目にする空間であり、本県の景観の「質」が最も現れる空間である。

また、静岡県全体として良好な景観形成を進めていくためには、こうした公共施設や公共空間におけるモデル的な景観形成が市町や県民等に対しても重要な効果を果たすことが期待される。

このため、県が実施する各種公共施設整備において、質の高いデザインを取り入れるほか、主要な公共空間において景観の質を高めるための方策を展開する。

1 公共空間の高質化

地域住民の声に耳を傾けるとともに、地域の自然、文化、歴史等を十分に考慮し、周囲の環境と調和した良質なデザインの公共施設を整備することで、公共空間の高質化を推進する。

主な事業・取組

- 県の公共施設整備における景観配慮の指針である「しずおか色彩・デザイン指針」について、デザインに配慮する事項やデザイン事例集の充実を図る。 **具体方策② p70**
- 県が実施主体である大規模な公共施設(道路や河川等のインフラ施設、庁舎、病院、学校、観光施設等)について、景観形成のお手本となる事例を増やしていくため、景観懇話会の検討案件とする条件を見直し、検討案件を増やすとともに、構想・設計の各段階からデザイン協議を行う仕組みを検討する。 **具体方策② p71**
- 市町が実施主体である公共施設について、質の向上を支援するため、専門アドバイザーを派遣する。 **具体方策⑤ p76**
- 清水港では、「清水都心WF地区開発基本方針」に基づき、長期的な視点で開発を地域ぐるみでマネジメントする仕組みを構築し、個別プロジェクトの設計・施工段階からのデザインに関して事業者に助言ができるような体制の構築を目指す。
- 東静岡駅周辺の「文化とスポーツの殿堂」にふさわしい美しく風格あるまちづくりに寄与するため、富士山の眺望や統一感あるデザイン、周辺との調和等に配慮した「文化力の拠点」の形成に向けた取組を推進する。
- 安全で快適な歩行空間を確保し、沿線地域の防災力の強化に資する無電柱化について、良好な景観形成の観点も踏まえて実施箇所を選定を図り、道路の新設、拡幅等に併せた無電柱化の推進に努める。
- 地域別公共サイン整備行動計画に基づき、表示内容の連続性・統一性を確保して、道路利用者の円滑な移動を支援するとともに、外国人に対してもわかりやすく、さらに景観に配慮した公共サインの整備を行う。
- 南海トラフ地震等に伴う津波への備えとして、河川・海岸の整備等防災・減災対策を進めるにあたり、地域の特性を踏まえた最もふさわしいものとするため、地域の文化・歴史・風土等に根ざし、自然との共生と環境との両立を目指し、地域の意見を取り入れ市町との協働で推進する「静岡方式」により、景観にも配慮した施設や整備についての検討を進める。
- 浜松市沿岸域では、防潮堤完成後の利活用や配慮すべき事項を示した「景観デザインの基本方針」に基づき防潮堤の整備を行う。
- 津波避難誘導標識の表示内容の統一性を確保するため、静岡県津波避難標識指針による、統一規格に基づく分かりやすい標識の設置を推進する。
- 公共建築物等での県産材利用を促進するため、「しずおか木使い推進プラン」に基づき、県が率先して利用を進めるとともに、市町・事業者等の主体的な取組の促進を図る。

② 屋外広告物の適正な規制・誘導

景観に与える影響が大きい屋外広告物について、適正な規制・誘導を行い、公共空間の景観の質を高める。

主な事業・取組

- 伊豆半島で先行的に実施する屋外広告物の設置の原則禁止及び違反広告物への徹底した是正指導を、県下全域に広げ、景観形成のモデルとして全国に発信していく。
- 屋外広告物行政の慢性的な人員不足に対応するため、屋外広告物の事務手続きにおいて、民間活力を積極的に導入することを検討する。 **具体方策③ p72**
- ・ 地域特性に応じた屋外広告物の規制・誘導を行うために、景観行政団体に移行した市町の条例制定に向けて、引き続き関係市町と協議を進める。また今後、条例を制定する市町の参考とするため、既に条例を制定している市町の執行状況について、適宜情報提供を行い事例やノウハウを共有する。
- ・ 県民や事業者の屋外広告物に対する意識を高めるため、優良な屋外広告物を顕彰する。

主要方策3

静岡の景観を全ての地域から底上げする

良好な景観は、豊かな自然環境、にぎわいのある都市、文化や歴史を感じる建造物等、地域の多様な要素によって形成されており、他の地域にはない個性や魅力を備えた地域が集まり、全体が調和することによって、県全体の景観がより魅力的なものへ高まっていく。

このため、地域の景観形成を担う市町との連携、多様な地域の特性に応じた景観形成の推進により、静岡の景観の底上げを図るための方策を展開する。

1 市町景観行政の積極的支援

景観行政の中心的な役割を担う基礎自治体である市町が、地域の特性に応じてきめ細かく効果的な景観施策を推進できるように支援を行う。

主な事業・取組

- ・景観行政の中心的な役割を担う基礎自治体である市町が、地域の特性に応じてきめ細かく効果的な景観施策を推進していくため、市町の景観行政団体への移行及び景観計画の策定を支援する。
- ・風力発電、太陽光発電等の大規模な発電設備や鉄塔等の建設に際して、景観への影響を最小限に抑えるため、開発許可制度や風致地区、景観法等の制度活用方法を示し、市町の適切な規制・誘導を支援する。
- ・点的な観光施設整備から方針を転換し、地域とともに議論し導き出した景観ビジョンに基づく観光地の面的な景観形成を行っていくため、市町の観光地エリア景観計画の策定を支援する。
- ・地域の良好な景観を構成する重要な公共施設を、積極的に景観重要公共施設に指定するため、公共施設管理者から景観行政団体である市町に対して、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを積極的に要請する。

具体方策④ p74

- ・市町による景観計画の策定又は見直しを支援するため、景観形成の専門的な見地から助言を得られるように、景観工学や色彩、観光等の専門家を市町に派遣する。 **具体方策⑤ p76**

2 自然景観の保全・復元

我が国の自然を特徴づける景観要素を備えた静岡の景観は、まさに日本の景観そのものであるとの自覚に立ち、この美しい自然景観を保全するとともに、荒廃した自然景観を復元し、後世へと引き継いでいく。

主な事業・取組

〈共通〉

- ・「不法投棄。させない・されない・許さない!」を基本として、監視パトロールの実施や「不法投棄110番」の設置、不適正処理事業者への指導・監視等の不法投棄対策を行う。
- ・県内の全地域(政令市を除く。)で、監視カメラやフェンスなどの不法投棄を防止する設備を設置する市町に対して、助成を行う。

〈水辺の景観〉

- ・河川整備に当たっては、生物の生息・生育環境及び多様な景観に配慮するため、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を推進する。

- ・近年顕著化する海岸侵食に対し、砂浜の回復を図り、背後地の安全を確保するとともに特色のある自然環境・海岸景観の保全を目指すため、養浜を主体に、離岸堤等必要最小限の構造物の設置による侵食対策を実施する。
- ・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制を行う市町に対して助成を行う。
- ・公共水域等の秩序維持、県民の生活環境保全、海洋性レクリエーションの健全な発展を図るとともに、浜名湖の美しさを高めるため、浜名湖で不法係留船や放置艇のパトロール調査を行い、放置艇や沈没船が発見された場合は移動・撤去させるなどの業務を行う。

〈山地の景観〉

- ・森林を適切に管理するため、意欲ある森林所有者等が行う森林施業(保育、間伐等)を造林事業により支援する。
- ・国土保全等の公益的機能が著しく低下している劣悪な保安林及び山火事、害虫等によりこれらの機能が損なわれた保安林の機能の回復・強化を図る。
- ・森林景観形成ガイドラインに基づき、森林土木工事や林地開発許可制度の運用を通じた良好な森林景観の形成・維持に努める。
- ・土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、静岡市清水区大内地区の市街地に隣接する山麓斜面に、一連の樹林帯(グリーンベルト)の形成を図る都市山麓グリーンベルト整備事業を推進する。
- ・世界遺産に登録された富士山の環境保全を図るため、富士山麓に不法投棄され、残置された産業廃棄物を撤去する非営利団体等の取組を支援する。

③ 農山漁村景観の保全・活用

茶畑、みかん畑等に代表される農山漁村景観は、本県の生業や伝統文化等を映した姿であり、この静岡らしい景観を県民共有の財産として保全するとともに、交流の場としてより一層の活用を図る。

主な事業・取組

- ・世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の茶や、「静岡水わさびの伝統栽培」のブランド力を高めるとともに、適切な管理と次世代への継承を通じ、農山村、里山の景観保全を推進する。
- ・世界かんがい遺産に認定された「深良用水」「源兵衛川」は、300年以上の歴史があり、稲作を支えてきた地域にとって重要な農業用水施設である。このような地域特有の歴史ある農村景観を保存する取組を支援する。
- ・農村地域において農地、農業用施設等の資源を地域ぐるみで保全するため、多面的機能支払制度を活用して、農用地等の保全活動を実施する活動組織を支援することで、集落機能の維持と担い手農家への農地集積を促進する。
- ・農村地域において景観を阻害する農業用施設の色彩等についてルール化を行う。
- ・多様な主体による、農地、農業用施設等の地域資源を保全・活用するため、「美しく品格のある邑づくり」を推進する。
- ・農業を将来的に継続させて地域を守り、景観を守るための景観農業振興地域整備計画の策定を支援する。
- ・荒廃農地の発生防止により農山村景観の保全に資するため、農業者等の再生活動を支援するとともに、担い手が不在の地域では農業法人等の誘致等を支援する。

4 良好な市街地・産業地景観の確保

生活景観と周辺の自然景観が調和したゆとりとうるおいを感じられる景観は、住む人には誇りと愛着を生み、訪れる人には感動を与える。このため、地域の自然景観を守る一方で、市街地や産業地の景観を磨き上げ、これらが一体となった総合的に美しい景観の形成を目指す。

主な事業・取組

- ・静岡県ならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境を整備するため、市町や事業者に対するアドバイザー派遣や助成等を行い、快適な暮らし空間の実現を図る。
- ・緑豊かな住みよい生活環境を創造するため、公益財団法人静岡県グリーンバンクが県民の協力を得て行う、環境緑化事業に対して助成を行う。
- ・中心市街地の都市景観の向上を実現するため、景観計画を策定した地区内の都市計画道路等において、景観や環境に配慮した歩道舗装や照明、街路樹等の設置を行うとともに、景観を阻害する電柱・電線類の地中化等を進める。
- ・都市に溶け込む良好な景観を生み出す地域の憩いの空間を形成するため、植樹による緑化や芝等による緑地整備を主とした都市公園の整備を進める。
- ・河川敷や海辺の広がりのある開放的な空間を活かして、県民に憩いの場、健康増進の場を提供するため、遊歩道・緑地・公園等の整備を進める。
- ・適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態等、放置することが不適切であると市町が認められた空き家(特定空き家等)に対する市町が行う措置について、必要な支援を行うなど、市町と連携して取り組む。
- ・工業団地造成事業は地域の景観や環境を活かした質の高い産業基盤造りを進めることを基本とし、“富士山麓フロンティアパーク 小山”(小山湯船原工業団地)では『富士山を借景にした森に佇む工業団地』をコンセプトに、富士山の眺望の確保や自然環境との調和に取り組む。
- ・地域の自然環境と調和した工場立地を図るため、緑地率等に係る市町の条例の策定や運用に関する助言、「静岡県工場緑化ガイドライン」による質の高い緑化の誘導、市町・事業者向けのセミナーの開催等を行う。

5 歴史的・文化的な景観資源の保全・活用

各地域に残された歴史的・文化的な建築物や史跡等は、現在に生きる私達が先人から受け継いだ大切な資源である。これらの優れた資源を、地域の歴史・文化とともに後世に引き継ぐため、保全に努めつつ、より一層の活用を図る。

主な事業・取組

- ・国指定名勝の優れた景観を保全し後世に伝えるため、複数の自治体にまたがる国指定名勝の保全に係る連絡協議会を定期的に開催し、文化財保護上の規制や手続について関係者間で情報共有を図る。
- ・地域に残る歴史的資源のうち、特に歴史的・文化的に価値が高いものは、国や県、市の指定文化財とすることで、法令等に基づく保護を図るとともに、地域における歴史的・文化的な景観形成の中核とするよう、修理や整備を行い活用する。
- ・歴史の中で当該地域の風土と人々の生活・生業の双方の営みにより形成された景観のうち、特にその地域の特色があるものについては、将来的な保護を図るために重要文化的景観として国の選定を受けられるよう、必要条例の制定や歴史的調査の実施等を当該市町に働き掛ける。

主要方策4

ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む

道路、公園、公共建築物等の公共空間が創り出す景観が重要な役割を担うのはもちろんであるが、民間の開発や建築が景観に与えている影響はさらに大きく、土地利用が変化する機会をとらえて、より良好な景観へと誘導することが重要である。

このため、県民や事業者等に対して、県が関与できるありとあらゆる機会を活用して、景観への配慮を求めていくための方策を展開する。

県費助成や許認可等を通じた景観形成

市町や県民・事業者が、県費助成、県の許認可等を受けて実施する取組については、県が積極的に関与できる機会をとらえ、景観への配慮や良好な景観形成を働き掛けていく。

主な事業・取組

- 市町・県民・事業者等が行う開発行為や建築行為を通じて良好な景観の形成を促進するため、県費助成や許認可制度と景観施策を連動させた仕組みを構築する。**具体方策⑥ p78**
- ・県内にある優れた自然の風景地を保護するため、自然公園計画の計画的な見直しの他、県自然公園条例に基づく許認可を適正に行う。
- ・風力発電や太陽光発電設備を含む大規模な開発事業による景観への影響を回避、低減するため、予め事業者が実施する環境影響評価に対し、景観を含む環境の保全に十分に配慮して事業が実施されるように審査、指導する。
- ・林地開発許可制度の運用に当たり、民間事業者の開発行為において、良好な森林景観の維持に配慮するよう促す。
- ・住民発意による景観を含めた良好な環境のまちづくりを進めるため、建築協定や景観協定の認可を促進する。
- ・市街化調整区域において開発許可権者（市町長）が立地してもやむを得ないと認める開発行為等について、静岡県開発審査会は、良好な景観形成へ配慮した計画であることを求める。
- ・地域景観との調和及び良好な景観形成を図るため、工場立地法で一定規模以上の工場に設置が義務付けられている工場敷地内の緑地について、規定の面積率の維持や適正な配置を指導する。
- ・国や県、市の指定文化財を後世に残していくために、価値を損ねるような現状変更が発生しないように文化財保護法や文化財保護条例に基づく許可を適正に行う。

主要方策5

自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める

景観形成は一時の取組によって完成するものではなく、世代を超えた息の長い取組として継続されることが重要である。そのためには、行政や一部の団体のみが景観形成活動を行うのではなく、県民や事業者が、日常的な活動の積み重ねの中で、景観を形成していくことが重要である。

また、景観形成の活動を継続するためには、活動を支える人材や財源が必要であり、多くの人に景観形成の意義や良好な景観の価値を知ってもらう必要がある。

このため、県民や事業者に広く根ざした景観形成を進め、自立した持続性のある活動を拡大するための方策を展開する。

① 景観に対する意識を変えていくための普及啓発

県民・事業者に景観への意識を深めてもらうためには、景観形成の取組が地域の魅力や活力の向上につながることを理解してもらうとともに、取組を通じて本県の景観が魅力的なものになっていく姿を知ってもらうことが重要である。

そのため、国内のみならず世界に対しても様々な形で積極的に情報を発信するとともに、景観形成に取り組む主体が次なる一歩へと進めるような表彰・顕彰を行う。

主な事業・取組

- 静岡県のイメージアップ、県内市町と取組事例やノウハウの共有を行うため、魅力的な景観や景観形成の成功事例について、県民や国内外に向けて情報発信を行う。 **具体方策⑦ p80**
- ・ 県民や事業者の景観への意識を醸成するため、静岡県景観賞の授与、景観セミナーや静岡県農村の魅力フォトコンテストの開催等を行う。
- ・ 花や緑に関する講座やコンクールなどの開催を通じて人材を育成し、暮らしの様々な場面で花と緑があふれる地域づくりを推進する。
- ・ 経済産業省等が実施する緑化優良工場等表彰に、県内で先進的な緑化に取り組む工場を推薦する。
- ・ 世界遺産富士山に係る情報提供の拠点施設として富士山世界遺産センターを整備し、富士山の歴史、文化、景観等の調査研究、調査研究成果を活用した展示やセミナーなどを開催する。
- ・ 富士山の湧水や浜名湖の景観等、本県の恵み豊かな水資源を大切に守り継承し、水資源・環境の保全を図るために、水の恵みやその利活用に関する情報発信を行う。
- ・ 県産材の積極的な利用を促進するため、展示会への出展やホームページによる情報発信を通じ、県民に広く県産材を使うことの意義や木の良さへの理解に努める。
- ・ 県内の文化財と気軽に触れ合える機会として講演会やシンポジウムを開催し、景観の歴史的な背景に対する県民の理解と関心を高める。

② 景観形成を担う人材の育成

日常的な活動の積み重ねの中で着実に景観を良くしていくためには、県民・事業者を広く巻き込み、社会総掛かりで景観形成に取り組む必要があることから、景観形成を主体的に担うことができる人材の育成を推進する。

主な事業・取組

- ・景観形成を担う人材の発掘を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通して人材の育成を行うため、景観学習教材の作成等を行っていく。 **具体方策⑦ p80**
- ・県民、事業者及び行政の協働により良好な景観形成を推進するため、景観やまちづくりに関する知識の向上につながる景観セミナーや事例視察等を行う。 **具体方策⑦ p80**
- ・景観形成には専門的な知識・経験が必要であるため、観光従事者等を対象に、景観形成で求められる知識を学ぶ機会を、県内大学等と連携して提供する。
- ・総合的な学習の時間等をとおして、地域のひと・もの・ことと児童生徒の関わりを増やすとともに、道徳教育を通じて、郷土愛の醸成、モラルの向上に努める。
- ・地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、伊豆ジオパークや富士山等、学校周辺地域の特色を生かした「地域学」の学習活動を推進する。

③ 協働による景観形成

地域の特性や課題に応じた景観形成を進めるためには、地域の主役である住民やNPO、事業者等の多様な主体と行政が同じ目線で話し合い、互いに知恵と力を出しあう必要がある。

地域が主体となり、地域のニーズや課題に応じた景観形成を進めることで、多様な主体における郷土に対する愛着を深めていく。

主な事業・取組

- ・住民団体等（住民団体、学校、企業等）と行政が互いの役割分担を定め、両者の協働の下、道路、河川、港湾、漁港等の公共空間の清掃・美化や維持・管理を行う取組を積極的に広報し、活動団体を増やすとともに、その取組を支援する。
しずおかアダプト・ロード・プログラム リバーフレンドシップ しずおかポートサポーター
一社一村しずおか運動 ふじのくに美農里プロジェクト
- ・民間団体等の活動と連携し、道路の維持管理の充実や利便性向上を図るための「道路協力団体制度」を活用し、民間団体等が実施する道路の美化活動等を支援する。
- ・地域住民、NPO、企業と行政の協働の下、景観や自然、歴史・文化等の地域資源を活かしながら沿道や周辺地域と道路が一体となる美しい国土景観の形成を図る「日本風景街道」の取組を推進する。
- ・河川や海岸の流水の疎通を図り、災害予防・美化保全に寄与する活動を支援する。
- ・沼津港周辺では、「沼津港みなとまちづくり推進計画」に基づき、地域ぐるみで景観を守り、創り、育てる協力体制を構築し、その素晴らしさを多くの人に紹介する取組を行う。

④ 景観形成を支える財源の確保・支援

県民・事業者等による取組が一過性のもので終わることなく、息の長い取組として継続していくためには、自立的・継続的な活動を支える一定の財源確保が重要となることから、景観形成に携わる県民や事業者等が自ら資金を調達できるような仕組みを構築する。

主な事業・取組

- ・景観形成を支える財源を確保するため、景観形成に関する活動を行っている団体と社会貢献活動を検討中の企業のマッチングを行う。また、景観・歴史まちづくりファンドの創設や景観税の導入等について検討する。 **具体方策⑧ p82**

主要方策6

景観形成をマネジメントする

景観形成の取組は、単なる掛け声やスローガンで実現するものではなく、行政職員も含め個人の自主性や能力だけに頼って進まない。本計画で掲げた主要方策を確実に進めていくには、体制、仕組み、ルールを整えることで、誰がやっても同じように効果を発揮することができるような「マネジメント・システム」を導入することが必要である。

また、個々の事業・取組の進捗状況について評価を実施し、今後の事業・取組のあり方に反映していく必要がある。このため、主要方策1から5を確実に実行・評価するための方策を展開する。

1 推進体制の強化

計画に掲げた行動計画の進捗状況について、全庁横断的に設置した静岡県景観づくり推進本部及び外部の第三者機関において検証・評価を実施し、今後の事業・取組のあり方に反映していく。

主な事業・取組

- ・静岡県景観づくり推進本部において、各種の事業計画や規制・誘導方策を検討・決定するとともに、進捗状況を検証・評価する。 **推進体制 p89**
- ・県の景観施策全般に対して、第三者の視点から意見・提言を行う有識者会議を設置する。 **推進体制 p89**

2 技術力の向上

人事異動によるベテラン職員の転出や、厳しい財政下における人員不足の中で、本計画において位置付けた施策や事業が着実に実施されるようにするため、景観行政を担当する職員がやりがいを感じる機会を提供するなど、技術力の底上げを図る。

主な事業・取組

- ・景観形成には専門的な知識・経験が必要であるため、県・市町の景観行政担当者等を対象に、景観形成に取り組む上で求められる知識を学ぶ機会を、県内大学等と連携して提供する。 **具体方策⑨ p85**

3 外部視点による評価

景観形成を進めるためには、日頃その景観を見慣れている県民や行政等が気付かない魅力や問題点について認識することが大切である。そのため、多面的な外部の視点から評価するとともに、改善に向けた支援を行う。

主な事業・取組

- ・多面的な外部の視点から意見・提言をいただくため、国際識者や地域外住民・行政等による現地視察や座談会を開催する。また、発見された地域の魅力等の情報を国内外に向けて発信する。 **具体方策⑩ p86**

4 景観資源の活用

自然景観、歴史的・文化的景観を保全・形成するだけでなく、活用することで、交流人口や関係人口の増加等地域の活性化へつなげる。

主な事業・取組

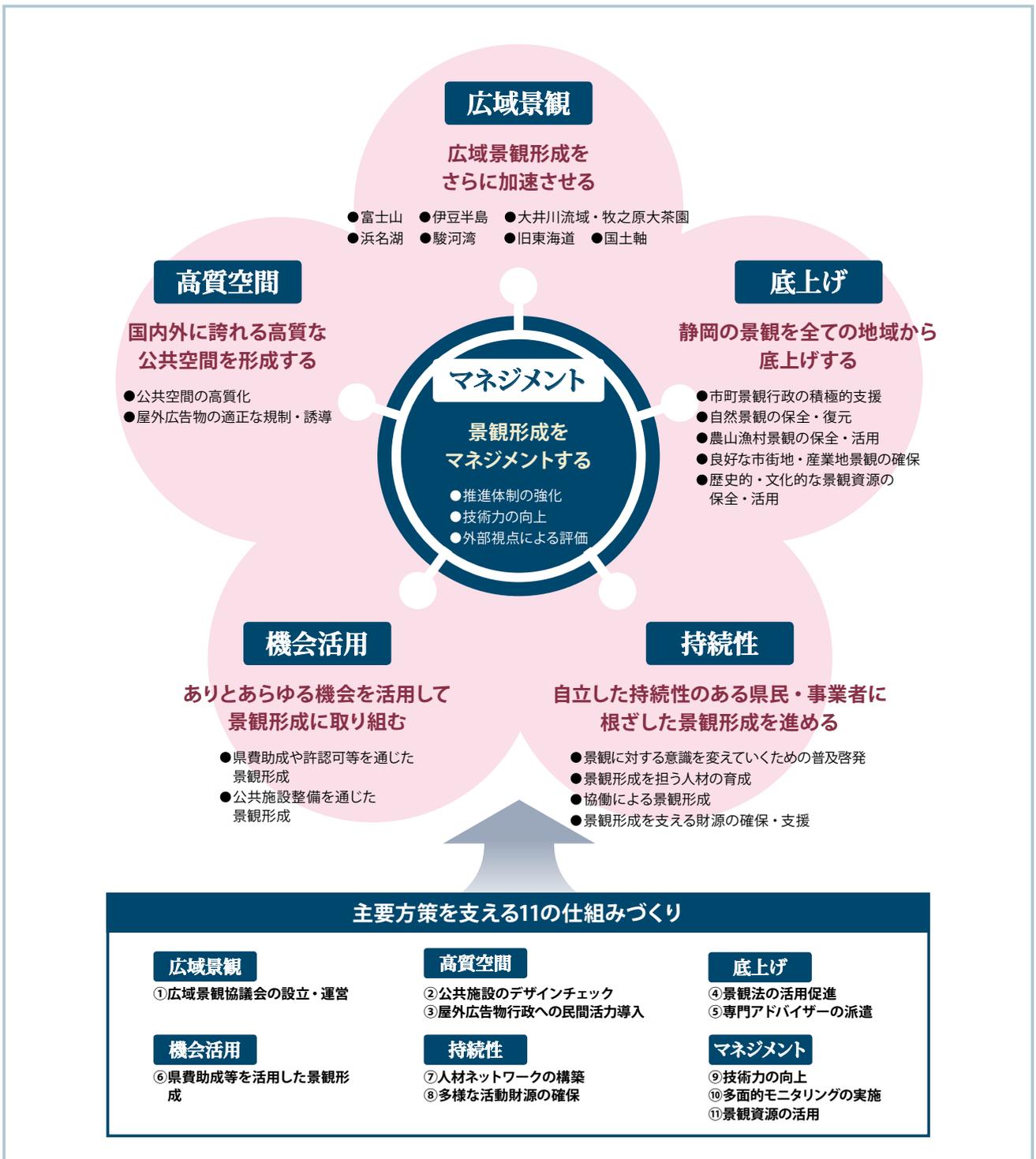
- ・観光関連や文化財関連の部局や関係団体等と連携し、景観形成及び積極的活用を推進する。 **具体方策⑪ p88**
- ・特に歴史的・文化的に価値が高いものは、国や県、市の指定文化財とすることで、法令等に基づく保護を図るとともに、地域における歴史的・文化的な景観形成の中核とするよう、修理や整備を行い活用する。(p52⑤歴史的・文化的な景観資源の保全・活用(再掲)) **具体方策⑪ p88**

2 仕組みづくりの具体方策

1の主要方策で掲げた事業・取組のうち、庁内関係課や市町・県民・事業者等の多様な主体の活動を支える事業・取組については、より具体的な仕組みを示し、主要方策の着実な推進につなげる必要がある。

そのため、以下のとおり11の仕組みづくりの具体方策を示す。

図 仕組みづくりの具体方策の一覧



具体方策 ① 広域景観協議会による取組推進

複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観等の形成を図るため、県が中心となって市町、関係事業者等とともに推進体制を構築し、観光と景観形成の統合的な戦略も考慮しながら、広域景観の景観形成方針・行動計画の策定・進捗管理及び共通の規制・誘導策の検討等を行う。

① 推進体制

県、関係市町、必要に応じて県民、事業者から構成される「広域景観協議会」（以下「協議会」という。）を設立する。

協議会の運営は県が行う。中長期的には、協議会の成熟度等も考慮した上で、協議会事務局を県（景観まちづくり課）から土木事務所や構成市町の持ち回りなどへ移行することも検討する。

なお、類似した組織等が既に設立されている場合等は、これらの組織の活用を検討する。

図 広域景観協議会と県の役割



② 取組内容

● 各広域景観の状況に応じた着実な取組の推進

各広域景観の特徴と取組状況に応じて、具体的な方策、実施主体、実施時期を定めた行動計画を策定する。その際には、広域景観が有している課題を把握した上で、必要に応じて、県・市町、県民及び事業者等で構成されるワーキンググループを立ち上げ、地域の課題解決と景観形成の両方の達成を目指す。

広域景観ごとに景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有することを旨とする。

各広域景観における取組内容を表に示す。

表 各広域景観における主な取組内容

| 広域景観 | 主な取組内容 |
|------------------|---|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域景観の景観形成方針に基づく事業・取組の推進 ・関係市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整 ・景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有 |
| 富士山 | <ul style="list-style-type: none"> ●「富士山地域景観協議会」を中心に次の取組を行う。 ・行動計画に位置付けた事業の推進 ・法定の景観協議会への移行 |
| 伊豆半島 | <ul style="list-style-type: none"> ●「伊豆半島景観協議会」を中心に次の取組を行う。 ・行動計画に位置付けた事業の推進 ・法定の景観協議会への移行 |
| 大井川流域・ 牧之原大茶園 | <ul style="list-style-type: none"> ●「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を中心に次の取組を行う。 ・行動計画の策定、行動計画に位置付けた事業の推進 ・法定の景観協議会への移行 |
| 浜名湖 | <ul style="list-style-type: none"> ●「浜名湖広域景観推進会議」を中心に次の取組を行う。 ・行動計画に位置付けた事業の推進 ・法定の景観協議会への移行 |
| 駿河湾 | <ul style="list-style-type: none"> ●「世界で最も美しい湾クラブ」の取組と連携して次の取組を行う。 ・駿河湾で特に保全・形成する必要のある景観の検討 ・ガイドライン作成の検討 |
| 旧東海道 | <ul style="list-style-type: none"> ●旧東海道沿道の市町やまちづくり団体等とともに以下の取組を行う。 ・旧東海道の歴史を伝える取組に対する県の支援方法について、関係市町、まちづくり団体等と意見交換 ・ガイドライン作成の検討 |
| 国土軸 | <ul style="list-style-type: none"> ●高速道路や東海道新幹線沿線の市町、関係事業者等と連携して次の取組を行う。 ・ガイドライン作成の検討 |

● 一大成功事例の創出

広域景観形成の一大成功事例を関係市町だけでなく、周辺市町、さらに国内外へ広く発信するため、県が先頭に立ち、景観形成のリーディングプロジェクトを実施することを検討する。

リーディングプロジェクトの具体的な実施時期、実施場所、実施内容等については、想定される波及効果(観光客の増加、地域の活性化等)と、市町の観光や地域活性化等に関する構想及び計画との連携を考慮し、協議会等で検討を行う。

リーディングプロジェクトを検討する際には、その波及効果を最大限高めるため、ITを活用した景観形成や情報発信の方法についても検討を行う。

(リーディングプロジェクトの例)

例1 雄大な富士山と駿河湾を一望できる場所をつくる

観光客が比較的容易にアクセスすることが可能な場所に、富士山と駿河湾を一望できる展望台を整備する。

例2 有名絵師による絵図に描かれた眺めを再現する

江戸時代に描かれた葛飾北斎の富嶽三十六景や、歌川広重の東海道五十三次の絵図に描かれた富士山の眺めを再現する。

●多面的なアプローチも視野に入れた景観形成

広域景観の中には、例えば茶園景観のように、農家の経営状態が大きく影響を及ぼすものもあり、景観法や屋外広告物条例等の活用のみでは景観形成を図ることが難しいものがある。

このような場所では、景観だけでなく、農業、観光等、複数の分野からアプローチすることにより、地域が抱える課題を抜本的に解決することを引き続き検討する。

●景観の規制・誘導による広域景観の形成

景観計画・条例を定めている市町では、届出・認定制度により建築物・工作物等の外観の規制・誘導を行っているが、市町によって届出対象行為と景観形成基準が異なっているのが実態である。

こうした基準の違いは、同じ広域景観を共有する地域内でありながら、不揃いな景観を生み出す原因の一つとなることから、各広域景観の特性を活かした景観形成を行うために、各市町が設定することが望ましい届出対象行為と景観形成基準を示すこととする。

ただし、ここに示すものは一つの(案)であることから、景観特性に応じて適宜変更する。

【届出対象行為について】

景観計画・条例に基づく届出は、本来景観に影響する全ての行為を対象とすべきであるが、景観行政団体の事務の効率を考慮する必要があることから、標準的な届出対象行為を以下のとおりとする。

表 景観計画に定める標準的な届出対象行為(案)

| 景観法で規定する行為の名称 | 届出対象行為の基準* | |
|---|---------------------------|--|
| | 用途地域指定区域 (低層住居専用地域を除く) | 低層住居専用地域・ 用途地域指定区域外 (都市計画区域外も含む) |
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 高さ15m超 | 高さ10m超 |
| | 延床面積1,000㎡以上 | |
| | 見付面積 2分の1以上 | |
| 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 高さ15m超 | 高さ10m超 |
| 太陽光パネル | 面積1,000㎡以上 | |
| 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | 面積1,000㎡以上 又は 2,000㎡以上 | |

※県内市町の景観計画において比較的多く採用されている値とした。

【景観形成基準について】

景観形成基準は、地域の状況や目指すべき景観イメージによって様々な項目や指標を組み合わせることが必要であるが、良好な眺望景観や連続した沿道景観等を形成していくためには、建築物の高さ、配置、色彩、屋根の形態等の基準をある程度明確に定めておく必要がある。

ここでは、各市町の景観形成基準の実態を踏まえ、広域景観を形成する上で重要な景観形成基準項目、基準を設定する際の基本的な考え方と基準を設定するに当たって配慮すべき点を整理する。

広域景観を形成する上で重要な景観形成基準項目とその指定の考え方

| 項目 | 現在の基準の特徴 | 設定の考え方 |
|-----|--|--|
| 建築物 | 高さ <ul style="list-style-type: none"> ● 高さに関する基準を設けているのは全体の8割^{※1}（15市町）である。 ● このうち高さの最高限度を定めているのは、静岡市、沼津市、熱海市、富士宮市、掛川市、御殿場市、袋井市、伊豆の国市、小山町である。その他の市町では「周辺の景観と調和する」「眺望地点から眺望の見通し線以下」「突出した印象を与えない」などの定性的な表現としている。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 山並みなどを重要な景観資源とする地域では、高さの最高限度を定めることが望ましい。 |
| | 配置 <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の配置に関する基準を設けているのは全体の7割（13市町）である。 ● 眺望点への見通しを遮らないための建築物配置の工夫、修景空間・ゆとりを確保するための壁面線の後退を位置付けている例が多い。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 眺望点の見通し、ゆとり及び修景空間等を考慮した建築物配置の工夫を位置付けることが望ましい。 |
| | 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ● 壁面や屋根の色彩基準を設けているのは19市町全てである。 ● 「落ち着いた色のある色彩」等の定性的な表現に止まっているものは比較的少なく、17市町でマンセル値を基本とした数値基準を設定している。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域特性を考慮しマンセル値^{※2}を基本とした数値基準を定めることが望ましい。 |
| | 形態(屋根) <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形状に関する基準を設けているのは全体の5割（9市町）である。 ● 「周辺の地形や山並みなどと調和する形状」とするような基準が多いが、一部では「勾配屋根」等、具体的な形を明示しているものも見られる。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 山並みなどを重要な景観資源とする地域では、背後の山並みに馴染むように、勾配屋根等、屋根形状を具体的に指定することが考えられる（商業系用途地域の指定された幹線道路は除く。）。 |
| 工作物 | 太陽光発電設備、風力発電設備^{※3} <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電設備を位置付けているのは、6割（12市町）である。 ● 太陽光パネルの色彩や反射、設置場所の基準を設定している。 ● 風力発電設備を位置付けているのは2割（4市）である。 ● 風力発電設備の色彩や設置場所の基準を設定している。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市町で扱いに苦慮していることから、景観形成基準の中で明確に位置付け、配置、形態、色彩等の基準を設定することが望ましい。 |

※1 景観計画策定19市町に対する割合を示す。

※2 64頁参照

※3 ここでは便宜上、太陽光発電設備は太陽光発電施設、風力発電設備は風力発電施設を含めることとする。62～68頁も同様とした。

景観形成基準の設定において特に配慮すべき事項【富士山】

基準を定めるときの考え方

- 富士山の眺めと周辺景観とが調和することを基本とした基準とする。
- 富士山を見通せる主要道路沿道や重要な視点場周辺については、建築物の高さ、配置、色彩、形態(屋根)、工作物等について、統一的でより具体的な基準を設けることが望ましい。

景観形成基準

高さ(最高限度)

- 富士山への眺望を重点的に確保すべきエリアでは、視点場からの距離に応じて高さの最高限度を設けることが望ましい。

参考

- ・富士宮市[浅間大社周辺地区]、御殿場市[御殿場駅周辺地区]では、富士山の眺望を確保するため、視点場からの距離に応じて、8~20mの範囲内で高さを設定している。
- ・沼津市、富士宮市、御殿場市、小山町のそれぞれ一部の地区では、富士山の眺望を確保するため、10~15mの範囲で高さを設定している。

配置

- 富士山を見通せる主要道路沿道や重要な視点場周辺については、富士山の眺望に配慮した建築物配置に関する統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・三島市、富士宮市では、眺望地点から富士山等への見通し線を確保するように建築物を配置することを位置付けている。
- ・沼津市[原駅前地区]、三島市、御殿場市、長泉町、小山町では、富士山の眺望を損なわないように建築物を配置することを位置付けている。

建築物

色彩

- 富士山を見通せる主要道路沿道や重要な視点場周辺については、地域共通のより厳しい色彩基準を設定することが望ましい。

参考

- ・御殿場市[東山・二の岡地区、国道138号等沿道地区、国道246号沿道地区、御殿場駅周辺地区]では、市全域より厳しくマンセル値で数値基準を設定している。
- ・沼津市、三島市、富士宮市、富士市、裾野市等では、マンセル値で数値基準を設定している。

形態(屋根)

- 信仰の山としての富士山の歴史や周辺の山並みなどとの調和を配慮し、勾配屋根等の屋根形状、屋上設備の配置に関する記述を基準に盛り込むことが望ましい。

参考

- ・沼津市、三島市の一部、富士宮市の一部、御殿場市で、勾配屋根等の工夫を位置付けている。
- ・三島市、富士宮市、小山町では、屋上施設の配置の工夫、ルーバーなどの修景を施すとし、富士宮市では、アンテナ類の共同化、集約化を位置付けている。

太陽光発電設備、風力発電設備

- 色彩、配置に関して、地域全体で統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・沼津市[原駅前地区]、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町で、太陽光発電設備の色彩等を位置付けている。
- ・富士宮市、御殿場市では、風力発電設備が道路等から直接見えなように配慮することなどを位置付けている。

工作物

景観形成基準の設定において特に配慮すべき事項【伊豆半島】

基準を定めるときの考え方

- 駿河湾と富士山、相模灘等の眺めと周辺景観とが調和することを基本とした基準とする。
- これらを見通せる主要道路沿道や重要な視点場周辺については、建築物の高さ、配置、色彩、形態(屋根)、工作物等について、統一的でより具体的な基準を設けることが望ましい。

景観形成基準

高さ(最高限度)

- 山側から海への眺望、海側から山並みへの眺望を守る必要がある地域については、高さの最高限度を設定することが望ましい。

参考

- ・熱海市では、海・斜面緑地・山並みの眺望を守るため、風致地区(8m,15m)、高度地区(21m,31m)、地区計画(31m)、景観地区(60m)を活用しながら、景観計画で最高限度21mに設定している。
- ・伊豆の国市〔葦山反射炉周辺地区〕では、葦山反射炉と富士山の眺望景観を保全するため、10m以下に設定している。

配置

- 地域特性に応じ、建築物配置に関する基準を設定するかどうか判断する。

参考

- ・熱海市〔東海岸町景観地区〕では、歩行者空間を確保するため、主要道路から2m壁面後退し、周辺まち並みなどと調和した設えとすることを位置付けている。
- ・下田市〔旧町内ゾーン〕では、両隣との建築物と壁面の位置が揃うような配慮、〔里山ゾーン〕では、河川境界からの壁面後退を位置付けている。
- ・沼津市、三島市、伊豆の国市では、富士山の眺望を損なわない建築物の配置を位置付けている。

建築物

色彩

- 主要道路沿道や重要な視点場周辺については、地域共通のより厳しい色彩基準を設定することが望ましい。

参考

- ・沼津市、熱海市、三島市、伊東市、伊豆の国市では、マンセル値で数値基準を設定している。

形態(屋根)

- 既存の観光施設等の扱いに留意しつつ、勾配屋根等の屋根形状、屋上設備の配置に関する記述を基準に盛り込むことが望ましい。

参考

- ・沼津市、熱海市〔住宅地、山地・丘陵地、初島地区、東海岸町景観地区Cゾーン〕、三島市〔白滝公園・桜川地区、蓮沼川地区〕、伊豆の国市〔葦山反射炉周辺地区〕では、勾配屋根とするよう配慮すると位置付けている。
- ・熱海市、三島市、伊豆の国市では、屋上施設は目立たない位置に設けるか、ルーバーなどにより修景を施すことを位置付けている。
- ・下田市〔旧町内ゾーン、蓮台寺温泉ゾーン〕では、屋上を設ける場合にはスカイラインを乱さない形状とすることを位置付けている。

太陽光発電設備、風力発電設備

- 色彩、配置に関して、地域全体で統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・沼津市〔原駅前地区〕、伊豆の国市では、太陽光パネルは、反射が少なく模様が目立たないものを使用し、設置場所の色彩と調和することを位置付けている。
- ・下田市では、公共の場から見えない措置、低明度・低彩度・低反射とすることを位置付けている。

工作物

景観形成基準の設定において特に配慮すべき事項【大井川流域・牧之原大茶園】

基準を定めるときの考え方

- 大井川鉄道や主要な茶園景観と周辺景観とが調和することを基本とした基準とする。
- 大井川鉄道沿線や広大な茶園を見通せる主要道路沿道や重要な視点場周辺については、建築物の高さ、配置、色彩、形態(屋根)、工作物等について、統一的でより具体的な基準を設けることが望ましい。

景観形成基準

建築物

高さ(最高限度)

- 茶園の眺望を重点的に確保すべきエリアでは、高さの最高限度を設けることが望ましい。

参考

- ・袋井市では、商業地域等の一部のエリアを除き最高限度を20mに設定している。
- ・島田市、磐田市では、眺望を阻害しないという定性的な基準を設定している。

配置

- 地域特性に応じ、建築物配置に関する基準を設定するかどうか判断する。

参考

- ・島田市では、道路に面した部分には、歩道と一体化又は緑化スペースとして利用できる空間の確保を位置付けている。

色彩

- 大井川鉄道沿線や広大な茶園を見通せる主要道路沿道や重要な視点場周辺については、地域共通のより厳しい色彩基準を設定することが望ましい。

参考

- ・島田市、磐田市、掛川市、袋井市では、マンセル値で数値基準を設定している。

形態(屋根)

- 茶園景観及び周辺のまちなみなどとの調和を配慮し、勾配屋根等の屋根形状、屋上設備の配置に関する記述を基準に盛り込むことが望ましい。

参考

- ・磐田市は、背後の自然景観や周辺のまち並み景観と調和した屋根形状として、勾配屋根・屋根向きの統一を位置付けている。
- ・島田市、磐田市では、屋上設備は配置、色彩、目隠しにより見えにくくすることを位置付けている。

太陽光発電設備、風力発電設備

- 太陽光発電設備や風力発電設備の色彩、配置に関して、地域全体で統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・磐田市では、太陽電池パネルは反射が少なく模様が目立たないものとし、周辺のまち並み景観との調和に努めることを位置付けている。
- ・掛川市では、風力発電施設についてマンセル値で数値基準を設定している。

工作物

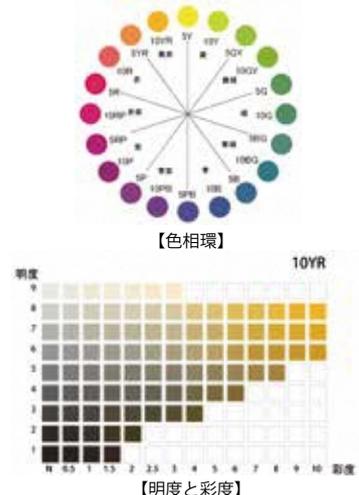
【参考】マンセル表色系とは？

マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法として確立されたシステムで、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによって表現している。

これら3つの属性を記号化して表すものをマンセル値という。

- 色相:「色合い」を表すものであり、10種類の基本色の頭文字のアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせで表記している。
- 明度:「明るさ」の度合いを表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。実際には、最も暗い黒で明度1.0程度、最も明るい白で明度9.5程度である。
- 彩度:「鮮やかさ」の度合いを0から14程度の数字で表す。鮮やかさのない色彩ほど数値が小さく、無彩色の白・黒・グレーなどの彩度は0になる。

マンセル値の読み方: $\overset{\text{じゅうわいあーる　ろくのいち}}{10YR} \frac{6}{\text{色相}} / \frac{1}{\text{明度}} \frac{1}{\text{彩度}}$



景観形成基準の設定において特に配慮すべき事項【駿河湾】

基準を定めるときの考え方

- 海岸の水辺景観、水陸からの駿河湾及び富士山の眺めと周辺景観とが調和することを基本とした基準とする。
- 海岸線のうち富士山を見通せる主要道路沿道や重要な視点場周辺については、建築物の高さ、配置、色彩、形態（屋根）、工作物等について、統一的でより具体的な基準を設けることが望ましい。

景観形成基準

高さ(最高限度)

- 駿河湾及び富士山の眺望を重点的に確保すべきエリアでは、高さの最高限度を設けることが望ましい。

参考

- ・ 沼津市〔沼津港周辺地区〕では、内港からの富士山眺望を保全するため、10~15m以下に設定している。また、駿河湾千本松原に隣接する原駅前地区では、富士山の眺望を保全するため、高さの最高限度を10mに設定している。

配置

- 駿河湾及び富士山を見通せる主要道路沿道や重要な視点場周辺については、眺望に配慮した建築物配置に関する統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・ 静岡市〔日の出地区〕では、海辺に人が憩えるような空地等確保に努めること、主な道路や親水空間に面する部分には段差や垣・柵等の遮蔽物は設けないことを位置付けている。
- ・ 静岡市では、地域の景観特性に応じたスカイラインの形成、通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保を位置付けている。

色彩

- 駿河湾及び富士山を見通せる主要道路沿道や重要な視点場周辺については、地域共通のより厳しい色彩基準を設定することが望ましい。

参考

- ・ 静岡市〔日の出地区〕では、屋根の色彩は緑色や緑青色等、外壁の基調色は生成り色、ベージュ及びびれんが色、清水港のシンボルカラーはアクアブルー及び白とし、マンセル値で数値基準を設定している。
- ・ 沼津市〔戸田港周辺地区〕では、屋根、庇、外壁等は周囲と調和した落ち着いた色、隣接する建築物との連続性を保つ色とし、マンセル値で数値基準を設定している。
- ・ 富士市では、煙突等の色彩について、富士山及び市街地景観と調和した色彩としていくため、マンセル値で数値基準を設定している。

形態(屋根)

- 駿河湾との調和に配慮し、勾配屋根等の屋根形状、屋上設備の配置に関する記述を基準に盛り込むことが望ましい。

参考

- ・ 静岡市〔日の出地区〕では、建築設備は道路や海から直接望見できない位置に配置し、ペントハウスは建築物と一体的なデザインとして軽快なスカイラインを形成することを位置付けている。
- ・ 静岡市の日本平から三保半島を含む田園緑地景観形成ゾーンでは、屋根を勾配屋根にするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状にすることを位置付けている。
- ・ 沼津市では、勾配屋根とし、後背の自然景観や周辺のまちなみ景観との調和に努めることとし、〔沼津港周辺地区〕では、「びゅうお」の展望台からの眺望に配慮し、屋上付帯設備は位置や色彩により目立ちにくくすることを位置付けている。

太陽光発電設備、風力発電設備

- 色彩、配置に関して、地域全体で統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・ 沼津市〔原駅前地区〕では、太陽光発電設備について、反射が少なく模様が目立たないものとし、設置する屋根の色彩と類似色とすることを位置付けている。
- ・ 富士市では、太陽光発電設備の色彩を黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを位置付けている。

建築物

工作物

景観形成基準の設定において特に配慮すべき事項【浜名湖】

基準を定めるときの考え方

- 浜名湖の眺めと周辺景観とが調和することを基本とした基準とする。
- 浜名湖周遊自転車道沿道や重要な視点場周辺については、建築物の高さ、配置、色彩、形態（屋根）、工作物等について、統一的でより具体的な基準を設けることが望ましい。

景観形成基準

高さ(最高限度)

- 対岸からの視対象となるエリアでは、眺望に影響を与えない高さの最高限度を設けることが望ましい。

参考

- ・ 浜松市では、周辺の地形やまち並みなどの周辺景観の基調を確認し、突出した印象とならないことを位置付けている。
- ・ 歴史的・文化的資産のある湖西市〔新居関所周辺地区〕では、できるかぎり2階以下とし、やむをえず3階とする場合は、その部分の町並みに十分配慮することを位置付けている。

配置

- 浜名湖周遊自転車道沿道については、浜名湖の眺望に配慮した建築物配置に関する統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・ 浜松市では、主要な眺望点からの見通しを阻害しないように、見通し線を遮らない配置とすることを位置付けている。また、道路等公共施設に面する壁面等の後退、修景や公開空間的な空間、植栽のための空間の確保を位置付けている。

建築物

色彩

- 浜名湖周遊自転車道沿道や重要な視点場周辺については、地域共通のより厳しい色彩基準を設定することが望ましい。

参考

- ・ 浜松市では、マンセル値で数値基準を設定している。
- ・ 歴史的・文化的資産のある湖西市〔新居関所周辺地区〕では、原色を避け、町並みに調和した色調とすることを位置付けている。

形態(屋根)

- 地域特性に応じ、屋根形状に関する基準を設定するかどうか判断する。

参考

- ・ 浜松市では、周辺景観と調和する屋根形状とし、屋上に設ける設備は、外部から見えにくい場所に設置する又は、目隠しなどにより見えないようにすることを位置付けている。
- ・ 歴史的・文化的資産のある湖西市〔新居関所周辺地区〕では、屋根、庇は、歴史の香る関所の町「新居」にふさわしいものとするを位置付けている。

工作物

太陽光発電設備、風力発電設備

- 色彩、配置に関して、地域全体で統一的な基準を設定することが望ましい。

景観形成基準の設定において特に配慮すべき事項【旧東海道】

基準を定めるときの考え方

- 旧東海道の宿場町に残る歴史的景観に調和することを基本とした基準とする。
- 旧東海道の沿道や重要な建築物・史跡等の周辺については、建築物の高さ、配置、色彩、形態（屋根）、工作物等について、統一的でより具体的な基準を設けることが望ましい。

景観形成基準

高さ(最高限度)

- 旧東海道沿いの沿道や重要な建築物・史跡等の周辺では、地域のまちなみと調和する高さの最高限度を設けることが望ましい。

参考

- ・静岡市〔宇津ノ谷地区〕では、まち並み景観を保全するため、最高限度を10mとし、階数を2階以下に設定している。
- ・掛川市〔城下町風街づくり地区計画〕では、新たな和風空間の創出を目的に、軒の高さの最高限度を15mに設定している。
- ・歴史的・文化的資産のある湖西市〔新居関所周辺地区〕では、できるかぎり2階以下とし、やむをえず3階とする場合は、その部分の町並みに十分配慮することを位置付けている。

配置

- 旧東海道の沿道や重要な建築物・史跡等の周辺、富士山や駿河湾の眺望が得られる視点場周辺では、建築物配置に関する統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・沼津市〔原駅前地区〕では、旧東海道沿道は富士山の眺望を阻害しない配置に努めることを位置付けている。
- ・三島市〔大通り地区〕は、中心市街地の商店街として、1階部分の外壁は道路境界から50cmの後退を位置付けている。

色彩

- 旧東海道の沿道や重要な建築物・史跡等の周辺については、地域のまちなみと調和する色彩基準を設定することが望ましい。

参考

- ・静岡市〔宇津ノ谷地区〕では、外壁を下見板張りの木地色を基調色とし、漆喰やリシン壁、土壁の場合は、素材色を基本としたベージュ、生成り色、白色、屋根は、いぶし、灰色又は黒色を基本とし、マンセル値で数値基準を設定している。
- ・沼津市〔原駅前地区〕では、旧東海道らしさを演出するために、隣接する建築物との調和に配慮しつつ、木造建築物をイメージする茶系、こげ茶系を基調とし、マンセル値で数値基準を設定している。
- ・島田市〔ふれあい空間形成地区〕では、壁面は白色又は木、石、土等の自然材料と調和する和風の雰囲気損なわない落ち着いた色とし、マンセル値で数値基準を設定している。
- ・掛川市〔城下町風街づくり地区計画〕では、外壁の色を白、黒、自然素材色を基調とし、マンセル値で数値基準を設定している。

建築物

形態(屋根)

- 旧東海道の沿道や重要な建築物・史跡等の周辺については、歴史的建築物の屋根形状等を参考に、勾配屋根等の屋根形状、屋上設備に関する記述を基準に盛り込むことが望ましい。

参考

- ・静岡市〔宇津ノ谷地区〕では、日本瓦葺き切妻屋根を基本とし、寄棟又は入母屋を位置付けている。
- ・静岡市〔旧東海道の沿道を含む住居系・沿道系市街地景観形成ゾーン・田園緑地・自然景観ゾーン〕、沼津市では、勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の自然景観と調和することを位置付けている。
- ・島田市〔ふれあい空間形成地区〕では、和風の雰囲気損なわない平入り勾配屋根を基本とし、屋根勾配を原則4.5/10に設定している。
- ・掛川市〔城下町風街づくり地区計画〕では、屋根及び庇等は勾配をつけ、日本瓦、銅板、鋼板等の仕上げと設定している。

太陽光発電設備、風力発電設備

- 色彩、配置に関して、地域全体で統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・島田市〔ふれあい空間形成地区〕では、太陽光パネルは屋根の形状や色彩との調和に配慮し、和風の雰囲気損なわないものとするを位置付けている。
- ・沼津市〔原駅前地区〕、富士市、磐田市では、太陽光パネルは目立たないものとするを位置付けている。
- ・掛川市では、風力発電設備についてマンセル値で数値基準を設定している。

工作物

景観形成基準の設定において特に配慮すべき事項【国土軸】

基準を定めるときの考え方

- 高速道路、鉄道等からの富士山・駿河湾・牧之原大茶園・浜名湖の眺めと、周辺景観とが調和することを基本とした基準とする。
- 富士山・駿河湾・牧之原大茶園・浜名湖を眺められる区間や重要な視点場周辺については、建築物の高さ、配置、色彩、形態(屋根)、工作物等について、統一的でより具体的な基準を設けることが望ましい。

景観形成基準

高さ(最高限度)

- 富士山・駿河湾・牧之原茶園・浜名湖への眺望の確保を重点的に確保すべきエリアでは、高さの最高限度を設けることが望ましい。

参考

- ・ 御殿場市〔国道138号等沿道地区〕では、周辺のまちなみから突出しない高さ、市街地周辺の山並みの稜線を遮らない高さとしている。
- ・ 長泉町〔新東名長泉沼津IC周辺地区・県立静岡がんセンター周辺地区〕では、周辺の自然景観と調和することを位置付けている。
- ・ 富士宮市〔市街化調整区域〕では、富士山の眺望景観を保全するため、15m以下と設定している。
- ・ 袋井市では、商業地域等の一部のエリアを除き最高限度を20mと設定している。

配置

- 富士山・駿河湾・牧之原茶園・浜名湖を眺められる区間、駅やインターチェンジなどの重要な視点場周辺については、眺望に配慮した建築物配置に関する統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・ 御殿場市〔国道138号等沿道地区〕、長泉町〔新東名長泉沼津IC周辺地区・県立静岡がんセンター周辺地区〕では、開放感のある沿道景観の形成や公共空間と連続した空間を確保するため、壁面後退を位置付けている。
- ・ 沼津市、三島市、富士宮市、御殿場市、長泉町等では、富士山の眺望を損なわない建築物配置、修景空間・ゆとりを確保するため、壁面線の後退等を位置付けている。
- ・ 静岡市では、地域の景観特性に応じたスカイラインの形成、通りに対する外壁面の位置、敷地内空地の確保を位置付けている。

色彩

- 富士山・駿河湾・牧之原茶園・浜名湖を眺められる区間、駅やインターチェンジなどの重要な視点場周辺については、地域共通のより厳しい色彩基準を設定することが望ましい。

参考

- ・ 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市等では、マンセル値で数値基準を設定している。

形態(屋根)

- 富士山・駿河湾・牧之原茶園・浜名湖を眺められる区間、駅やインターチェンジなどの重要な視点場周辺については、屋根形状、屋上設備に関する記述を基準に盛り込むことが望ましい。

参考

- ・ 静岡市〔住居系・沿道系市街地景観形成ゾーンなど〕、沼津市、御殿場市〔国道138号等沿道地区〕、磐田市では、周辺の市街地や背景の山並みなどと調和を図るため、勾配屋根等に工夫などを位置付けている。
- ・ 静岡市、浜松市、三島市、富士宮市、島田市等では、屋上に設ける設備は、建築物との一体化、ルーバーなどによる修景を位置付けている。富士宮市では、アンテナ類は共同化、集約化することを位置付けている。

太陽光発電設備、風力発電設備

- 色彩、配置に関して、地域全体で統一的な基準を設定することが望ましい。

参考

- ・ 沼津市〔原駅前地区〕、富士宮市、島田市、富士市、磐田市等で太陽光発電設備の色彩等を位置付けている。
- ・ 富士宮市、御殿場市、下田市では、風力発電設備が道路等から直接見えないように配慮することなどを位置付けている。
- ・ 掛川市では、風力発電設備についてマンセル値で数値基準を設定している。

建築物

工作物

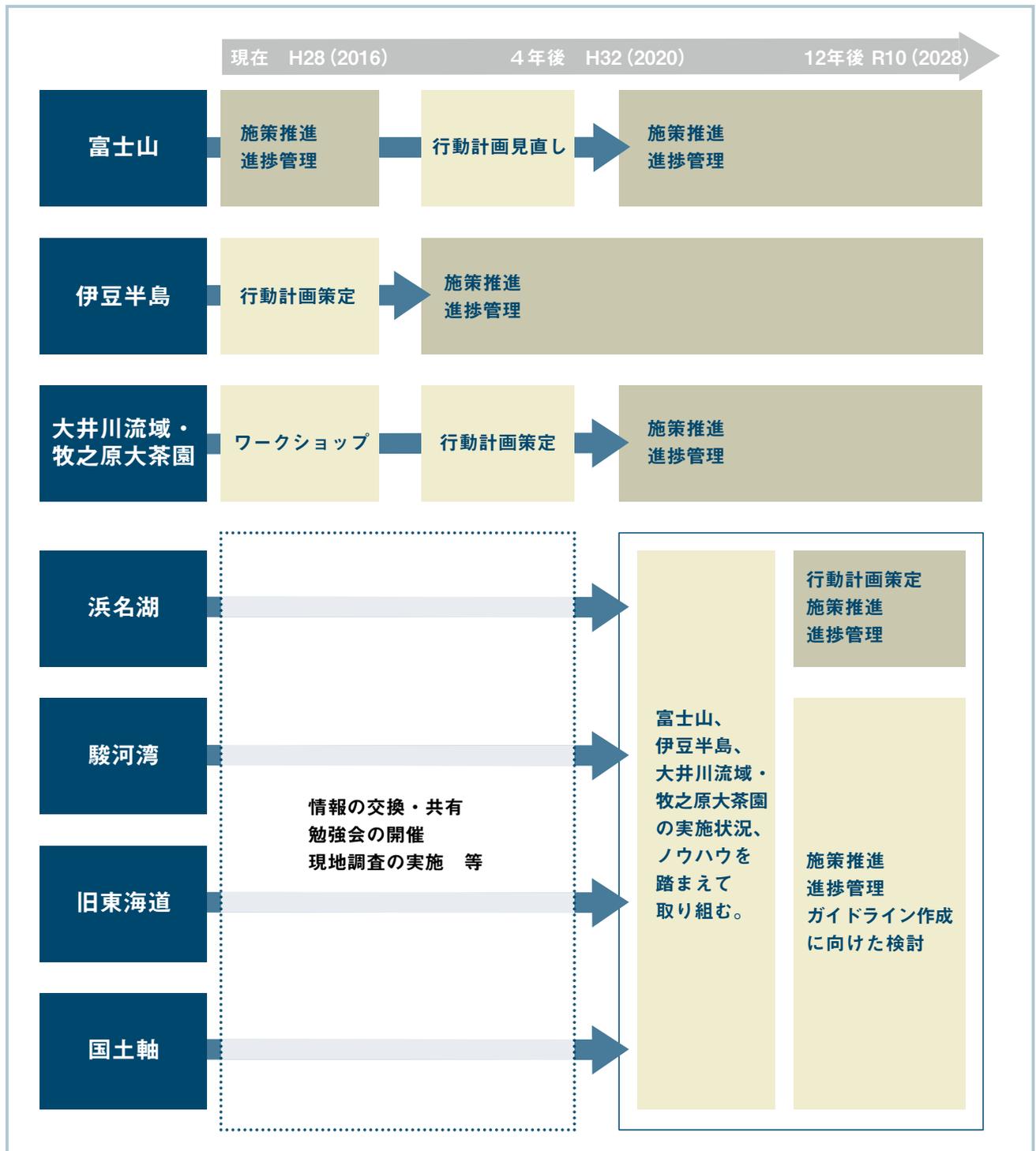
3 取組行程

富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園、浜名湖において成功事例を積み上げ、そのノウハウを蓄積した上で、駿河湾、旧東海道、国土軸において景観形成を展開する。

ただし、駿河湾や旧東海道等は、他の広域景観と重複する市町が多く、個別に取組を進めると市町担当者の負担が大きくなることが想定される。

そこで、屋外広告物の規制・誘導等、各広域景観で共通するものは、広域景観をまたいで実施する取組として行うなど、配慮する。

図 広域景観の形成スケジュール



具体方策 ② 公共施設のデザイン高質化

県の公共施設整備における景観配慮の指針である「しずおか色彩・デザイン指針」（以下「指針」という。）のうち、デザインに配慮する事項やデザイン事例集について充実を図る。

また、県が実施主体となる大規模な公共施設から景観形成のお手本となる事例を増やしていくため、静岡県景観懇話会の検討案件とする条件を見直すとともに、構想・設計の各段階からデザイン協議を行う仕組みを検討する。

① 取組内容

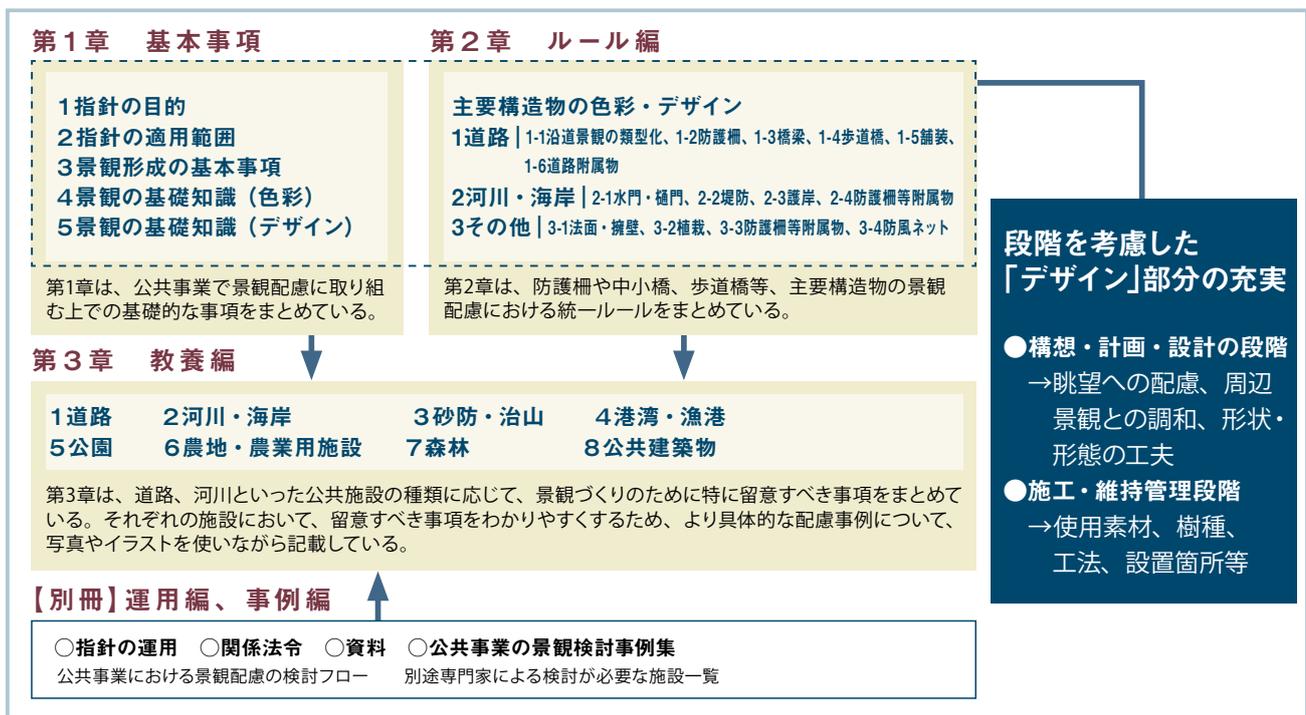
●「しずおか色彩・デザイン指針」の充実

現在の指針をベースに、主に「デザイン」に係る部分について内容を充実させる。

デザインに関して検討すべき内容は、構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階で異なることから、それぞれの段階で留意すべき事項を整理する。

県内事例が少ない分野については、県外的事例を併せて紹介する。

図 現在の「しずおか色彩・デザイン指針」の構成



●「色彩・デザインに配慮した公共事業の事例集」の充実

現在の事例集をベースに、各事業分野における「デザイン」に配慮した好事例を追加する。県内事例が少ない分野については、県外的事例を併せて紹介する。

デザインに対する専門家からの意見、デザイン上配慮した点を中心に内容の充実を図る。

● 静岡県景観懇話会の検討案件の拡大

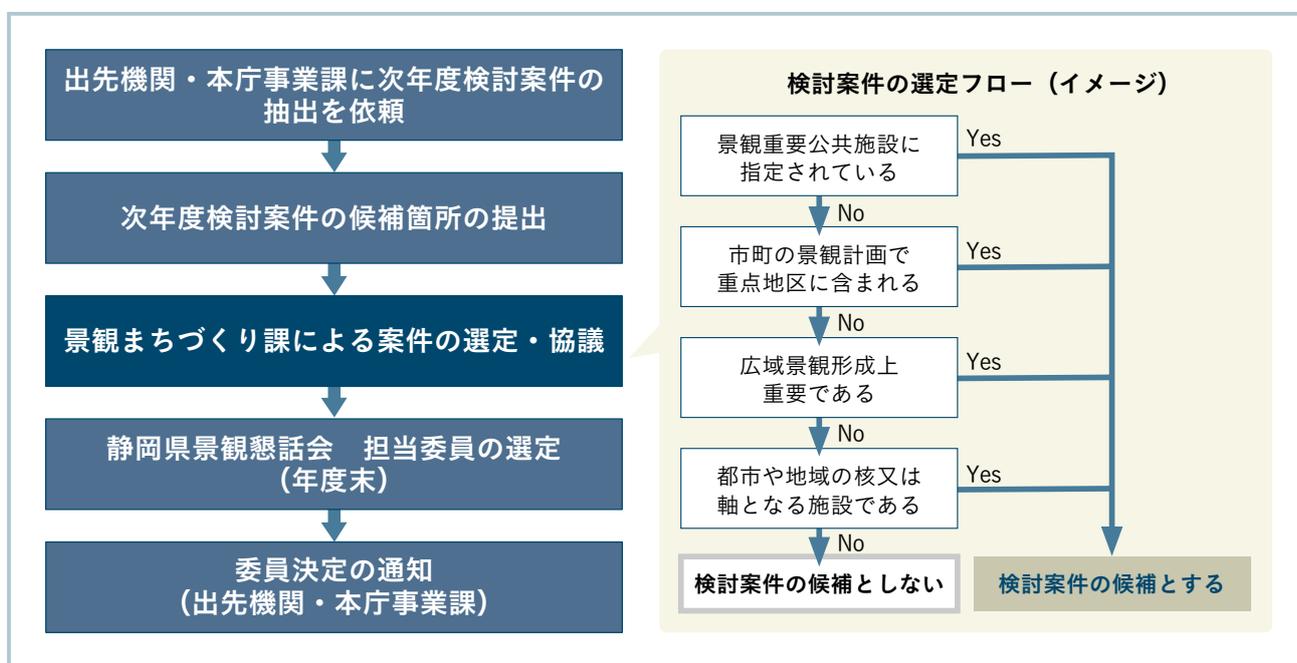
これまでの静岡県景観懇話会による検討案件は、「県が施行する公共事業のうち景観に与える影響が大きいもの」となっており、具体的には、橋長100m以上の長大橋、水門・樋門等を対象としていたが、対象範囲の拡大を図る。

検討案件の拡大に当たっては、構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階におけるデザイン検討等が行われるよう留意する。

なお、対象とする公共施設（道路や河川等のインフラ施設、庁舎、病院、学校、観光施設等）の範囲については、関係課と協議の上、静岡県景観懇話会に諮って決定する。

公共事業による景観形成のより一層の推進を図るため、静岡県景観懇話会において、公共施設の色彩・デザインのみならず、事業課の求めなどにより、公共事業の景観に関する実施方針等、幅広い議論を行っていくこととする。

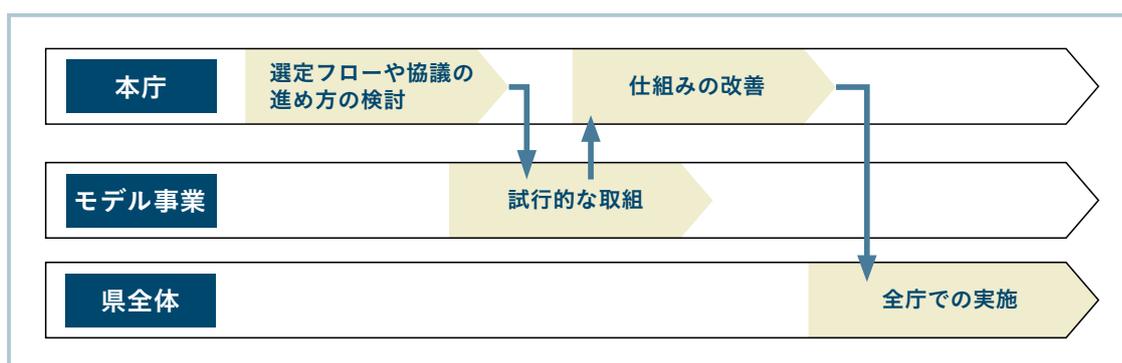
図 検討案件選定の行程



② 取組行程

モデル事業を選定して試行的に運用し、実施上の課題を把握する。その後、必要に応じて改善した上で、全庁的に展開する。

図 検討案件拡大の取組の進め方のイメージ



具体方策 ③ 屋外広告物行政への民間活力積極的導入

屋外広告物行政の慢性的な人員不足に対応するため、屋外広告物の事務手続において、民間活力を積極的に導入することを検討する。

① 取組内容

● 屋外広告物許可を行う第三者機関の選定

屋外広告物事務における行政と民間の役割分担を見直し、屋外広告物の設置許可等の事務を第三者機関へ委託することを検討する。

第三者機関は、景観形成に関する活動を行っている団体から選定することとし、具体の選定や委託範囲については、外部有識者等による審議の上で決定する。

● 許可以外への第三者機関の活用

第三者機関への委託は、行政側の事務作業の効率化だけでなく、屋外広告物に関する社会的意識を高める効果も期待できる。

このため、委託を行う第三者機関とは、屋外広告物コンクールや講習等、広告や景観に関する知識の普及啓発活動における連携についても検討する。

図 民間活力(第三者機関)の導入と行政との関係



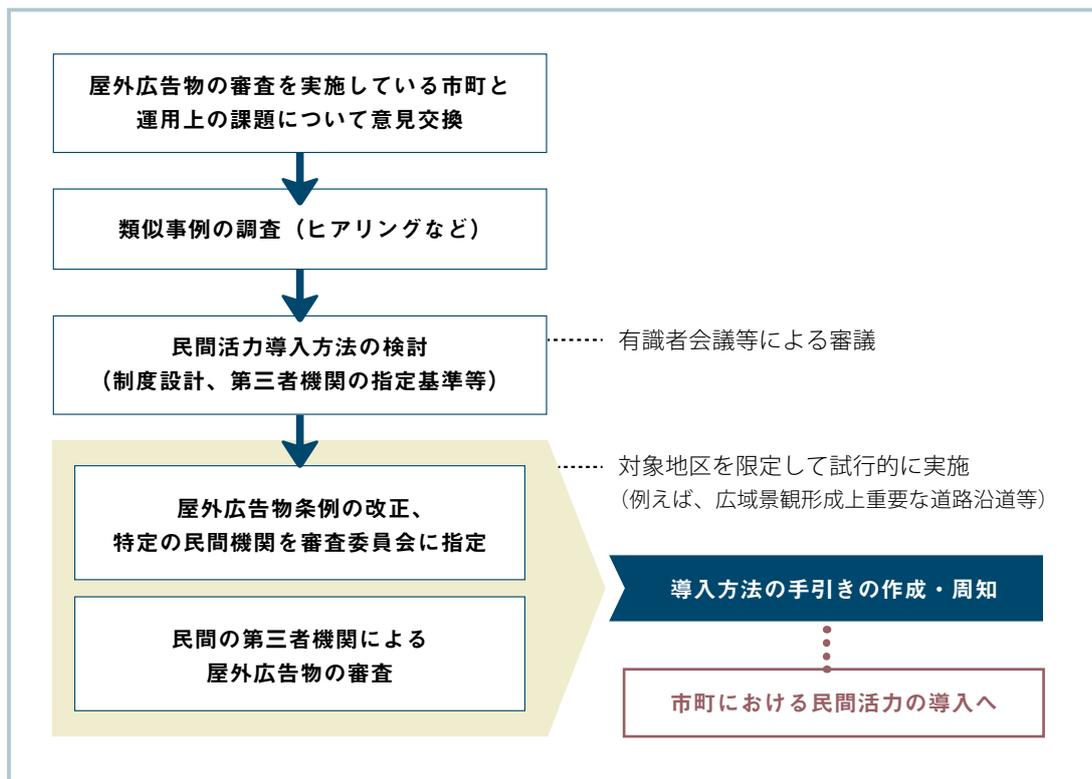
2 取組行程

屋外広告物の審査に関する市町との意見交換、民間活力導入事例の調査を行い、制度設計や第三者機関の指定基準等の検討を行う。

検討結果を踏まえて、県の屋外広告物条例の改正及び第三者機関による屋外広告物の審査等を実施する。当初は、対象地区を限定して試行的に実施することが考えられる。

得られた成果をもとに、民間活力導入方法の手引を作成し、市町における民間活力の導入を促す。

図 民間活力導入の進め方のイメージ



屋外広告協会による車体用広告のデザイン審査の事例(東京都)

- 公益社団法人東京屋外広告協会では、バス・電車・タクシー・広告宣伝車等の車体用広告に関するデザインの審査を実施している。
- 都条例等に加え、デザインに関しては自主審査基準を運用している。
- 協会が設置した車体利用広告デザイン審査委員会は、都条例等の改正と要綱の策定により、知事の指定を受けた審査委員会となっている。

具体方策 ④ 景観重要公共施設の指定支援

地域の良好な景観を構成する重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定するため、公共施設管理者から景観行政団体である市町に対して、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を景観計画に定めることを積極的に要請する。

① 取組内容

● 景観重要公共施設の指定要請

県が管理する公共施設のうち、地域の良好な景観を構成する重要な公共施設については、景観重要公共施設に指定することを市町に対して積極的に要請する。

● 景観重要公共施設の制度活用手引きの作成

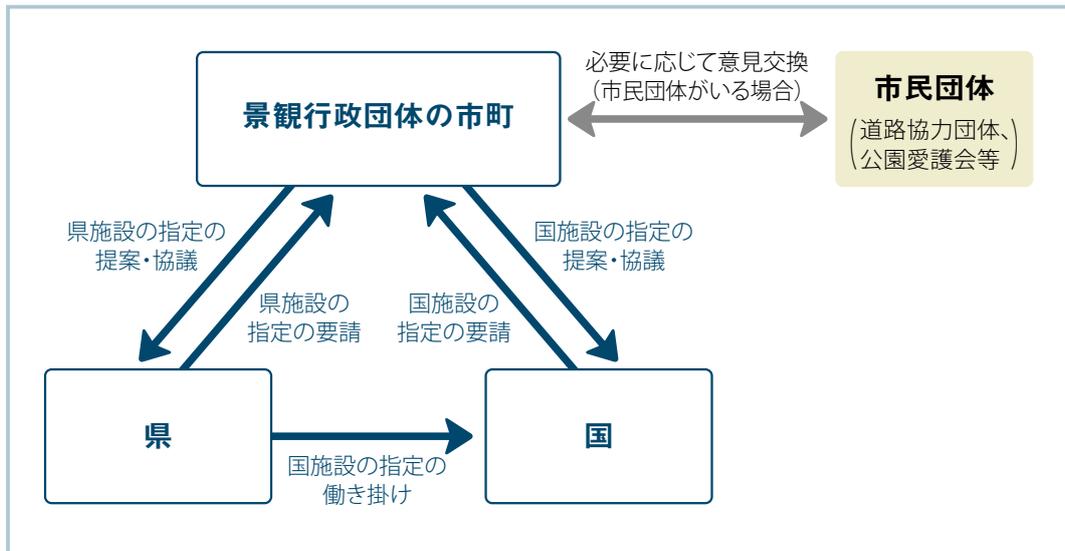
景観重要公共施設制度の積極的な活用を促進するため、景観上重要な公共施設の選定方針、指定に伴う関係機関との協議方法等について検討し、地域性によらない標準的な項目・方法を整理する。

これら整理結果をもとに、市町が県の公共施設を景観重要公共施設に指定する場合の手引きを作成する。

図 景観重要公共施設の制度活用に向けた検討内容等



図 景観重要公共施設の指定に関わる各機関の関係



② 取組行程

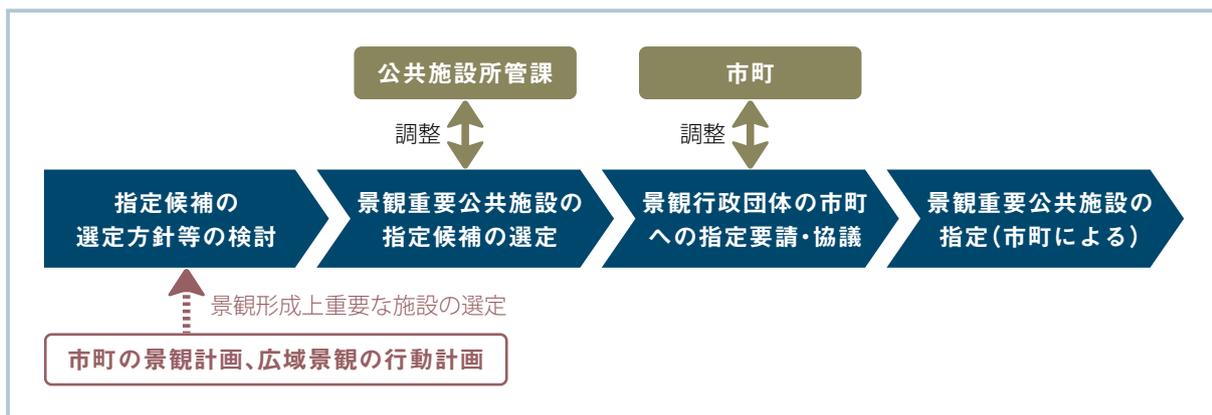
県施設のうち、景観重要公共施設に指定する候補の選定方針等を検討する。

指定候補は市町の景観計画区域に位置するものであることを前提とし、市町の景観計画及び広域景観の行動計画で景観形成上、重要と位置付けられている公共施設が含まれるように配慮する。

公共施設所管課と調整して指定候補の選定を行い、景観行政団体である市町に景観重要公共施設の指定要請を行う。

指定の取組は、広域景観の行動計画を策定した地域から順に進める。

図 県施設の景観重要公共施設指定に向けた進め方のイメージ



具体方策 ⑤ 専門アドバイザーの派遣

市町が景観計画の策定・見直し、公共施設の整備等を行う際に、景観形成の専門的な見地からアドバイスを受けられるようにするため、景観工学や色彩、観光等の専門家を市町に派遣する。

① 取組内容

● 景観形成推進アドバイザーの認定・登録

「静岡県景観懇話会」委員のほか、景観工学や色彩・デザインを専門とする学識経験者、景観形成につながる活動を展開している団体メンバーなどを、県の「景観形成推進アドバイザー」として認定・登録する（毎年度更新）。

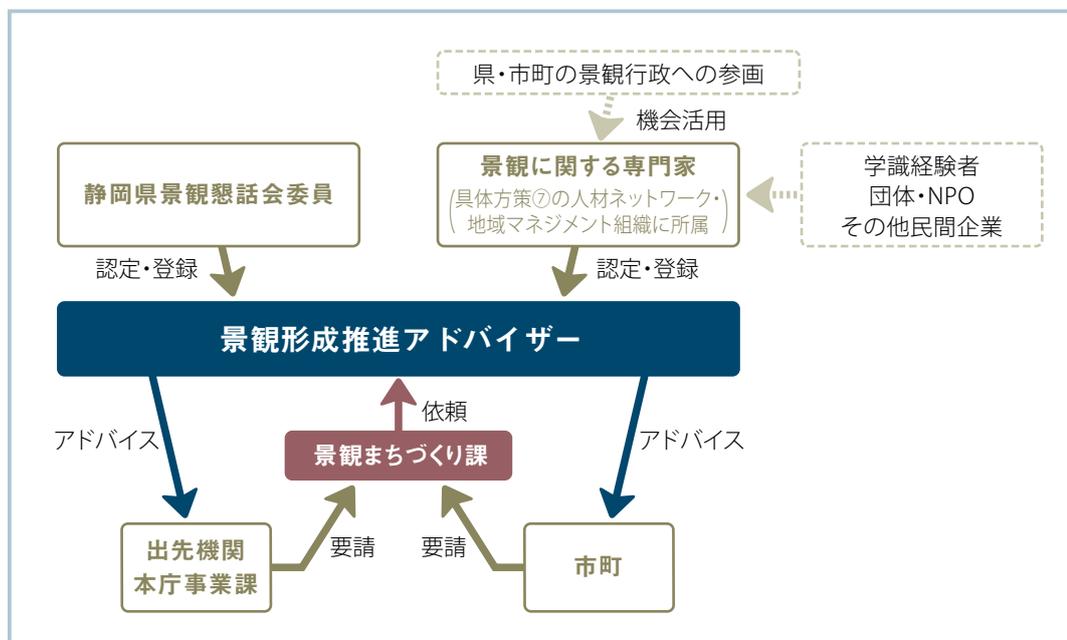
新たな景観アドバイザーの確保のため、行政が開催する審議会や委員会等に参画しているなど、景観行政に関わりを持つ専門家を中心にアドバイザーへの登録を働き掛けていく。

アドバイザーは、行政職員の人材育成にも関わる。

● 景観形成推進アドバイザーの派遣

市町の景観計画やガイドラインなどの策定・見直し、市町の公共施設の整備等に際して、必要に応じて、市町からの要請も踏まえつつ、景観形成推進アドバイザーを派遣（あっせん）する。

図 景観形成推進アドバイザー派遣の仕組み



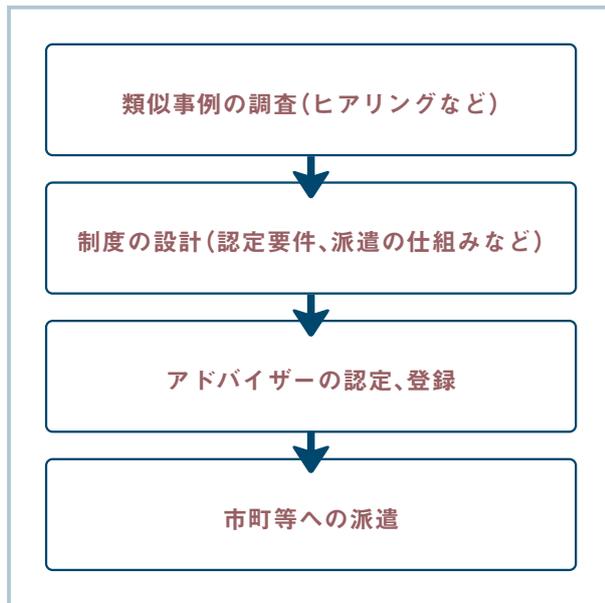
② 取組行程

類似事例の調査を行い、アドバイザーの選定要件や派遣の仕組みなどを検討する。

検討結果を踏まえて、アドバイザーの認定及び登録を行い、随時、市町等へ派遣を行う。

中長期的には、県民・事業者等が行う活動を支援するため、アドバイザーの派遣を行うことを検討する。

図 今後の進め方



長崎市景観専門監の事例

- 市職員の人材育成と、公共事業のデザイン指導の役割を担っている。
- 市のいずれの部局にも属さず、必要に応じてあらゆる部局に対して指導・助言を行う。階級的には次長級とされており、課長以下の職員が指導対象である。
- 景観担当職員が、登庁日と事業担当課の協議スケジュールを調整し、景観専門監は、そのスケジュールに沿って事業課を訪れ、協議を行って回る仕組みである。

資料：長崎市景観専門監の仕組みと成果(高尾忠志、景観・デザイン研究講演集No.12)

具体方策 ⑥ 県費助成や許認可制度と景観施策との連動

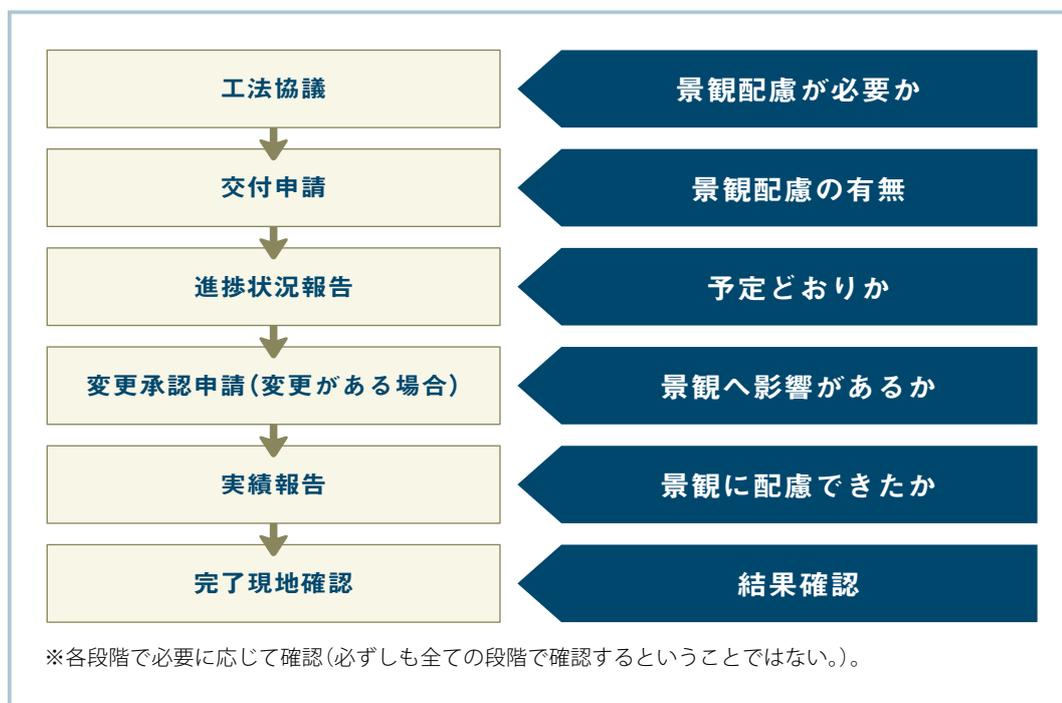
市町・県民・事業者等が行う開発行為や建築行為を通じて良好な景観の形成を促進するため、県費助成や許認可制度と景観施策を連携させた仕組みを構築する。

① 取組内容

景観と密接な関係にある観光や子育て、福祉等の施設整備に対する県の補助制度について、景観に配慮された施設整備が的確に行われるよう制度の見直しを行う。

許認可制度についても、景観施策との連動を検討する。

図 市町・事業者による施設整備に対する補助金制度の流れと景観配慮の関係の例



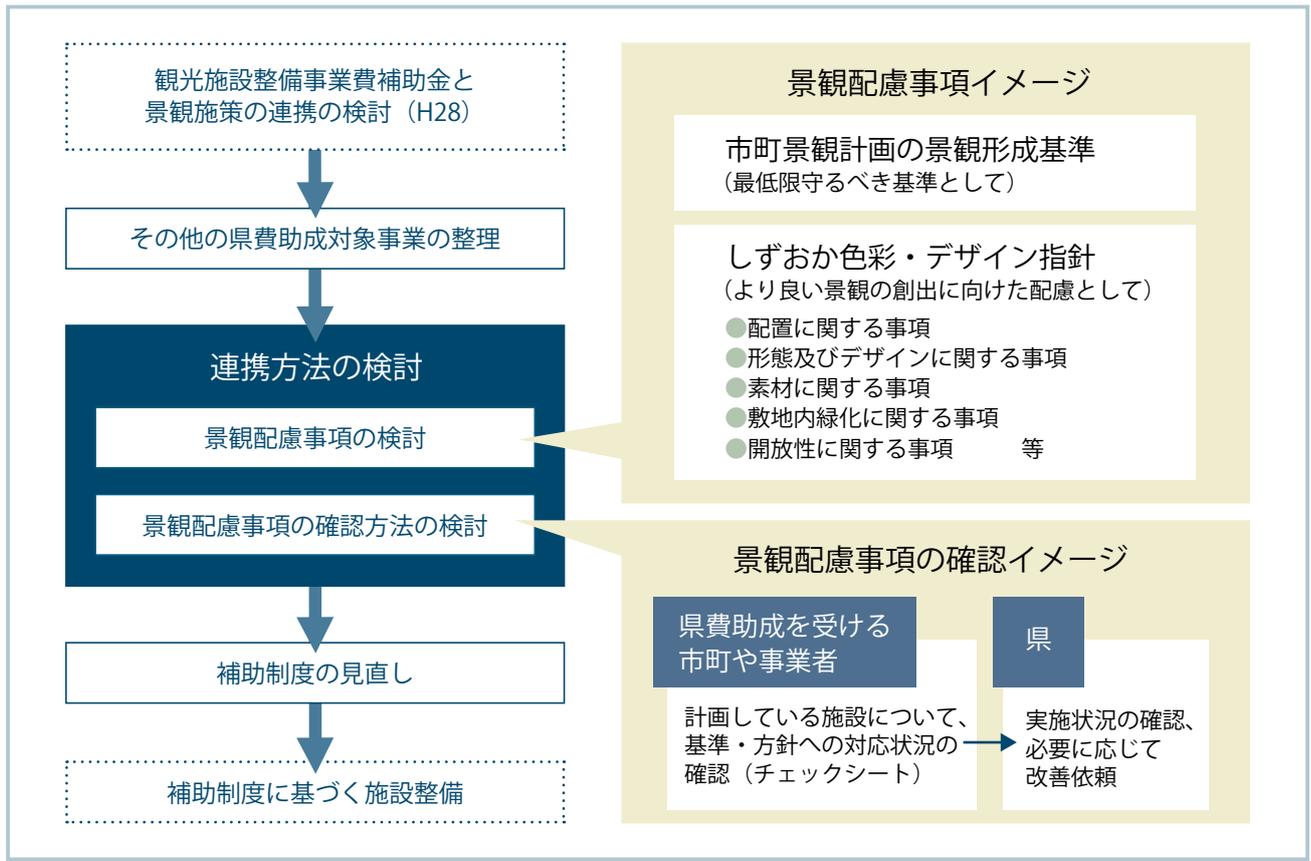
② 取組行程

静岡県景観づくり推進本部において、県費助成・許認可制度と景観施策との連携方法等について検討を行う。

平成28年度に実施した観光施設整備事業費補助金と景観施策の連動方法をモデルケースとし、その他の県費助成・許認可制度と景観施策との連動方策を検討する。

対象となる制度の整理を行った上で、取り組みやすく、その他の制度にも参考となるものから優先して順次連携方法の検討を進め、制度の見直しを行っていく。

図 今後の進め方(県費助成)



具体方策 ⑦ 戦略的広報展開と人材ネットワークの構築

県民、事業者による自発的な景観形成を促進するため、景観に関する普及啓発を広く展開するとともに、学校教育や生涯学習の機会も活用しながら、景観形成を担うリーダー的人材の発掘・育成を行う。

① 取組内容

● 景観形成活動の動機を高める普及啓発

景観に対して関心が低い県民・事業者にも関心、興味を持っていただくための普及啓発や情報発信の戦略的な展開方法等について、県内で活動するNPO等の団体の意見も参考にしながら幅広く研究を行う。

現場レベルから景観に対する意識を高めるため、事業者、業界団体等に対して、景観形成の趣旨、意義、規制内容等について周知を図る。

景観形成の取組の結果として得られた景観の魅力、地域経済への効果、周辺住民の感想等について、ターゲットの関心に応じてコンテンツを工夫し、継続的に発信を行う。

表 戦略的な広報展開のイメージ

| ターゲット | 目的 | 情報発信のアプローチの例 | コンテンツの工夫例 | |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------|---|-----------|
| 県民 | 学生 | 学校の授業、TV番組、WEB(HP、SNS)等 | 映画やドラマの舞台の紹介 等 | |
| | 子育て世帯 | 地域で暮らしていくために、景観形成が重要であることを理解してもらう | 大規模な商業施設でのポスター掲示、TV番組、新聞記事、WEB(HP、SNS)等 | 住宅取得の紹介 等 |
| | 高齢者 | コミュニティ関連施設等での講座、TV番組 等 | 退職後の生き甲斐の紹介 等 | |
| 事業者 | 地域で事業を継続していくために、景観形成が重要であることを理解してもらう | 業界団体の広報誌、地域で影響力のある企業との協力 等 | 景観配慮により会社のブランドイメージを向上させている事例の紹介 等 | |

● 景観形成を担う人材の育成・発掘

人材のニーズについて、市町から情報収集を行い、人材育成の方法について検討を行う。その際には、大学との効果的な連携を視野に入れ、景観について学べる公開講座の開設や、大学の学生が地域の景観形成の活動に参画することで単位を取得できる仕組みなどを検討する。

景観形成に関する知識やスキルに関するプログラムの受講修了者に対して、景観マイスターや景観アドバイザー認定等、県独自の資格認定制度を検討する。

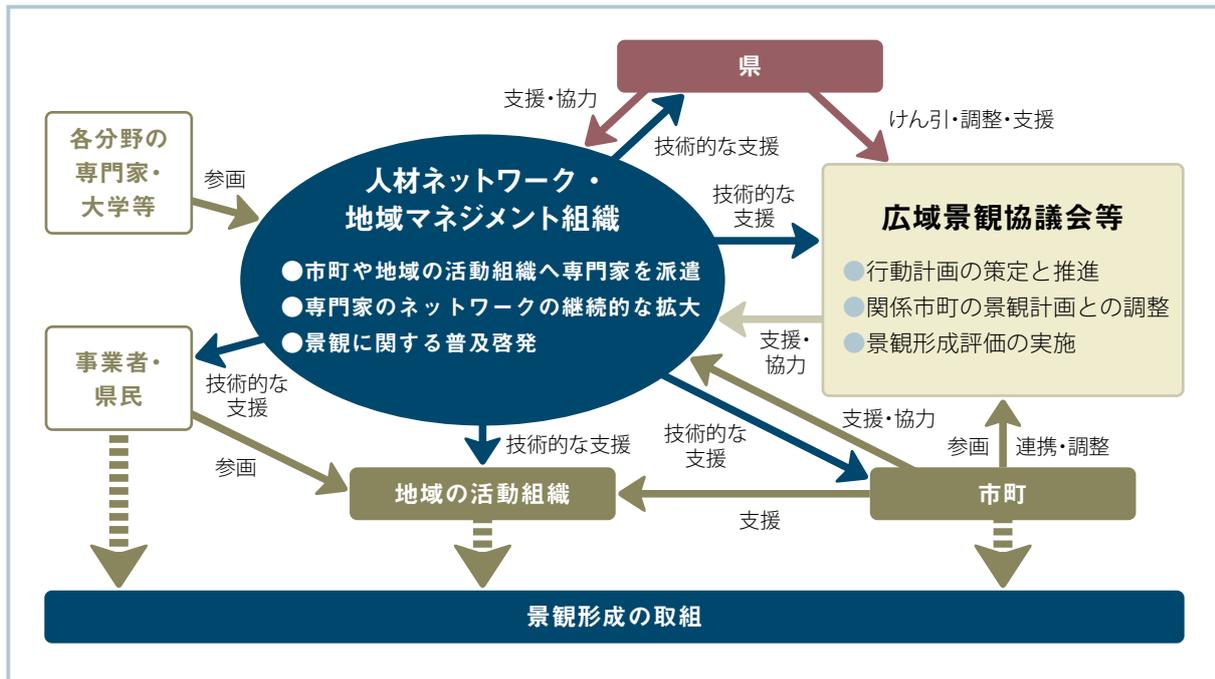
景観学習に関する先進事例を調査し、成功例や参考となる取組を整理する。

学校教育や生涯学習で活用できる景観学習教材を開発するとともに、これら教育の場への講師の派遣等を推進する。

行政と民間をつなぐ中間組織(人材ネットワーク・地域マネジメント組織)の立ち上げを検討する。組織は県内の建築、土木、ファイナンス、観光等、まちづくりに関わる各分野の専門家により構成し、県が出資する団体とする。

恒常的に県内で活動できる専門家を育成し、多様な分野の専門家集団をつくることを目指す。

図 人材ネットワーク・地域マネジメント組織のイメージ

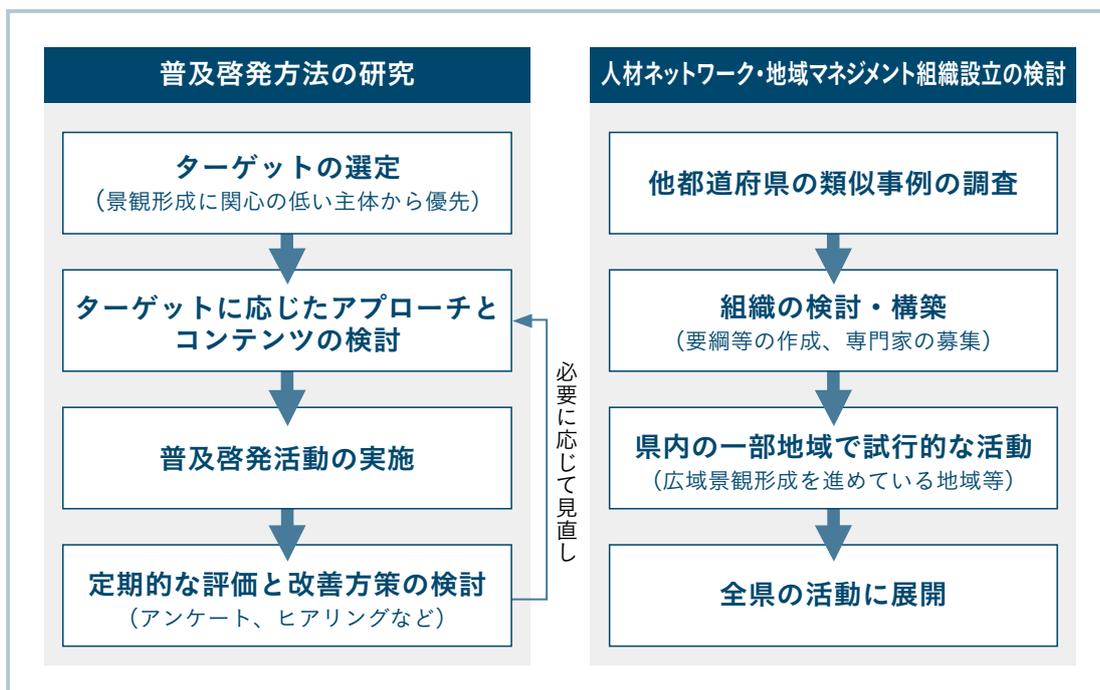


2 取組行程

普及啓発方法の研究は、まず、ターゲットの選定を行い、それに応じて適切な方法を検討する。アンケートなどにより定期的に効果を確認しながら、適宜改善を行う。

人材ネットワーク・地域マネジメント組織の設立については、類似事例を調査した上で、組織を検討・構築し、試行的に一部地域で活動を実施し、問題点の確認・改善を図った後に、全県を対象とした活動に展開する。

図 今後の進め方



具体方策 ⑧ 景観形成を支える財源の確保・支援

景観形成に関する財源確保のため、景観形成に関する活動を行っている団体と社会貢献活動を検討中の企業のマッチングや景観・歴史まちづくりファンド創設の検討等を行う。

① 取組内容

当面実施できる取組として、景観形成に関する活動を行っている団体と、社会貢献活動を検討中の企業のマッチングを行う(セミナーや研修会を活用した意見交換の場づくりなど)。

さらに、必要となる資金の確保に向けて、各種手法を研究し、景観形成に取り組む所有者や活動団体への支援内容を拡充する。

中長期的には、ファンド(基金)創設や景観税の導入について検討を行う。

図 CSR活動と地域の景観形成を連携する仕組みのイメージ

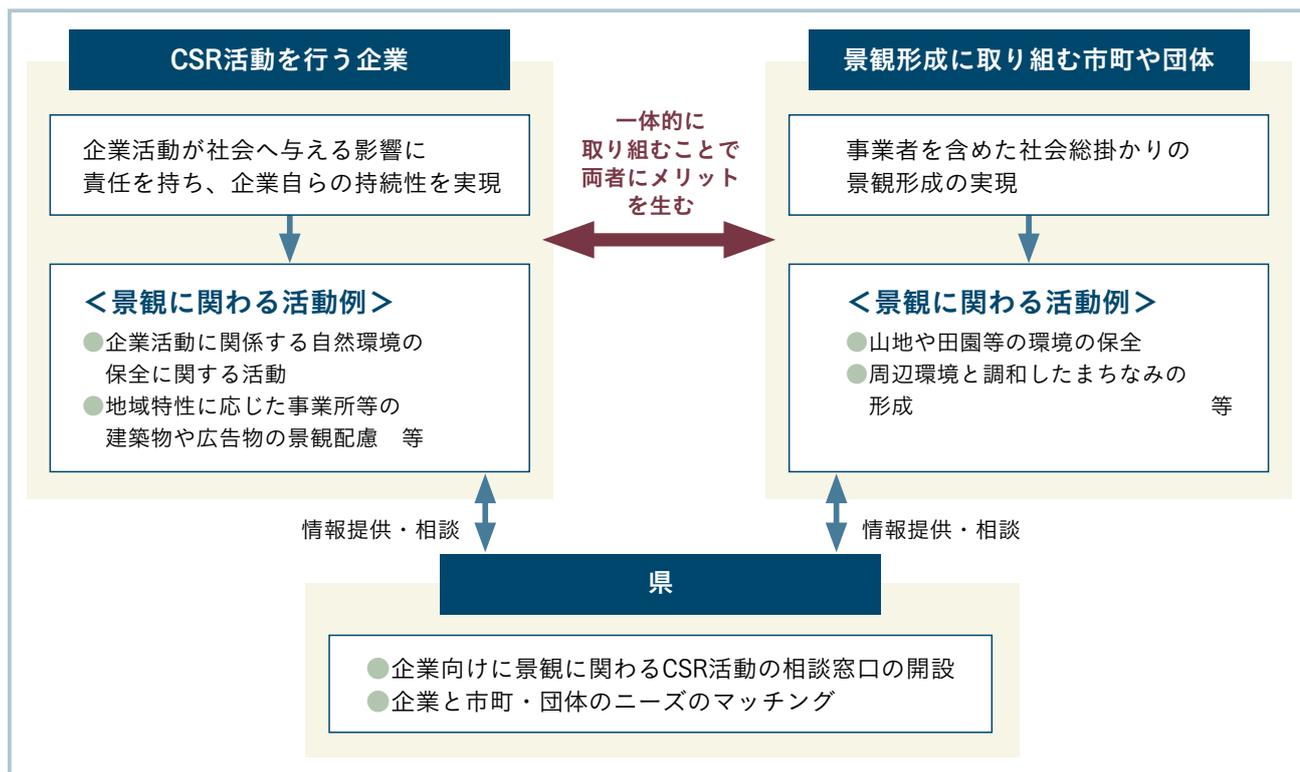


表 財源確保のメニュー

| メニュー | 概要 |
|---------------|--|
| ふるさと納税 | ふるさと納税の制度を活用し、「寄付金の使い道」として、景観形成に関する取組を選べるようにする。これにより、納税額を財源に活かすことができる。 |
| 公共施設における広告の導入 | 多くの人々の目に触れやすい公共施設を対象として、屋外広告物条例の規制を除外する。これにより、広告の収益を財源に活かすことができる。 |
| CSR活動との連携 | CSR(企業の社会的責任)活動と、市町や団体の景観形成の活動を連携して進めることにより、資金面も含めた取組の充実を図ることができる。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 景観・歴史まちづくり ファンドの創設 | 行政や外郭団体が寄付金を基金として積み立てて資金を準備し、景観形成に携わる団体が企画を提案し、優れたものに予算をつける。インターネット経由で財源の提供を募るクラウドファンディングで行う方法もある。 |
| 住民参加型市場 公募地方債 | 住民等を対象として、債券発行により資金を調達できる。調達した資金を充当する景観形成に関する事業を具体的に提示して起債することが考えられる。 |
| 賦課金・分担金 | 通常の行政サービスでは補えない公共的なサービスを提供するために、必要な資金を不動産所有者全員から徴収する。 |
| 景観税 | 個人及び法人を対象とした景観税を導入する。対象区域は、県土全体に広く薄くかける、観光地等に限定する、高さ制限を行うため一定高さ以上の建築物の所有者に限定するなど、目的に応じて効果的なものを検討する。 |

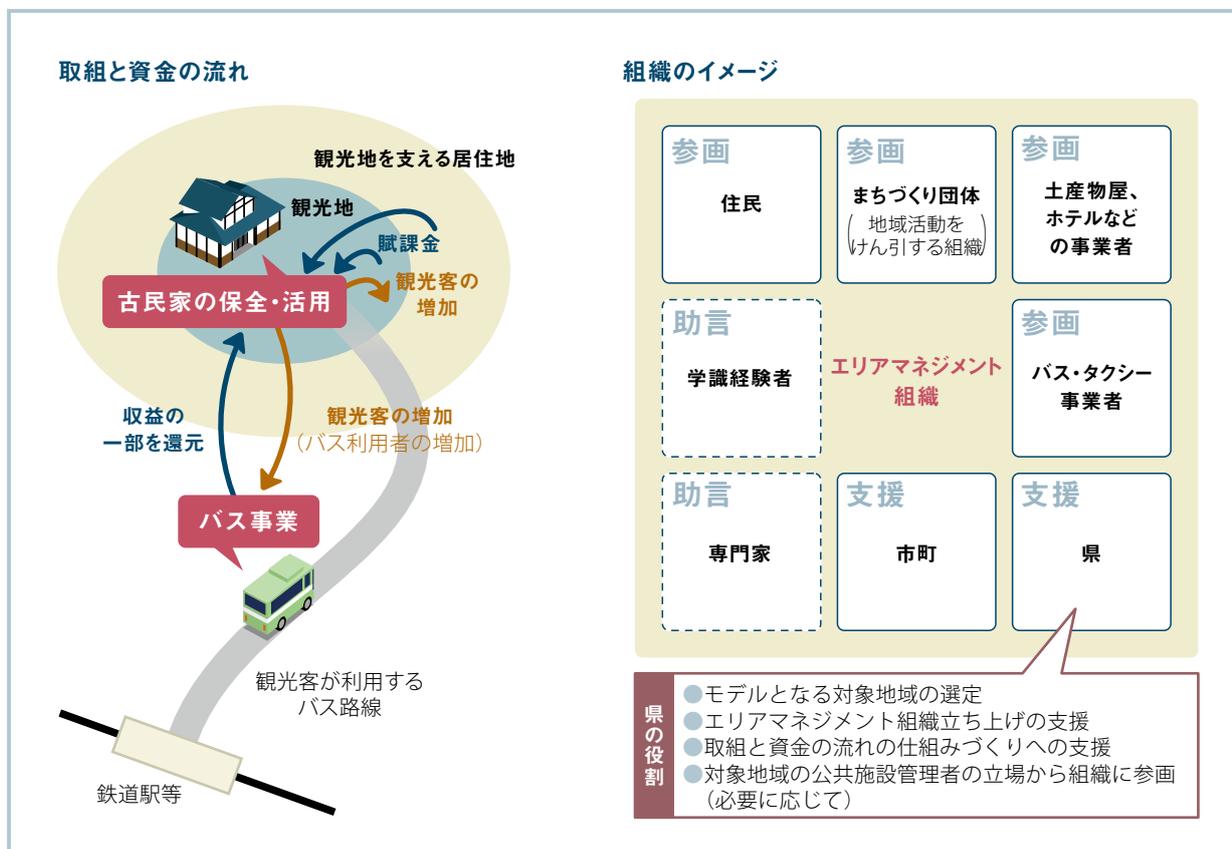
● エリアマネジメント組織への支援

景観形成を含むエリアマネジメント活動に関する普及啓発を行うとともに、エリアマネジメント活動組織に対して、屋外広告物の規制・誘導、美化・緑化活動等、地域の景観形成に資する活動充実を働き掛ける。

ルールに基づいた屋外広告物を企業に販売することで得られる収入をエリアマネジメントの財源に充てるといった先進事例も参考にしながら、景観形成や屋外広告物の規制・誘導とセットで財源を確保する仕組みの導入を支援する。

近年、大阪版BID (Business Improvement District) で導入され始めた負担金・分担金制度について研究し、景観行政や景観に関する取組への適用可能性と課題について検討する。

図 観光地におけるエリアマネジメントの例



② 取組行程

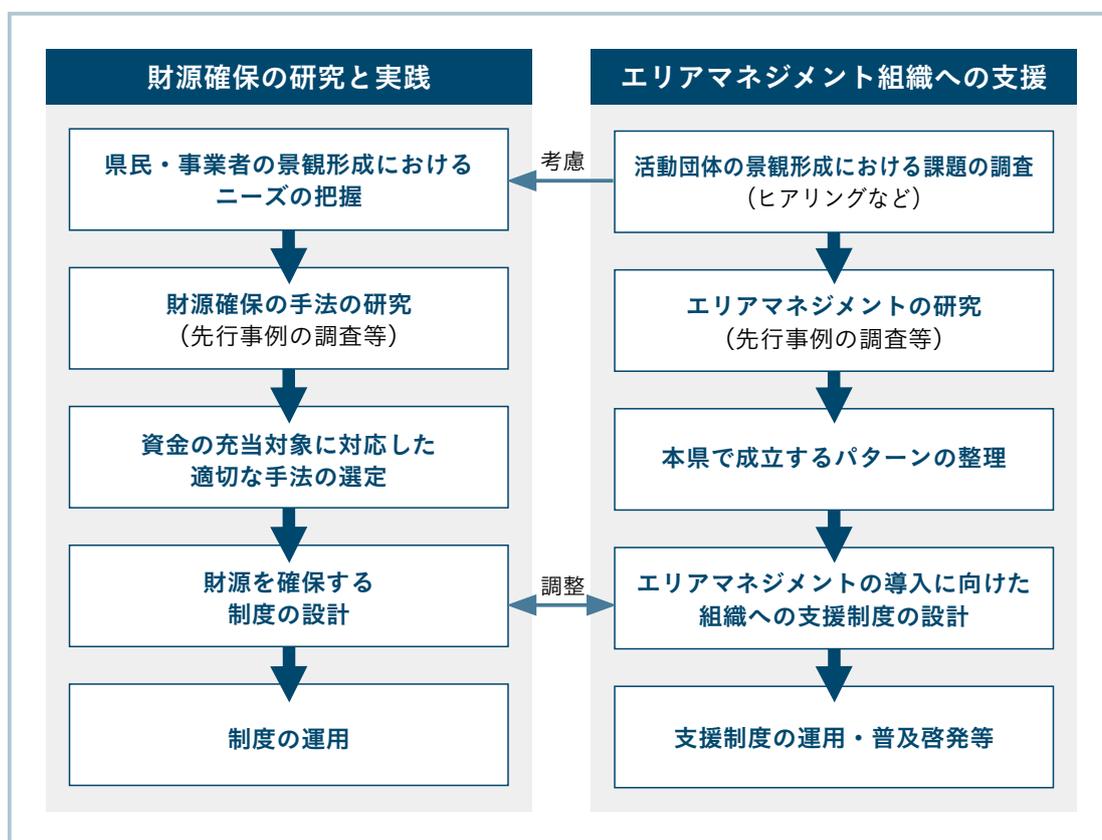
CSR活動と活動団体の連携は、業界団体等を通じてCSR活動を検討中の企業の情報収集を行い、市町や活動団体へ情報発信を行う。マッチングの可能性のある企業と活動団体があつた場合、各種セミナーや研修会の機会を活用した意見交換の場をつくる。

財源確保及びエリアマネジメントの支援に関する研究等については、以下のとおりに進める。

景観形成を支える財源の確保及びエリアマネジメント組織への支援は、はじめにニーズを把握し、続いて事例調査等により手法の研究を行う。

研究に当たっては、有識者等の意見を参考にして、本県での景観形成の課題に対応した効果的な制度を検討、設計する。

図 今後の進め方



具体方策 ⑨ 景観形成推進コーディネーターの養成

景観行政担当者が景観形成において求められる知識を習得できるよう、県内大学等と連携して専門的な知識・経験を習得できる機会を提供し、景観形成推進コーディネーターを養成する。

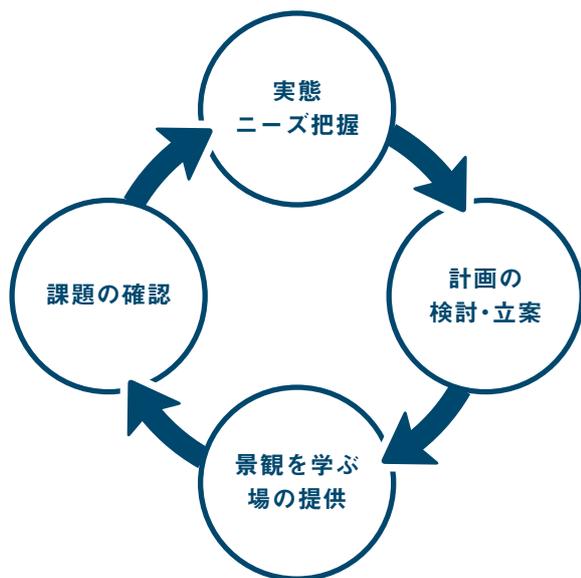
① 取組内容

景観行政担当者等を対象としたセミナーや研修会等、景観に関して実践的に学習できる機会を継続的に提供する。

先進地現地調査（国内、海外）を企画するとともに、視察の結果をレポートや小冊子として取りまとめ、景観行政担当者に向けて情報提供を行う。

知識研鑽に励んでいる景観行政担当者进行评估するため、CPDプログラムの導入を検討する。

図 景観を学ぶ機会の提供の進め方



市町を対象とした研修会のカリキュラム例(沖縄県)

| 基礎編 | |
|-----|---|
| 第1回 | ・景観まちづくりの仕組み ・ファシリテーションの実践 |
| 第2回 | ・景観理論と公共施設のデザイン ・事例研究 |
| 第3回 | ・緑化と色彩計画 ・ディスカッション+ワークショップ |
| 実践編 | |
| 第1回 | ・県の景観行政と景観形成計画、ガイドライン ・景観計画の策定と景観地区の指定 |
| 第2回 | ・地域住民との協働によるまちづくりの実践(事例紹介) ・セミナー+ワークショップ |
| 第3回 | ・公共事業と評価システム(事例紹介) ・ディスカッション+ワークショップ |
| 第4回 | ・那覇市の景観誘導と屋外広告物(事例紹介) ・景観法による地域づくりの効果 |

② 取組行程

景観行政担当者との意見交換を通じて、景観行政に携わる上で困っている点や抱えている課題等を把握し、これらニーズに応じた研修内容を検討する。

他都道府県等で実施されている先進事例も調査し、有効かつ適用可能な研修内容を検討する。

検討結果を踏まえて、セミナー及び研修のカリキュラムなどの改善、先進地現地調査のテーマ設定やプログラムの作成、CPDプログラムの制度設計を行い、順次実施する。

具体方策 10 多面的なモニタリングの実施

多面的な外部の視点から意見・提言をいただくため、国際識者や地域外住民・行政等による現地視察や座談会を開催する。また、発見された地域の魅力等の情報を国内外に向けて発信する。

1 取組内容

● 現地視察や座談会の開催

現地視察や座談会を通じて、国際識者、地域外住民、地域外行政団体等の多面的な外部の視点から見た静岡県の景観、感動した景観、残念な景観等に関する意見を聴取し、静岡らしい景観とは何か、何を磨いて、何を改善すれば良いかを検討する。

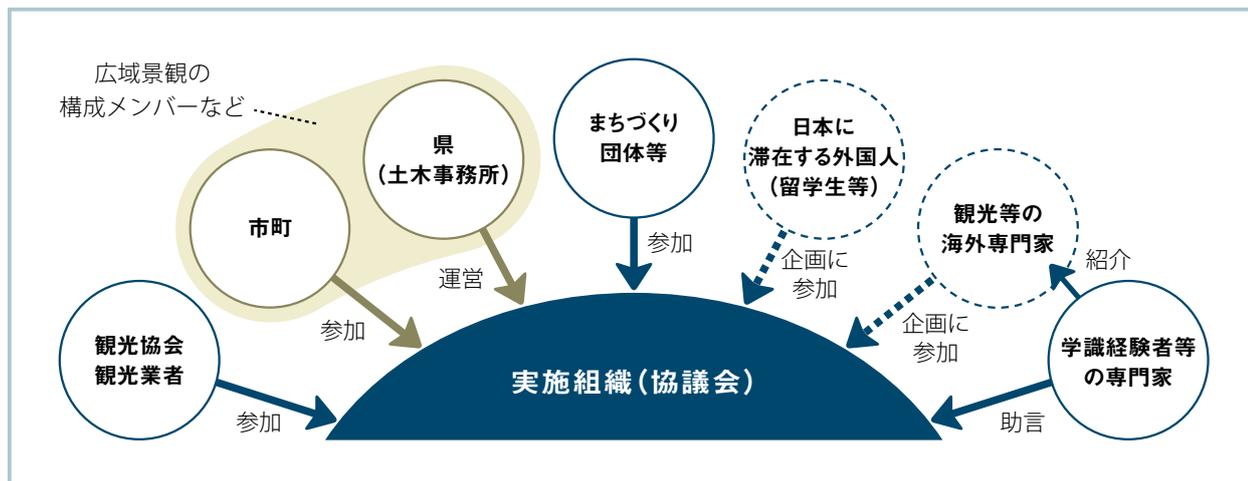
国際識者は、マスメディアで活躍する有識者、外国人研究者のほか、自治体や大学等で活躍・研修している職員、県内企業に務める外国人等、多様な人材から検討する。

● 提言結果の報告・発信

国際識者による現地視察及び座談会の様子はレポートにまとめ、地域住民や県と関わりのある有識者等に向けて開催結果を報告する。

開催結果を見聞録的にまとめたものをWEBページやリーフレットなどの多様な媒体を通じて発信する。また、中長期的には英語等による多言語発信を検討する。

図 実施組織のイメージ



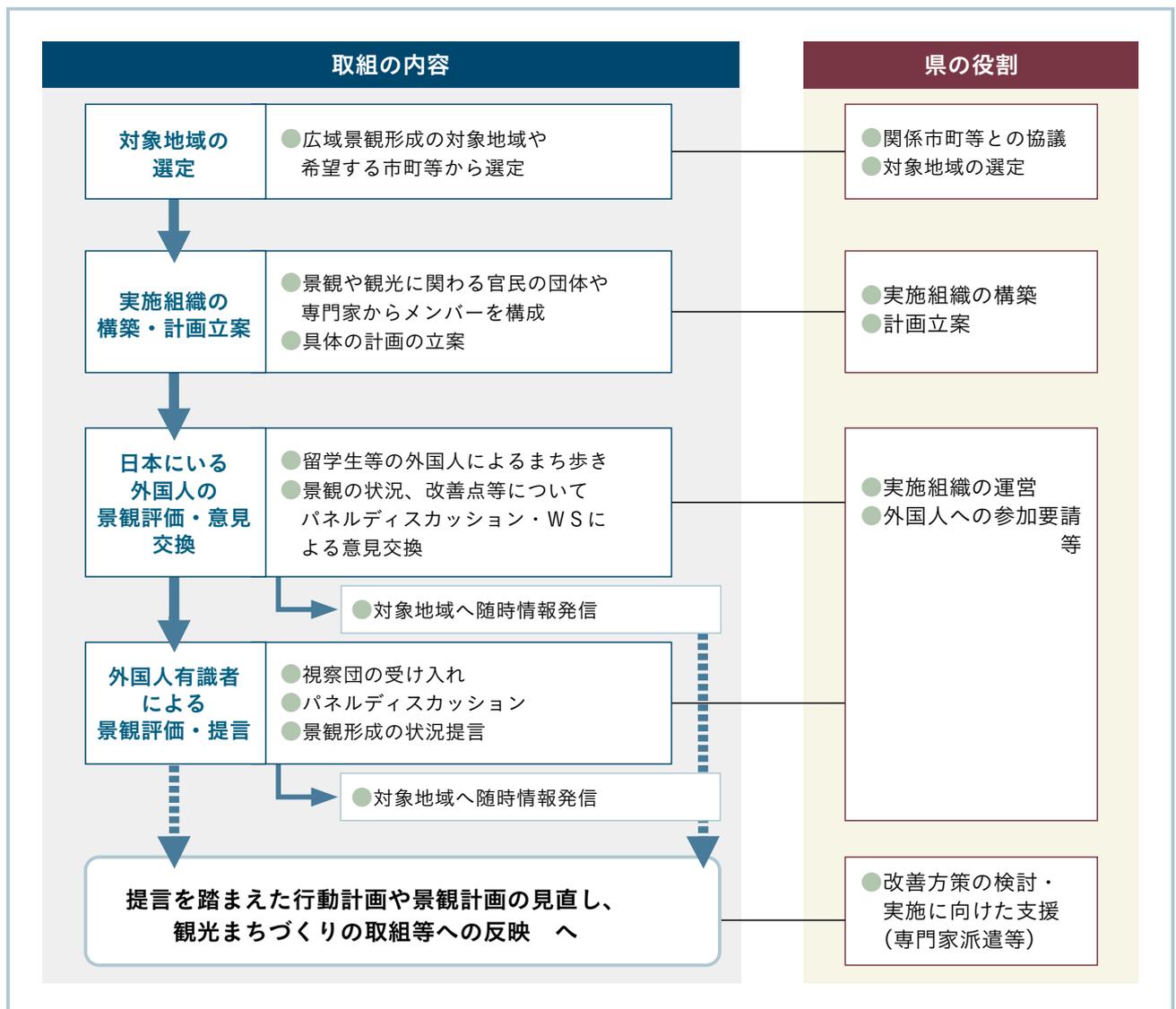
② 取組行程

対象地域を広域景観形成の対象地域等から選定し、実施組織を決め、景観評価・提言等の具体的な進め方や役割分担等を整理した計画を作成する。

声をかけやすい留学生等の外国人を対象に景観評価・意見交換する機会を設け、実施上の課題や外国人の目で見たとときに注目するポイントを把握する。要点を整理し、外国人有識者の視察団を誘致、評価提言を受ける。

取組の状況や結果は、随時関係する地域住民等に情報発信し、意識の啓発に努める。

図 外国人を交えた景観評価の進め方のイメージ



具体方策 ⑪ 景観資源の活用

自然景観、歴史的・文化的景観を保全・形成するだけでなく、活用することで、交流人口や関係人口の増加等地域の活性化へつなげる。

① 取組内容

● 景観と観光関係施策との連携

観光関連や文化財関連の部局や関係団体等と連携し、景観賞受賞地区を観光スポットとしてPRするなど、オーバーツーリズムなどにも留意しながら、地域の優れた景観を本県の魅力向上や地域の活性化に繋がる資源として活用するほか、観光地にかかる施設整備の際に景観に関するチェックを実施するなど、景観形成や保全に際して観光的視点を取り入れ、積極的な活用を推進する。

● 歴史的・文化的景観の活用

歴史的・文化的に価値が高い建造物及びその周辺の街並みが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(歴史的風致)を維持・向上することにより、地域の魅力を向上させ、国内外の人々の来静を促す。

● 新たな景観価値の創出

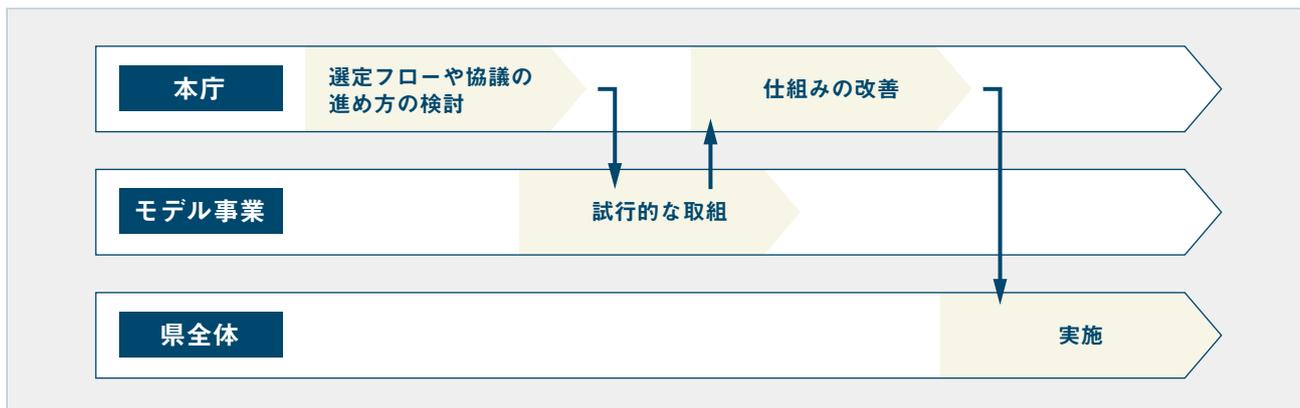
ライトアップや夜景など、魅力ある夜間景観を活用し、賑わいを創出する。また、インバウンドの拡大を追い風ととらえ、太平洋に面した白砂青松の海岸線等を有する本県特有の景観を、クルーズ船の誘致などに積極的に活用していく。

● 市町との連携

先述した取組を実施する際には市町の景観担当課及び観光担当課と連携し、県内各地の景観資源を積極的に活用する意識の醸成を図る。

② 取組行程

モデル的に取り組める事業を選定して試行的に実施し、事業の内容や効果を検証した上で、観光や歴史・文化的方面に限らず、教育や産業、福祉分野等あらゆる方面での景観の活用を検討し、全県的に展開する。

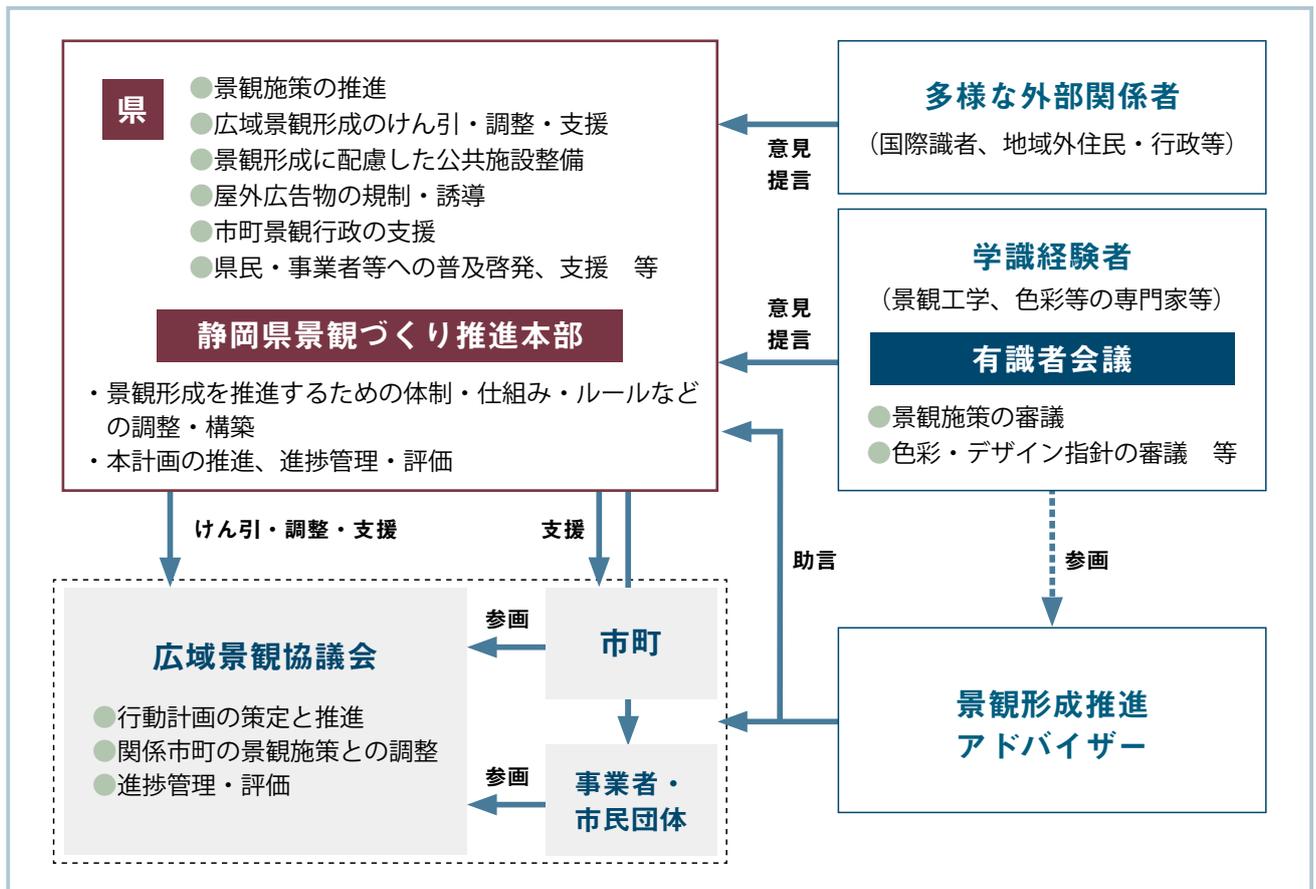


3 景観形成の推進体制

全庁横断的に設置した静岡県景観づくり推進本部において、景観形成を着実に進めていくための体制・仕組み・ルールなどの調整及び本計画の推進、進捗管理・評価等を行う。

また、市町、事業者等の景観形成における積極的な関わりを促すため、景観形成推進アドバイザーによる助言等の支援の体制を整える。

図 景観形成の推進体制



4 進捗管理とフォローアップ

毎年度、行動計画に位置付けた事業・取組の進捗状況について、静岡県景観づくり推進本部において検証・評価を実施し、評価結果を踏まえて、次年度以降の事業・取組に反映していく。また、評価結果については、外部の有識者等からも御意見・提言をいただく。

評価結果は、公表することで県民の皆様に広く明らかにし、景観形成に対する理解や関心を深めることにつなげていく。

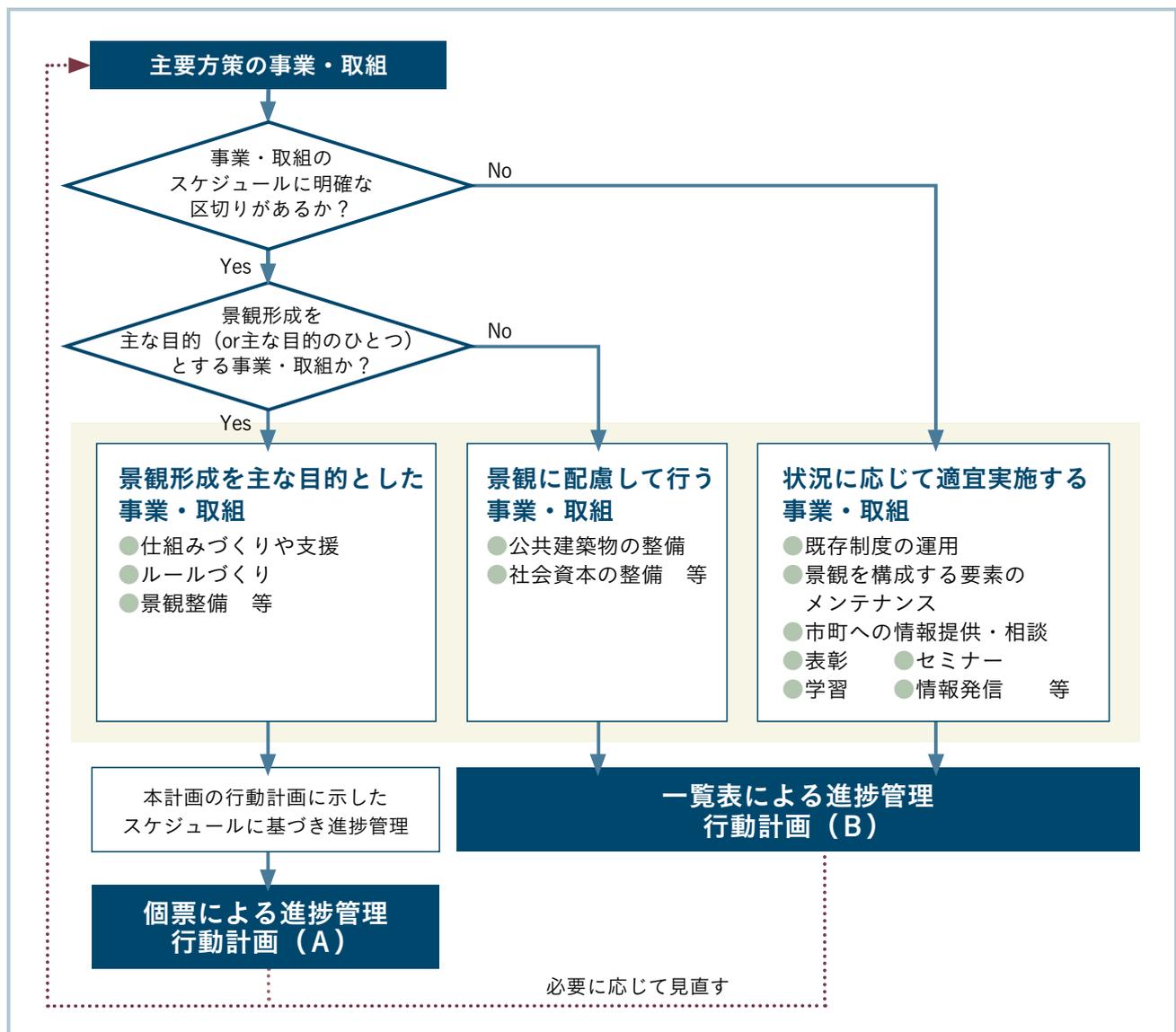
また、この計画の進捗状況及び上位計画や関連する計画の策定(改定)、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、適宜、本計画の見直しを実施する。

主要方策に掲げた各種事業・取組について、景観形成上の配慮事項やスケジュールなどを示した行動計画を作成し、進捗を管理する。

1 対象事業の選定

主要方策の事業・取組は、内容が多岐にわたるため、一律に進捗管理を行うのではなく、以下の選定フローに従って、進捗管理を行うこととする。

図 選定フロー



2 行動計画

前ページの選定フローに従い選定した事業・取組の一覧を以下の表に示す。

事業・取組の内容、スケジュールなどについては、「第3章4 進捗管理とフォローアップ」で記載したとおり、事業・取組の進捗状況や上位計画、関連する計画の策定（改定）、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応し見直していくため、本編とは分けて製本している。

表 行動計画(A)事業・取組一覧表

| | 【R8~10】 No.【(後期)】 | 事業・取組名 | 部局名 | 担当課 | 総合計画における 位置付け |
|---|----------------------|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|--|
| 主要方策1 広域景観形成を さらに加速させる | 1 (1) | 富士山広域景観の形成 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 2 (2) | 伊豆半島広域景観の形成 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 3 (3) | 大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 4 (4) | 浜名湖広域景観の形成 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 5 (5) | 駿河湾広域景観の形成 | 交通基盤部 経済産業部 | 景観まちづくり課 新産業集積課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 6 (5) | 旧東海道広域景観の形成 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 7 (5) | 国土軸広域景観の形成 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| 主要方策2 国内外に誇れる高質な 公共空間を形成する | 8 (6) | 公共施設整備における景観配慮 (教育施設・警察施設含む) | 交通基盤部 財務部 教育委員会 警察本部 | 景観まちづくり課 建築工事課 教育施設課 施設課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 9 (7) | 無電柱化の推進 | 交通基盤部 | 道路企画課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 10 (8) | 清水海岸(三保地区)の景観改善の取組 | 交通基盤部 | 河川企画課 河川海岸整備課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 11 (9) | 違反屋外広告物対策の推進 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 12 (10) | 良好な屋外広告物の推進に関する取組 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| 主要方策3 静岡の景観を全ての 地域から底上げする | 13 (11) | 市町の景観計画の策定・改定支援 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 14 (12) | 観光地エリア景観計画の策定・改定支援 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 15 (13) | 景観重要公共施設の指定に関する支援 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 16 (14) | 専門アドバイザーの派遣 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 17 (15) | 美しく品格のある呂づくり | 経済産業部 | 農地保全課 | I-1-4-(5) ②地域資源を活用した交流促進 |
| 18 (B29) | リノベーションまちづくりの取組支援 | 経済産業部 | 地域産業課 | I-1-2-(3) ①エリア価値向上に向けた商業の振興 | |
| 主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して 景観形成に取り組む | 19 (17) | 県費助成や許可等を通じた景観形成 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| 主要方策5 自立した持続性のある 県民・事業者にも根ざした 景観形成を進める | 20 (18) | 景観への意識醸成のための普及啓発 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| | 21 (19,B49) | 景観形成を担う人材の育成 | 交通基盤部 教育委員会 | 景観まちづくり課 教育政策課・ 義務教育課 | II-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全 I-2-3-(4) ②環境教育の推進 |
| | 22 (20) | 地域活動を牽引するリーダーの養成 | 総務部 | 地域振興課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |
| 主要方策6 景観形成を マネジメントする | 23 (新規) | 景観の積極的活用 | 交通基盤部 | 景観まちづくり課 | II-3-2-(3) ③景観の形成と保全 |

表 行動計画(B)事業・取組一覧表

| | [R8~10] No([後期]) | 事業・取組名 | 部局名 | 担当課 |
|---|---------------------|------------------------|----------------|----------------------------------|
| 主要方策2 国内外に誇れる 高質な公共空間を形成する | 1 (6) | 津波避難誘導標識の設置 | 危機管理部 | 危機情報課 危機政策課 |
| | 2 (3) | 東静岡周辺地区の整備 | スポーツ・ 文化観光部 | 企画経理課 |
| | 3 (新規) | 浜名湖の湖岸堤整備 | 交通基盤部 | 河川企画課 |
| | 4 (8) | 多自然川づくりの推進 | 交通基盤部 | 河川海岸整備課 |
| | 5 (9) | 養浜を主体とした侵食対策の実施 | 交通基盤部 | 河川海岸整備課 |
| | 6 (1) | 沼津港みなとまちづくりの推進 | 交通基盤部 | 港湾企画課 |
| | 7 (2) | 清水みなとまちづくりの推進 | 交通基盤部 | 港湾企画課 |
| | 8 (新規) | 港湾海岸環境整備事業 | 交通基盤部 | 港湾整備課 |
| | 9 (新規) | 焼津漁港内港地区エリアデザイン検討会議の取組 | 交通基盤部 | 漁港整備課 |
| | 10 (4) | 街路整備事業 | 交通基盤部 | 街路整備課 |
| | 11 (7) | 公共建築物等での県産材利用促進 | 経済産業部 | 林業振興課 |
| 主要方策3 静岡の景観を全ての地域から 底上げる | 12 (13) | 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業 | くらし・環境部 | 廃棄物リサイクル課 |
| | 13 (14) | 海岸漂着物等対策事業費助成 | くらし・環境部 | 廃棄物リサイクル課 |
| | 14 (20) | 富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成 | くらし・環境部 | 廃棄物リサイクル課 |
| | 15 (新規) | 自然歩道の整備 | スポーツ・ 文化観光部 | 観光政策課 |
| | 16 (10) | 三保松原の松林保全技術支援 | 経済産業部 | 森林整備課 |
| | 17 (16) | 森林の適切な管理・整備 | 経済産業部 | 森林整備課 |
| | 18 (17) | 治山事業 | 経済産業部 | 森林保全課 |
| | 19 (18) | 静岡県森林景観形成ガイドラインの普及啓発 | 経済産業部 | 森林保全課 |
| | 20 (15) | 放置艇プレジャーボート対策(浜名湖) | 交通基盤部 | 河川砂防管理課 |
| | 21 (12) | 河川海岸環境整備事業 | 交通基盤部 | 河川海岸整備課 |
| | 22 (19) | 都市山麓グリーンベルト整備事業 | 交通基盤部 | 砂防課 |
| | 23 (11) | 津波対策「静岡方式」の推進 | 交通基盤部 | 港湾整備課 漁港整備課 |
| | 24 (新規) | グリーン・ツーリズム推進事業 | スポーツ・ 文化観光部 | 観光振興課 |
| | 25 (25) | 荒廃農地対策の推進 | 経済産業部 | 農業ビジネス課 農地計画課 |
| | 26 (21) | 茶草場農法実践者の応援制度の確立 | 経済産業部 | お茶振興課 |
| | 27 (22) | わさび田の保全と活用 | 経済産業部 | 農産振興課 |
| | 28 (23) | 世界かんがい施設遺産登録の支援 | 経済産業部 | 農地計画課 |
| | 29 (24) | 景観農業振興地域整備計画の策定支援 | 経済産業部 交通基盤部 | 農地調整課・農地計画課 農地保全課 景観まちづくり課 |
| | 30 (新規) | ため池等整備事業 | 経済産業部 | 農地保全課 |
| | 31 (新規) | 棚田保全・振興 | 経済産業部 | 農地保全課 |

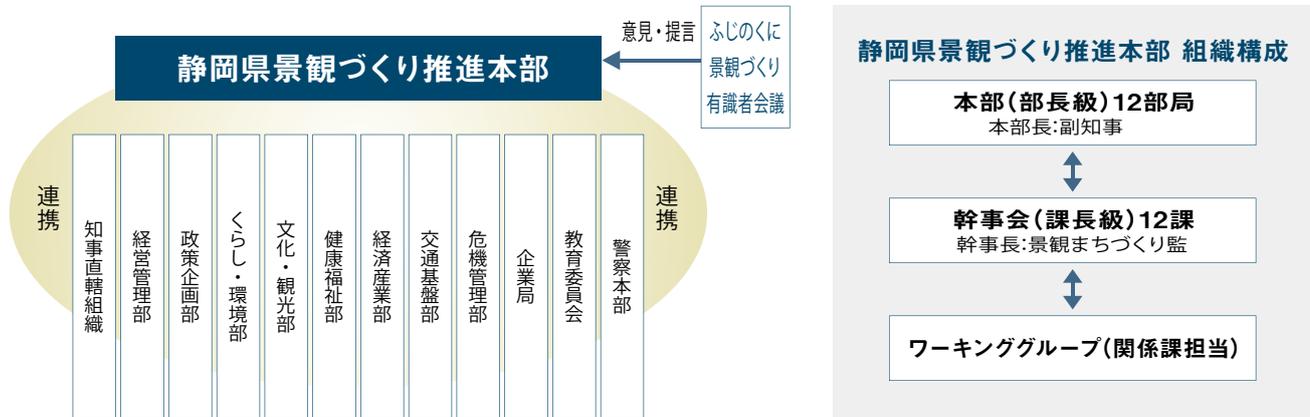
| | [R8~10] No(〔後期〕) | 事業・取組名 | 部局名 | 担当課 |
|---|---|-------------------------------|------------|------------------|
| 主要方策3 静岡の景観を 全ての地域から底上げる | 32 (28) | 空家等対策 | くらし・環境部 | 住まいづくり課 |
| | 33 (A16) | 良好な住宅地の普及啓発 | くらし・環境部 | 住まいづくり課 |
| | 34 (26) | (公財)静岡県グリーンバンク環境緑化事業への支援 | くらし・環境部 | 環境ふれあい課 |
| | 35 (31) | 市町の条例の策定や運用に関する助言工場緑化セミナーの実施 | 経済産業部 | 企業立地推進課 |
| | 36 (27) | 公園・緑化推進事業 | 交通基盤部 | 公園緑地課 |
| | 37 (30) | 地域振興整備事業 | 企業局 | 地域整備課 |
| | 38 (33) | 連絡協議会の開催 | スポーツ・文化観光部 | 文化財課 |
| | 39 (34) | 文化財の指定、整備・活用の促進 | スポーツ・文化観光部 | 文化財課 |
| | 40 (35) | 重要文化的景観の選定支援 | スポーツ・文化観光部 | 文化財課 |
| | 41 (36) | 文化財保護法・条例に基づく手続きの実施 | スポーツ・文化観光部 | 文化財課 |
| | 42 (32) | 定点観測地点からの展望景観の観察 | スポーツ・文化観光部 | 富士山世界遺産課 |
| | 主要方策4 ありとあらゆる機会を 活用して景観形成に取り組む | 43 (38) | 建築協定の認可促進 | くらし・環境部 |
| 44 (41) | | 環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例等に基づく審査・指導 | くらし・環境部 | 生活環境課 |
| 45 (新規) | | 補助事業を用いた社会福祉施設等の整備における助言 | 健康福祉部 | 補助事業担当課 |
| 46 (40) | | 工場立地法の制度活用支援 | 経済産業部 | 企業立地推進課 |
| 47 (37) | | 林地開発許可制度の運用 | 経済産業部 | 森林保全課 |
| 48 (39) | | 都市計画法の開発許可を通じた景観形成の誘導 | 交通基盤部 | 土地対策課 |
| 主要方策5 自立した持続性のある 県民・事業者にも根ざした 景観形成を進める | 49 (45) | 調査研究成果等を踏まえた情報提供 | スポーツ・文化観光部 | 富士山世界遺産課 |
| | 50 (44) | 緑化優良工場等表彰の推薦 | 経済産業部 | 企業立地推進課 |
| | 51 (43) | 花と緑にあふれた地域づくりの推進 | 経済産業部 | 農産振興課 |
| | 52 (42) | 農村の魅力フォトコンテストの実施 | 経済産業部 | 農地保全課 |
| | 53 (47) | 県産材利用促進 | 経済産業部 | 林業振興課 |
| | 54 (51) | 「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ」制度 | くらし・環境部 | 自然保護課 |
| | 55 (48) | 文化財クローズアップ しずおか遺産オータムフェア | スポーツ・文化観光部 | 文化財課 |
| | 56 (55) | しずおか農山村サポーター「むらサポ」 | 経済産業部 | 農地保全課 |
| | 57 (56) | 道路協力団体制度の活用 | 交通基盤部 | 道路企画課 道路保全課 |
| | 58 (57) | 日本風景街道の取組促進 | 交通基盤部 | 道路企画課 |
| | 59 (52) | しずおかアダプト・ロード・プログラム | 交通基盤部 | 道路保全課 |
| | 60 (58) | 河川海岸愛護団体等活動事業(補助金) | 交通基盤部 | 河川砂防管理課 |
| | 61 (53) | リバーフレンドシップ | 交通基盤部 | 河川企画課 河川海岸整備課 |
| | 62 (54) | しずおかポートサポーター | 交通基盤部 | 港湾企画課 |
| | 63 (A21) | 地域づくり活動への関係人口の参加促進 | 企画部 | 企画課 |

| | [R8~10] No(〔後期〕) | 事業・取組名 | 部局名 | 担当課 |
|--------------------------------------|---------------------|------------------------------|------------|---------|
| 主要方策6 景観形成をマネジメントする | 27 (再掲) | わさび田の保全と活用 | 経済産業部 | 農産振興課 |
| | 31 (再掲) | 棚田保全・振興 | 経済産業部 | 農地保全課 |
| | 32 (再掲) | 空家等対策 | くらし・環境部 | 住まいづくり課 |
| | 39 (再掲) | 文化財の指定、整備・活用の促進 | スポーツ・文化観光部 | 文化財課 |
| | 52 (再掲) | 農村の魅力フォトコンテストの実施 | 経済産業部 | 農地保全課 |
| | 58 (再掲) | 日本風景街道の取組促進 | 交通基盤部 | 道路企画課 |
| | 64 (新規) | SAVOR JAPANの取組支援 | 経済産業部 | 食と農の振興課 |
| | 65 (新規) | 富士山を一周するサイクリングルート“フジイチ”の取組推進 | 交通基盤部 | 道路企画課 |

資料

1 策定体制(平成28年度～平成29年度)

(1)策定体制



(2)ふじのくに景観づくり有識者会議名簿

| 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|--------|--|------------------------|
| 堀 繁 | 東京大学 アジア生物資源環境研究センターセンター長、教授 | 委員長 景観工学(自然環境保全・観光) |
| 青木 辰司 | 東洋大学社会学部 教授 NPO法人 日本グリーン・ツーリズム ネットワークセンター 代表理事 | 農村計画 |
| 秋田 典子 | 千葉大学大学院園芸学研究科 准教授 | 土地利用計画、環境・空間マネジメント、景観 |
| 伊藤 光造 | NPO法人 くらしまち継承機構 理事長 | 地域計画、都市計画 |
| 紅林 眞実 | 株式会社 丸紅 マネージャー | 観光振興 |
| 齋藤 潮 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 教授 | 景観工学(景観論・港湾) |
| 中村 羊一郎 | 静岡産業大学総合研究所 客員研究員 | 歴史・民俗学 |
| 中井 淳一 | 国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 室長 | アドバイザー |

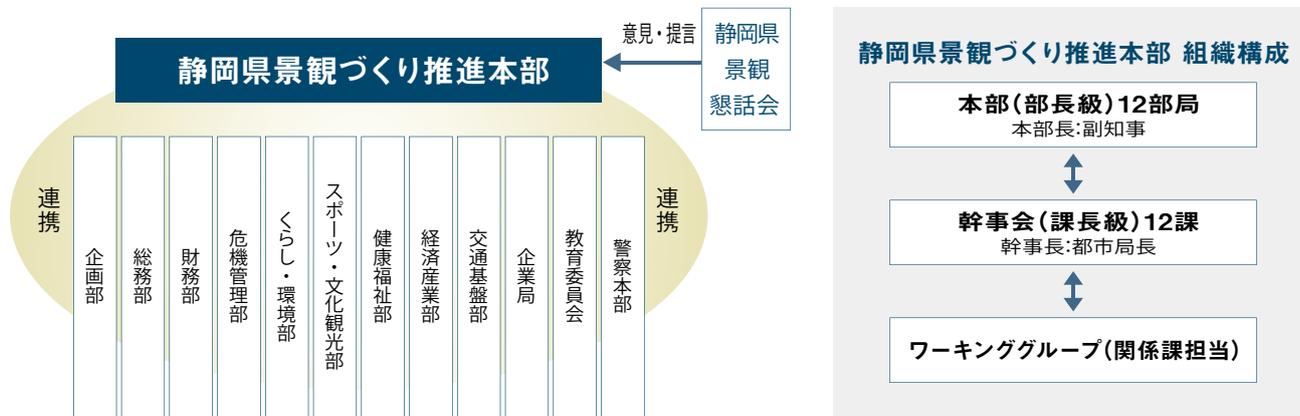
(3)策定の経緯

| 年 | 月日 | 会議等 | 内容 |
|-------|--------------|-------------------------|-----------------------------|
| 平成28年 | 6月2日 | ・庁内連絡会 | 計画策定の方向性検討 |
| | 6月16日 | ◎第1回本部分会議 | 計画策定方針の検討 |
| | 8月3日～8月10日 | ・市町アンケート調査 | アンケート調査の実施 |
| | 8月30日 | ●第1回有識者会議 | 計画策定方針の検討、論点整理 |
| | 8月31日 | ●現地視察 | 現地視察(伊豆の国市、富士宮市) |
| | 9月21日～10月5日 | ・市内アンケート調査 | アンケート調査の実施 |
| | 10月20日 | □第1回WG | 計画素案の検討 |
| | 11月7日 | □第2回WG | 計画素案の検討 |
| | 11月7日～11月10日 | ・市町意見交換(計5回) | 意見交換 |
| | 11月17日 | ○第1回幹事会 | 計画素案の検討 |
| | 11月24日 | ◎第2回本部分会議 | 計画素案の検討 |
| | 12月10日 | ・県民意見交換 | 意見交換 |
| 平成29年 | 12月26日 | ●第2回有識者会議 | 計画素案の検討 パブコメ実施のお知らせ |
| | 1月24日 | ○第2回幹事会 | 計画案の検討 |
| | 1月31日 | ◎第3回本部分会議 | 計画案の検討 |
| | 2月10日～2月24日 | ・市町意見照会 | |
| | 2月10日～3月3日 | ・県民意見の募集 (パブリックコメント) | |
| | 3月17日 | ●第3回有識者会議 | パブリックコメントへの対応報告 計画最終案説明 |
| | 3月23日 | ◎第4回本部分会議 | パブリックコメントへの対応報告 計画の策定・公表 |

●ふじのくに景観づくり有識者会議 ○本部分会議 ○幹事会 □ワーキンググループ

2 改定体制(令和6年度～)

(1)改定体制



(2)静岡県景観懇話会名簿

| 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|--------------|---|----------|
| 天野 光一 | 日本大学 名誉教授 一般社団法人パブリックデザインコンソーシアム 理事・会長 | 会長・景観工学 |
| 伊藤 光造 | 特定非営利活動法人くらしまち継承機構 理事長 | 地域コミュニティ |
| 金田 享子 | 公益社団法人日本サインデザイン協会 専務理事 | サインデザイン |
| 川口 宗敏 | 静岡文化芸術大学 名誉教授 | 都市デザイン |
| 齋藤 潮 | 東京工業大学 名誉教授 | 景観論 |
| 西森 陸雄 | 工学院大学建築学部 教授 | 建築デザイン |
| 渡邊 靖乃 | 三島市社会教育委員 | 教育 |
| Tony Everitt | Tourism Shizuoka Japan 戦略アドバイザー | 観光・広報 |

(3)改定の経緯

| 年 | 月日 | 会議等 | 内容 |
|------|--------------|---------------------|------------|
| 令和6年 | 9月4日 | ◎第1回本部会議 | 計画改定の検討 |
| | 11月7日～11月20日 | ・県民アンケート調査 | アンケート調査の実施 |
| | 2月17日 | ●第1回景観懇話会 | 計画改定方針の検討 |
| | 3月3日 | ○第1回幹事会 | 計画改定方針の検討 |
| | 3月19日 | ◎第2回本部会議 | 計画改定方針の検討 |
| 令和7年 | 6月6日 | ●第1回景観懇話会 | 計画改定素案の検討 |
| | 3月3日(書面) | ○第1回幹事会 | 計画改定素案の検討 |
| | 8月4日 | ●第2回景観懇話会 | 計画改定案の検討 |
| | 8月20日 | ○第2回幹事会 | 計画改定案の検討 |
| | 9月5日 | ◎第1回本部会議 | 計画改定案の検討 |
| | 11月21日(書面) | ○第3回幹事会 | 計画最終案の検討 |
| | 12月10日 | ●第3回景観懇話会 | 計画最終案の確認 |
| | 12月24日 | ◎第2回本部会議 | 計画最終案の承認 |
| | 2月10日～2月24日 | ・県民意見の募集(パブリックコメント) | |
| | 3月(書面) | ◎第3回本部会議 | 策定の報告 |

●静岡県景観懇話会 ◎本部会議 ○幹事会

3 写真提供

・掲載写真の提供元を示す。

●静岡県観光協会



P 8



P14



P14



P16



P37



P37



P37



P37



P38



P38



P39



P39



P40



P40

●静岡観光コンベンション協会



P13

●富士山静岡空港ホームページ



P39

●沼津市



P40

●浜松・浜名湖ツーリズムビューロー



P41



P41



P41

●中日本高速道路株式会社



P43



P43

●JR東海株式会社



P43



しずおか景観形成計画

発行：静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 TEL:054-221-3490

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/keikan/1042528.html>

しずおか景観形成計画についての
詳しい情報はこちらへ

しずおか景観形成計画

検索